

ロシア極東の地方自治

Субъекты Федерации и органы местного самоуправления на Дальнем Востоке



財団法人 自治体国際化協会

はじめに

当協会では各海外事務所を通じ、海外の地方自治制度や地域活性化施策などの各種個別施策についての調査研究を行い、その結果を日本の各地方公共団体に紹介している。既に、「英国の地方自治」「フランスの地方自治」等の9冊が、海外の地方自治シリーズとして発行されている。

1991年のソビエト連邦崩壊後は、日本とロシアの地方自治体間の交流が活発となり、日本との姉妹提携数においては2002年4月1日現在で38件にのぼる。この提携数は世界で10番目であり、その多くが日本海沿岸の地方自治体とロシア極東地方の自治体の間で交わされている。また、青森から島根までの日本海に面する11府県と主要新聞社、さらに各府県の商工会議所連合会で構成する「北東アジア交流海道2000キロ実行委員会」が3カ年にわたって、日本海側の地域連携や北東アジア地域との交流を図っていくプロジェクトが実施されるなど、北東アジア間の交流に対する期待は高い。

本書はこのような状況の中、ロシア極東に位置する「サハリン州」「沿海地方」「ハバロフスク地方」「サハ共和国」の地方自治制度についてまとめ、同時に各連邦主体の憲章または憲法を参考資料として掲載した。本書の発行にあたっては、筑波大学助教授 中村 逸郎先生に原稿の執筆を依頼した。中村先生におかれては、多大なる御尽力をいただき、誠に感謝に堪えないところである。

最後に、本書が地方自治体関係者やロシアの地方自治に関心を持つ方々に少しでも役に立つことを願ってやまない。

平成 15 年6 月

財団法人 自治体国際化協会

理事長 二橋 正弘

目 次

序章 連邦政府の地方管理	1
1. 対立の政治構造	1
2. 大統領権限の強化	3
第1章 ロシア極東連邦管区	6
1. 概要	6
2. 大統領全権代表者	6
第2章 サハリン州の地方自治制度	10
第1節 概要	10
1. 自然環境	10
2. 歴史	10
第2節 サハリン州の政治・行政機構	11
1. 形成構造	11
2. 州知事	13
3. 州政府	16
4. 州議会	17
5. 地方自治	19
第3節 州予算	20
第4節 政治状況	22
第5節 中央との関係	23
1. ロシア憲法と州憲章の関係	23
2. 権限分割協定	24
第6節 対外関係	25
1. 経済活動	25
2. 文化・人物交流	26
第3章 沿海地方の地方自治制度	28
第1節 概要	28
1. 自然環境	28
2. 歴史と人口	28
第2節 沿海地方の立法・行政機構	29
1. 沿海地方の地位	29
2. 沿海地方知事	30
3. 沿海地方政府	32
4. 沿海地方立法議会	33
5. 地方自治	34
第3節 沿海地方の予算	36
第4節 沿海地方の政治状況	38
第5節 中央との関係	39
第6節 対外関係	40

第4章 ハバロフスク地方の地方自治制度	42
第1節 概要	42
1. 自然環境	42
2. 人口と民族	42
第2節 ハバロフスク地方の立法・行政機構	43
1. ハバロフスク地方の地位	43
2. ハバロフスク地方知事	44
3. ハバロフスク地方政府	46
4. ハバロフスク地方立法議会（ドューマ）	47
5. 地方自治	49
第3節 ハバロフスク地方の予算	52
第4節 政治状況	54
第5節 中央との関係	55
第6節 対外関係	56
第5章 サハー共和国の地方自治制度	58
第1節 概要	58
第2節 サハー共和国の立法・行政機構	59
1. サハー共和国の地位	59
2. サハー共和国大統領	60
3. サハー共和国政府	61
4. サハー共和国立法議会	62
5. 地方自治	64
第3節 サハー共和国の国家予算	65
第4節 政治状況	66
第5節 中央との関係	67
第6節 対外関係	68
《参考文献》	69
サハリン州憲章	69
沿海地方憲章	89
ハバロフスク地方憲章	119
サハー共和国憲法	148

序章 連邦政府の地方管理

プーチン・ロシア大統領は就任後の2000年5月13日、「効率的で強い国家」を掲げ、地方への支配を強化する大統領令を発表した。ロシアの再建をはかるには、自立傾向を強めてきた地方へのテコ入れが重要であるという認識にたち、中央権力の強化に乗り出すことになった。一言でいえば、中央権力の緩んだ統制力を強めるのがプーチン大統領のねらいである。

本稿の表題は「ロシア極東の地方自治」となっているが、厳密に解釈すれば地方自治体とは基礎自治体のことである。だがこの表題の意味するところは、以下で紹介する連邦の下位行政単位である共和国、州などの連邦主体のことも含む。

1. 対立の政治構造

ロシアではソ連邦の崩壊後、連邦秩序が崩壊し、政治的、経済的な混迷が深まっていった。そうしたなかであって、分権化という流れがエリツィン時代の1993年頃をピークに強まり、連邦政府が作成する経済・社会プログラムのなかで地域の問題解決にかかわるプログラムは全体の5パーセント以下にすぎず、予算でみても6パーセントほどに低下した。連邦政府の衰退が自明になるのとは対照的に、地方の実質的な権力は多くの連邦主体（ロシア連邦を構成する89の行政単位、その内訳は21の共和国、6の地方、49の州、モスクワ市とサンクト・ペテルブルグ市）の長とその行政機関に集中していった。連邦主体がいわばミニ国家に変身し、ソ連時代に形成されていた中央集権的な国家体制が多くの連邦主体で再生産される状況が出現したのである。

ここで不思議なことはエリツィン時代に、なぜ中央権力が地方政府に譲歩したかという点である。その最大の理由は、地方政府の長の多くがロシア大統領選挙でエリツィンを支持するのと引き換えに、権限委譲を迫ったからだと考えられる。大統領選挙では実際、地方行政府がエリツィンの選対本部になったところもあり、選挙後には連邦政府と地方行政府の癒着構造が形成された。このように考えると、地方分権化は中央権力者が生き残りをかけて権限を切り売りした結果として生じ、地方行政府の長はその権限を利用して政権基盤を強化したのである。地方政府は中央権力から譲歩を引き出した成果を、連邦主体ごとに採択される憲章に盛り込んだ。連邦主体によって中央政府との関係は異なるために一様に規定できないが、なかには本稿で紹介するサハール共和国のように国家主権を掲げる連邦主体まで現れた。

しかし地方政府がどんなに自立傾向を強めても、モスクワ市などの大都市は別にして、多くの連邦主体の財政規模は日本の地方自治体と比較するとたいへん小さいのが実状である。たとえば本稿のサハリン州、沿海地方、ハバロフスク地方、サハール共和国を見てみると、もっとも予算規模が大きいサハール共和国

でさえ、日本では人口5万人の市予算の6割ほどである。予算規模がもっとも小さなサハリン州にいたっては、15パーセントにすぎない。

地方政府が権限強化をはかっても、財政的に自立するのは困難であり、中央政府頼り（歳入の2割から3割が中央からの「移転資金」）となってしまう。地方政府が権力を拡大しているからといって、中央権力が一挙に衰退する状況にはない。地方政府がどんなに声高に権限委譲を連邦政府に突きつけ、獲得した権限を憲章に盛り込んでも、中央政府に依存する体制は従来どおりである。したがって、連邦主体の憲章はその内容の過激さに関係なく、ほとんど実質的な意味を有しない。どんなに連邦政府からの自立を唱えても、財政基盤が脆弱であるかぎり、連邦主体の取り得る選択肢はほとんどない。

にもかかわらず、権限拡大を記した憲章がいったん採択されれば、その憲章自体が一人歩きをはじめ、その内容が地方政府だけではなく連邦政府も拘束する可能性がある。実質的な意味をもたないと考えられる憲章であるが、その憲章が中央と地方の政治関係において大きな争点になることがある。実際にプーチン政権が地方支配を強化しようとする、地方政府は憲章を盾に抵抗するのであり、憲章が実質的に重要な文書に変身する。したがって本稿ではサハリン州、沿海地方、ハバロフスク地方、サハハ共和国の各憲章を訳出することにした。

こうして連邦政府と連邦主体の関係はロシア連邦制を理解する手がかりとなった。しかし、「連邦政府」と「連邦主体」の枠組みでロシア連邦制を分析するのは、いわば圧力団体化している連邦主体の動きに焦点をあて、連邦の政策決定要因の一つを解明するのに役立つ反面、その側面を強調しすぎると、連邦主体の下位行政単位である地方自治体（連邦主体のなかの地区、市、村などの行政単位）にみられる自立的な動きを見過ごしてしまう。

連邦主体の内部はいくつかの地区や市に分割されており、それらの一部は地方政府にたいして一定の独自性を確保しようとしている。これにたいして連邦政府にむけては分権化を唱え、自分たちの統合性と一体性を掲げる地方政府であるが、その内部の地区や市の自立的な動きには歯止めをかけようとするのである。

たとえばロシア極東の連邦主体のなかにも、地方自治体の自立性を圧殺しているところがある。地方自治の形骸化にたいして、自立性を回復している住民たちが「住民自治組織」を結成し、日常生活で生じる諸問題の解決に自主的に取り組んでいる。地方政府の地方自治にたいする抑圧に、住民が抵抗しはじめていたのである。

住民自治組織はモスクワ市やサンクト・ペテルブルク市の大都市をはじめ、ウリヤノフスク市、ペルミ市、チュメニ市、ヴォルゴグラード市、サマラ市、サラトフ市などの都市でも発足している。現時点では、本稿で紹介するロシア極東地方をはじめとする農村部ではなく、比較的に入人口が多いヨーロッパ・ロ

シア地域の主要都市部を中心に広がっている。

住民自治組織の運動は行政機関に依存するのではなく、自発的に住民組織を立ち上げ、その活動を通して地域社会を再建しようというのである。住民活動が積極的になり、そしてそれがほかの社会団体との交流、さらには連携にまで発展している。活動分野が広範に拡大していけばいくほど、住民たちは形式的な権利には満足できなくなり、さらに実質的な権限を要求し、そして権限を行使するうえの基盤となる財源の確保を求めようとする。権限の委譲だけではなく、財源を確保しようというのである。

このように考えると、連邦主体にみられる中央集権的な社会秩序は自立性を回復する住民にとって閉鎖的な部分があるがゆえに、体制化しきれない勢力をたえず醸成してしまう可能性を抱き込んでいる。共和国や州政府に強く反発する住民たちは、連邦主体の上級機関であるロシア大統領に頼ろうとする。大統領は自治の形骸化を嘆く住民からの抗議を受けて、地方政府の実態について調査を行う。

住民自治の状況が悲惨な地域では大統領は積極的に改革に乗り出し、共和国や州政府が大統領から批判される事態が起こる。大統領は地方政府にたいする監督を強化するために、自分の権限を強化せざるを得ない。プーチン大統領は権限強化を目的にロシア全土を7つの連邦管制区に分割し、その一つひとつに大統領全権代表者を配置する。このような形での大統領権限の強化は、大統領への支持率を押し上げる効果を生み、プーチンが70パーセントの支持率を維持できるひとつの要因となっている。

住民自治の発展は一般的に、中央への権限の集権を阻止するという構図で描かれることが多く、地域社会への市民の参加は肥大化する国家権力に歯止めをかけることができると考えられている。言い換えるならば、「求心力のベクトル」と「遠心力のベクトル」にたとえられ、連邦制度は相対する二つのベクトルのせめぎ合いとして理解されることがある。

しかしこのような対立構図で、ロシア社会を論ずることはできない。大統領と住民の間には直接的な権力関係が形成され、大統領は住民からの支持を利用して権限をより強化するのである。住民自治を活発化しようとするほど、ミニ国家を包み込む形で大統領権限が強い中央集権国家が誕生する。住民自治を推進しようとするほど、大統領の権限をより強化する必要性が高まっている。まさに住民自治の拡大には、大統領の権限を強化する中央集権国家が必要なのである。社会の最底辺を活性化するには、最頂点への求心力を強めることが大切であり、「中央」と「地方」の対立構造では描ききれない。つまり地方自治を強化するには、同時に中央権力も強くしなければならないのである。

2. 大統領権限の強化

プーチン大統領の地方改革では、ロシア全土を七つの連邦管制区に分類し、

大統領によって任命される全権代表者が地方の動向を監視することになった。従来は、連邦主体の一つひとつに大統領代表者がいたが、いわば形式的な役職にすぎず、いくつかの地方はエリツィン時代に独自性を追求した。連邦主体が制定する法令の20パーセントが連邦憲法や法律に抵触しているといわれ、プーチン大統領は求心力を回復するために本格的な地方改革に着手したのである。

新しく創設された七つの連邦管制区は、以下の通りである。

- ①中央連邦管区(中央：モスクワ市)
- ②北西連邦管区(中央：サンクト・ペテルブルグ市)
- ③北カフカース連邦管区(中央：ロストフ・ナ・ドヌ市)
- ④沿ヴォルガ連邦管区(中央：ニジニー・ノヴゴロド市)
- ⑤ウラル連邦管区(中央：エカテリンカブルグ市)
- ⑥シベリア連邦管区(中央：ノヴォシビルスク市)
- ⑦極東連邦管区(中央：ハバロフスク市)

連邦管区の区分は七つの軍管区に合わせて行われ、また今回の再編成にともなって13の関税事務所が七つに統合された。各連邦管区の中央は、大統領が地方を統轄する政治的、経済的な拠点となった。

プーチン大統領の地方改革では、大統領全権代表者には高い地位が与えられており、彼らはある程度自由に振舞うことができる。先の大統領令によれば全権代表者の基本的な任務は、中央政府の決定や人事政策が各連邦管区内で確実に執行されるように監督することである。中央政府の方針にしたがって管区内の社会・経済発展計画を作成し、必要に応じて地方政府と自治体の業務に参加することもできるが、もっとも重要な仕事はロシア憲法や法律に違反する法令が管区内で制定された場合、それらの効力停止に関する動議を大統領に提出することができる点である。

連邦主体の法律が連邦憲法に明白に抵触するケースは別にして、多くの場合、解釈によって違憲の判断は微妙に分かれる。司法判断は最終的にはロシア憲法裁判所で行われるが、政治的な判断は全権代表者にかかっている。もし中央と地方の間で対立が発生した時、先の大統領令によれば両者を調停するのは全権代表者の役割である。

連邦管区の設置についての評価は、地方政治家の間で分かれる。チトフ・サマラ州知事は全土を民族別に区分しなかったことに注目し、「ロシアは統一国家になった。すべての連邦主体が、同一の権利とチャンスを得ることができた」と歓迎した。チトフ知事は、民族共和国の突出した権限を認めない大統領の姿勢を支持するのである。

これとは対照的に、新しい対立の発生を懸念する声があがっている。たとえばインゲーシ共和国のアウシェフ大統領は、北カフカース連邦管区の中央が自分たちの所でないことに声を荒げ、「私がロストフ・ナ・ドヌ市に行くことは絶対にない」と言明している。国内の有力な連邦主体であるイルクーツク州、ク

ラスノヤルスク州、沿海地方、タタルスタン共和国などでは、連邦管区の中心地になれなかったことにたいする不満が強い。また北方領土問題をかかえるサハリン州では、極東連邦管区の中央がハバロフスク市にあり、全権代表者の日ロ関係への関わりを探る動きも出ている。

シャイミエフ・タタルスタン共和国大統領によれば、全権代表者と地方政府の指導者が敵対関係にある場合、地方にとって都合の悪い情報がプーチン大統領に一方的に流れることを警戒している。プーチンの地方改革には賛否両論あるが、いずれにしても地方政治家の間では全権代表者にいくらかの手心を加えてもらうような特別の配慮が必要であることで思惑は一致しているようである。プーチンは強い権限を確立することを目指しているが、皮肉にもその強化策が新しい混乱を引き起こす危険性を孕んでいるのである。求心力の強化をはかる連邦政府であるが、ロシア国家再生プログラムの作成と実現にあたっては地方政府の役割は大きく、それらの諸機関が地域情勢を正確に把握し、そのうえで連邦政府との密接な関係を構築する必要性が高まってきている。プーチンはロシア社会を再生させるには住民自治の拡大が不可欠であると考えているが、同時にエリツィン時代に権限基盤を強化した地方政府との新しい関係樹立も重要な課題である。

第1章 ロシア極東連邦管区

1. 概要

ロシア極東連邦管区にはいるのは、10の連邦主体である。サハ共和国、沿海地方、ハバロフスク地方、アムール州、カムチャツカ州、マガダン州、サハリン州、ユダヤ自治州、カリヤーク自治州、チュコート自治州であり、総面積は621万5900平方キロメートル、ロシア全土の35パーセントを占める。この地域の総人口は742万8000人、ロシア総人口の5パーセントにすぎない。面積では35パーセントを占めながら、人口割合はわずか5パーセントである。民族は30以上を数え、ロシア人、ウクライナ人、タタール人、ユダヤ人、朝鮮人などがすむ。

ロシア極東地域の生産力は低く、その総生産高はロシア全体の6.65パーセントを占めるにすぎない。生産高の内訳では、サービス業が全体の60パーセントに達し、工業生産の38パーセントが続き、農業の1パーセントとなっている。ロシア極東地域でもっとも生産高が大きい連邦主体はサハ共和国であり、この極東地域の25パーセントを占める。ロシア極東の経済は1995年以降衰退傾向にあるが、そのなかにあってサハ共和国とハバロフスク地方の落ち込みは最小限を保っている（2、3パーセントの減少）。

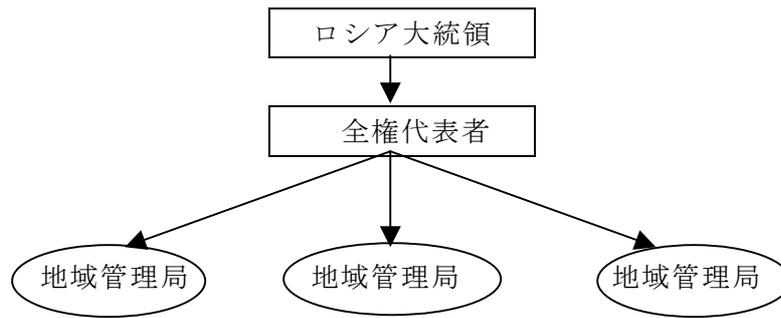
ロシア極東地域の貿易は、1998年8月の経済危機以降回復してきているといわれている。1996年の輸出入高は全生産高の35パーセントを占め、輸出高でみれば10.6パーセントである。

2. 大統領全権代表者

ロシア極東連邦管区の代表部(ロシア語による正式名称は **Аппарат полномочного представителя Президента РФ в Дальневосточном федеральном округе**)は、ハバロフスク市に開設されている。この代表部の長は全権代表者であり、かれが大統領と極東地方とのパイプ役を務める。全権代表者を含む指導部を構成するのは、2名の第一副代表者と1名の副代表者である。副代表者はハバロフスク市ではなく、モスクワ市で勤務する。

指導部を支えるのは、「主席連邦監督官」と「連邦監督官」である。監督官の下には2名の「総参事官」と3名の「参事官」がおり、おもに地域の諸問題の収集を担当する。住民対策は全権代表部にとって重要な任務であり、「市民面会係長」をトップに、面会の手続きは「主任専門官」と「専門官」が担当する。

全権代表部の下部機関は各連邦主体に配置されており、その名称は「地域管理局」(**Территориальное управление аппарата полномочного представителя Президента РФ в Дальневосточном федеральном округе**)である。ロシア極東連邦管区では、10の連邦主体の一つひとつに地域管理局が設置されている。



ロシア大統領全権代表者の権限については、2000年5月13日付けの大統領令「連邦管区におけるロシア大統領全権代表者にかんする規定」に記載されている。これによれば、全権代表者は「連邦公務員」であり、大統領府の構成メンバーである。かれの任命は大統領がおこない、全権代表者は大統領に従属し、大統領への報告義務を負っている。全権代表者の任命にあたって候補者を選出するのは、大統領府長官である。全権代表者の任期については、特に規定はない。第一副代表者の任命手続きは全権代表者と同じであるが、副代表者の任命権は大統領府長官にある。

全権代表者の重要な職務と権利は、以下の通りである。

(1)全権代表者のおもな職務

- ・連邦国家権力機関の決定が連邦管区で執行されているかどうかの監督
- ・ロシア大統領が発令する人事政策を連邦管区で実施する

(2)全権代表者のおもな権利

- ・連邦管区内の連邦国家機関が必要とする情報、資料の収集
- ・連邦主体と地方自治体に、全権代表部職員を派遣する
- ・ロシア大統領令の実施を点検する
- ・問題のある組織・機関の長を連邦国家機関の審査に付す
- ・審議会を設置する

全権代表者はロシア全土では平均して、10から20ほどの連邦主体を担当しており、大きな権限が付与されている。まず職務としてあげられているなかで重要な点は、連邦レベルで採択された人事を地方政府が実行しているかどうかを監視する役割を担っていることである。統一国家の樹立を掲げるプーチン大統領にとって、地方の人事政策は中央政府の求心力を回復するうえで重要な政策である。エリツィン時代には、連邦政府の意向が無視され、地方が独自の人事政策を打ち出した時期があったために、プーチン大統領は全権代表者の活動を通して中央政府の意思の徹底をはかろうとしているのである。

全権代表者の権利でもっとも注目されるのは、連邦主体と地方自治体に全権代表部職員を派遣できることである。とくに問題となるのは、連邦主体ではなく地方自治体への職員の派遣である。連邦主体は連邦国家機構を構成しているので憲法上の齟齬はないが、ロシア憲法によれば地方自治体は連邦機構には加

わらない。ロシア憲法で地方自治体に連邦機構からの自立性が保障されているが、自治体の活動に全権代表者が連邦職員を派遣する権利がロシア大統領によって認められているのである。連邦大統領の意向が直接的に自治体の活動を拘束する事態が状況によっては想定されるわけであり、ロシアにおける地方自治の限界が浮き彫りになるのである。

ロシア極東連邦管区ハバロフスク代表部幹部名簿

職名	氏名	電話
大統領全権代表者	プリコフスキー・コンスタンティン	31-30-44
第一副代表者	アパナセンコ・ゲンナージ	31-30-44
第一副代表者	トリゲーボフ・ヴィークトル	31-39-96
副代表者	グーリー・ヴィターリー	792-49-42(モスクワ)



第2章 サハリン州の地方自治制度

第1節 概要

1. 自然環境

サハリン州はロシア連邦のなかで唯一、島々からなる連邦主体であり、州内には59の島が点在している。サハリン州は、ユーラシア大陸とタタール海峡(日本の名称は間宮海峡)を隔てて位置している。総面積(サハリン州の公式統計では北方領土を含む)は8万7100平方キロメートル、そのなかでもっとも広い島は全面積の89パーセントを占めるサハリン島である。この島は南北に細長く、その距離は948キロに及び、東西の長さではもっとも長いところで160キロ、もっとも細い場所はわずか26キロにすぎない。州の面積の三分の二は、森林に被われている。

サハリン島の天候は周囲が海に囲まれているために大陸と比較して湿気が多く、夏季には雨量が多い。冬季の平均気温は北部でマイナス22度、南部ではマイナス6度。夏季の平均気温は北部で10度、南部では18度である。

サハリン島とは別に、クリル諸島(千島列島)が南北に1320キロにわたって、30以上もの島々が連なっている。このクリル諸島は、「大クリル諸島」と「小クリル諸島」に区分されている。大クリル諸島は、北端はカムチャツカ半島に接し、南端は北海道まで延びており、長さは1200キロである。その間に30の島々が連なっており、エトロフとクナシリはこの大クリル諸島に属している。小クリル諸島は北海道の先端から北東の方向に連なっており、長さは120キロに及ぶ。この小クリル諸島には6つの島があり、シコタンを除けばその大部分は平坦な原野である。

クリル諸島の総面積は15万6000平方キロメートルで、人口は2万2300人(1992年現在)である。民族構成ではロシア人をはじめとしてウクライナ人、白ロシア人、朝鮮人、ニヴヒ人、オロチ人、アイヌ人が住んでいる。クリル諸島の気候は全般的に、モンスーン気候で寒い。もっとも寒いのは2月で、平均気温はマイナス7度、最低気温はマイナス25度まで下がることもある。もっとも暑いのは8月で、北部では10度、南部では31度まで上がることもある。夏季には霧が深くなることもあり、冬季は吹雪が続く。

2. 歴史

サハリンは1932年10月20日、当時の「極東地方」に編入する形でソ連邦の正式な行政管区として発足し、1938年には「ハバロフスク地方」に再統合された。第二次世界大戦後の1947年1月2日、現在のサハリン州を結成した。

サハリン本島の歴史を州の公式見解に基づいて遡ると、本島はオランダの探検隊によって1643年に発見されたという。その当時、サハリン島は北海道

の一部と考えられており、独立した島とは考えられてはいなかったようである。その翌年に、ロシア人によってサハリン島の海岸線が確認されたが、実際にロシア人がサハリン島に渡ったのは1805年である（日本の間宮林蔵がサハリン本島に渡ったのは1808年のことである）。クルゼンシテルン海軍大將は大陸からサハリン島まで泳いで渡り、地図を作成した。その後、サハリン島で本格的な調査が行われるのは19世紀半ばである。

1855年の日ロ通商友好条約で、サハリン島は日ロの共同領有に、千島列島についてはエトロフ以南を日本、以北はロシア領に定められた。1875年の樺太千島交換条約では、サハリン島はロシア領、千島列島は日本領になった。1860年代以降、サハリン島はロシアの流刑地になり、1890年にはロシアの作家チェーホフが訪問し、のちに『サハリン島』を執筆している。日ロ戦争のあとのポーツマス条約で、サハリン島の北緯50度以南は日本領となるが、1945年8月9日のソ連参戦を受けてサハリン島と千島列島はソ連の支配化に置かれることになった。

クリル諸島については、その島々の存在がロシア人によってはじめて確認されたのは、17世紀半ばである。ロシア人の探検隊のアトラソフが1698年にはじめてクリル諸島に足を運び、1738年にシュパンベルクがクリル諸島の地図を作成した。ロシア人は、サハリン本島よりも早くにクリル諸島に定住している。

第2節 サハリン州の政治・行政機構

1. 形成構造

(1) 存立基盤

サハリン州の行政上の中心地は、ユジノ・サハリンスク市である。州の総人口は2002年現在、60万8000人である。注目したいのは、この数年で人口が急減していることである。たとえば1994年と比較すると9万1200人、13パーセントも減少している。人口の推移をみると、1987年に前年比で7603人の増加を記録したのをピークに、その後は増加の幅が縮小し、1993年以降は減少に転じている。

サハリン州ではソ連崩壊後、経済・社会の混乱が生じ、根本的な建て直しが緊急の課題となった。そのための基本政策を採択する州議会と、それを執行する州行政機関の新しい権限を盛り込み、州の存立基盤を提示する「サハリン州憲章」が州議会で採択されたのは1996年1月2日のことである。州憲章の制定にむけて本格的な作業に着手されたのはその2年前であり、州議会本会議での3回の読会を経て、1995年12月26日に原案が採択された。この州憲章には州の権限事項などが記されており、これを基盤としてサハリン州政府は1996年5月29日、連邦政府との間で権限分割協定を締結した。サハリン州の専権事項を踏まえ、連邦政府の役割が規定されたのである。

つぎに、州憲章に掲げられているサハリン州の存立基盤について考えてみよう。サハリン州議会は憲章の採択にあたって「現在と将来のサハリン住民とクリル住民にたいする責任を自覚」し、「経済発展と住民福祉の改善」のためには「島の特殊性であるところの比類のない豊かな天然資源」が不可欠であると考えたと記されている。州憲章の本文にも、住民生活と天然資源の関係について触れており、たとえば「天然資源と土地は、サハリンの住民生活と活動の基盤として利用、保全」され、「サハリン州の諸利益は天然資源開発から得られる」と書かれている(州憲章第74条)。

そのうえで、サハリン州は「天然資源開発にかんする協定の作成と入札に参加できる権利」を有し、利益の一部を獲得できることになっている(州憲章第74条)。サハリン州の領土と天然資源にたいする州住民の意識を強めようというのが、憲章の基本的なねらいである。

(2)州の境界線の変更

サハリン州憲章第3条によれば、州の領土を構成するのはサハリン本島とクリル諸島、そして小クリル諸島であると明記されている。ここで重要な点は、サハリン州の領土をとりかこむ境界線の変更の手続きにかんする規定である。

憲章では、州の境界線は連邦の法律にしたがって規定され、その変更はロシア憲法に基づいて実行されると以下のように明記されている。「サハリン州は、サハリン島とマーラヤ・クリリスカヤ・グリャーダ(註、ハボマイ諸島とシコタンのこと)を含むクリル諸島から構成されており、州の境界線はロシア連邦が締結する国際条約とロシア憲法、連邦の法令にしたがって規定される」と記されている。

国際条約とは、連邦政府が諸外国と交わす条約のことであり、サハリン州の境界線は、こうした国際条約に拘束されることになっている。サハリン州が連邦を構成する主体である以上、国際条約はサハリン州にたいしても効力を有すると考えられるからであろう。

しかし、州の境界線の変更には、たとえ国際条約の締結によるものであろうとも、州住民の同意が条件となっている。州憲章には「州の境界線の変更へのサハリン州としての合意は、州住民投票で表明される」と断言されている。サハリン州は、州の境界線が外国、おそらく日本の国境線と接していることを念頭におき、それが日本とロシアの両政府間でなんらかの国際条約で一方的に変更されることにたいして歯止めをかけようというのである。州の利益を無視するような日ロ政府間の外交交渉の決定には、州住民投票で対抗しようとする考えである。

サハリン州は、州憲章の発効とほぼ同時期の1996年1月31日、「サハリン州住民投票にかんするサハリン州法」を採択している。州住民投票の発議には、三つの方法がある。

- ①州議会議員の三分の一以上が加わる議員グループが発議し、三分の二以上の議員の賛成が得られた場合
- ②州知事が州議会にたいして提案し、議員の三分の二以上の賛成があった場合
- ③50人以上から構成される市民グループが、州内の有権者1万人以上の署名を集めた場合。ただし、この署名活動では最低条件として、州都ユジノ・サハリンスク市で2千人以上の署名が条件となっている。

上記の3番目の項目では、北方領土のある南クリル地区といった特定の地域に片寄って署名が集中しないようにしており、州政府のあるユジノ・サハリンスク市での一定の署名数を課すことで、署名活動にたいする影響力を強めようというのである。

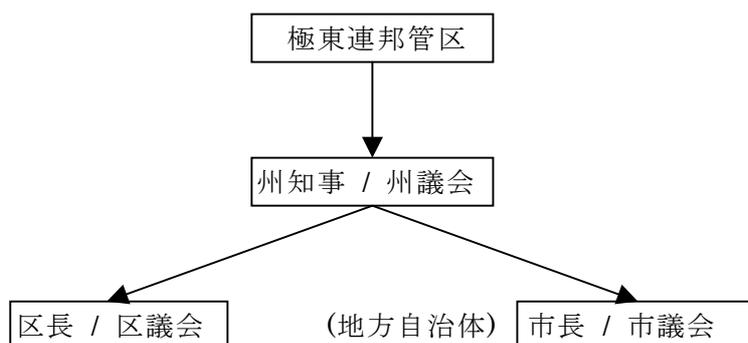
州住民投票が成立するには、州内の有権者50パーセント以上の参加が必要であり、その結果は投票数の過半数で決定される。ということは、全有権者四分の一以上で採択されることになる。州住民投票で採択された決定は、「全住民を拘束するものであり、いかなる国家機関の承認も必要としない。州住民投票で採択された決定は、新たに州住民投票を実施せずに修正、無効にすることはできない」ことになっている。

2. 州知事

サハリン州では行政上の最高責任者は知事であり、有権者の選挙でえられる。知事は州行政機関にたいして基本的な活動方針を提示し、ほかの連邦主体と諸外国との関係を調整する。対外関係の協定に署名するのも、知事の職務である。

以下では、サハリン州の行政機関の権限を紹介するが、ここでの論旨は州議会よりも州行政機関の最高責任者である州知事に実質的な権限が付与され、彼を中心に州の復興と発展が図られている点である。州議会は知事のいわば追認機関となっている。州憲章を採択したのは州議会であるが、皮肉にも州議会よりも州知事のほうが大きな主導権を握ることになった。

サハリン州の政治構造



注、地方自治体の行政単位としては、アレクサンドロフスク・サハリン地区、アニワ地区、ドリンスク地区、コルサコフ地区、ネヴェリンスク地区、オハ地区、パロナイスク地区、ウグレゴルスク地区、ホルムスク地区、マカロフ地区、ノグリキ地区、スミールヌィフ地区、トマリ地区、ティモフスク地区、クリル地区、北クリル地区、南クリル地区、ユジノ・サハリンスク市がある。

州知事は、旧ソ連の崩壊直後はロシア大統領に任命されていたが、1996年10月に実施された知事選挙以降は州有権者の直接選挙で選ばれている。いわば、連邦から派遣された官吏のような存在であった知事は、州有権者によって選挙されることで、かれらに直接的な責任を負うことになった。知事の任期は4年である。州知事が選挙で選出されると、住民のまえで宣誓を行うことになっている。その内容は、州憲章第25条に以下のように記されている。

「サハリン州知事の職務を遂行するにあたって、サハリン州住民に誠実に奉仕し、人間と市民の権利と自由を尊重、擁護する。そしてロシア連邦憲法と連邦の法令、サハリン州憲章と州の法令を遵守し、自分に課せられた知事としての崇高な職務を誠実に遂行することを誓う」。

州知事の地位は比較的安定しており、州議会は「知事をその職から解任するための弾劾を提案し、解職にかんする決議を採択」できるが、「サハリン州住民投票の結果によらずして解職することはできない」ことになっている。

州知事に安定した地位が保障されているのは州議会議員と同じであるが、両者が決定的に違うのは、知事は現実の活動において大きな主導権を握ることができる点である。州知事は「州議会の公開・非公開を問わず本会議に出席」し、本会議の議事事項をはじめとする「州法案を州議会の審議にかける」こともできる。こうした権利を保障するために州議会本会議が閉幕しているときには、州知事は議会にたいして「臨時会の招集にかんする提案をおこなうことができる」ことになっている。さらに、州知事には一定の拒否権も認められている。「サハリン州議会が採択し、知事の署名が必要であるために送付されてきた法令を、州知事は州議会に差し戻すことができる」という。議会には知事の拒否権をはねのけ、法令への署名を強制できる権限はない。

広範な裁量権を付与されている州知事の重要な権限のなかには、法案と予算案の州議会への提出権をはじめとして法令の署名と公布、州の社会・経済発展計画の議会への提出、州議会の臨時会の招集などがある。州知事の権限のなかでも、州議会の承認を必要としない事項にかんしては、知事が独自の判断で「決定」を發布することができる。その政令は署名があった日に、州議会にも送付される。

州知事の専権事項については、16の事項が州憲章に列挙されている。そのなかの重要なものを以下に紹介しよう。

①州知事は対外貿易にかんする協定、合意についてサハリン州を代表して署名

する。

②サハリン州政府を組織する。

③サハリン州議会に法案を提出する権利を有する。

④サハリン州議会の解散権をもつ。

⑤サハリン州議会臨時会を召集する。

⑥サハリン州議会に予算案を提出する。

⑦毎年 2 月 1 日以前に、サハリン州の社会・経済状況とその発展にかんする年次教書を発表する。

以上のような専権事項を背景に州知事の主導権を強化するために、「政治審議会」が設置されている。構成メンバーは、22人である。この審議会の主な機能としては、社会で生じている諸問題を適宜に知事に報告し、それらにかんする助言を行う。知事からの要請を受けて、重要な社会、経済、政治問題についての議案を知事と協議する。この審議会は同時に、サハリン州行政機関と社会団体との調整役もはたすことになっている。

審議会は、最低でも3カ月に一度の割合で定例会を開催することになっている。臨時会は、審議会議長の発議で開催することができる。議長には多くの場合、州知事の就任が慣例となっており、審議会の定足数は定数の半数以上と定められている。採決は出席者の半数以上の賛成で得られ、同数の場合には議長の判断に委ねられている。審議会の準備や具体的な問題についての文書の作成などを行う作業グループを設置することが認められており、また審議会の活動に専門家を招くこともできる。審議会での検討されている社会的に重要な問題や決定については、マスコミを通して広く公表される。

州知事はすでに述べたように、比較的安定した地位を保障されている。このために知事が任期中に地位を追われるのは、例外的な事態である。任期中に知事の権限が停止されるのは、以下のような場合に限定されている。

①知事の死亡

②サハリン州議会の不信任にともなう知事の解職

③自己都合による辞任

④ロシア連邦大統領による解職

⑤裁判所による知事職務遂行不能の認定

⑥裁判所による知事失踪の認定

⑦裁判所による知事の有罪判決

⑧ロシア連邦領土外での定住

⑨ロシア連邦国籍の喪失

⑩サハリン州有権者による解職

知事の解職は、以上の10項目が定められている。このなかで注目したいのは、ロシア大統領による解職である。知事は有権者によって選挙で選出され、この意味では有権者を代表している。有権者の利益を代表して政策を遂行する

ことになるが、その利益がロシア大統領の政策や利益と対立する場合、大統領は知事を解職することができる。一言でいえば、大統領はサハリン州有権者の利益を否定することができるのである。

3. 州政府

地方行政は、州とその下位組織である地方自治体(市と地区)が広範な権限と責任をもって実施にあたっている。地方行政を実際に担当する最高機関はサハリン州政府であり、この機関がどのように構成され、機能しているかは地方行政の根幹的な問題である。

地方行政は基本的には、州住民の意思と利益に貢献するものであり、その組織は住民の意思を敏感に、そして的確に反映できるように構成される必要がある。他方で、行政機関は住民にたいして一貫した責任をもって日常の行政に従事し、その適否を住民が判断できるように、各行政機関の権限と責任の範囲、機関相互間の指揮命令系統は明確に確定されている必要がある。

地方行政機関は簡単にいえば、上記のような内容を盛り込んだ形で構成されることが重要である。地方行政の業務が広範にわたり、住民生活への影響が大きくなればなるほど、先の主旨は重視されるようになる。

以下では、サハリン州の行政機関を概観してみることにする。州政府の権限については、サハリン州憲章のなかに24の事項が設けられている。ここでは、重要な点を以下に列挙する。

- ①サハリン州の総合的な社会・経済発展のための措置を講じる。
- ②州知事がサハリン州議会に提出する予算案を作成する。
- ③サハリン州国有財産を管理する。
- ④連邦財産のなかでサハリン州に管理が付与されている財産を管理する。
- ⑤住民サービスを実施する。
- ⑥州知事の署名を受けて法令を公表する。
- ⑦法律的な意義をとまなう州政府決定を公表する。
- ⑧非法律的な性質のものについては命令を公表する。

以上のような専権事項を基盤に州政府を指導するのは知事の役割であるが、知事の仕事を補佐し、職員の監督にあたるために副知事の職が用意されている。実際には日常業務を担当しているのが、副知事ということもできる。副知事の人数についての特別の規定は設けられていない。通常は複数から構成されており、第一副知事には重要な任務が課せられている。たとえば知事がなんらかの事情で職務の遂行が不可能になった場合、かれにかわって第一副知事が執務をとることになる。

ただし、サハリン州議会への法案の提出、州法令の採択と却下、そして州議会の解散権については知事だけに付与されている専権事項であり、知事にかわって副知事がこれら三つの職務を代行することは認められていない。

また、知事が裁判所の決定によって知事の職務が停止された場合は第一副知事が代行することになるが、そのときには州議会の解散権をのぞき、知事の専権事項を遂行できることになっている。

サハリン州政府幹部名簿

知事		
ファルフトジーノフ・イーゴリ		72-19-02
副知事		
マラーホフ・イヴァン		72-29-78
ゴミレフスキー・ヴィターリ	州政府事務局長	74-28-41
ダグテレフ・セルゲイ		42-14-46
ノーヴィコヴァ・ナターリヤ		42-45-81
ポドリヤン・セルゲイ		42-13-80
スクリャレンコ・マグダリーナ		42-47-78
ホロージン・アナトーリー		72-25-22
シャポーヴァル・ヴラジミール	ロシア大統領・政府サハリン州行政府 代表	203-79-09 (モスクワ市)
アルトゥーホフ・ヴァシーリー	ロシア大統領・政府サハリン州行政府 副代表	203-78-34 (モスクワ市)
バリューク・アナトーリー	総務部長	74-48-48

地方行政を担うサハリン州政府の事務を系統的に分掌させるために、委員会、局、部などの内部部局が設けられている。

委員会としては「経済委員会」「国際・対外経済・地域間関係委員会」「工業・貿易委員会」「国家財産管理サハリン州委員会」が開設されている。

局としては「社会保護局」「教育・文化・スポーツ局」「保健局」「建設局」「石油・天然ガス開発局」「パルプ工業開発局」「漁業局」がある。

部としては「労働部」「価格部」「財政管理部」「住居・公共サービス部」「燃料・エネルギー・天然資源部」「運輸・郵便部」「道路部」「農業・食料品部」「新聞・テレビ・ラジオ・マスコミ管理部」「獣医部」「公文書部」「国家表彰部」「住民登録部」「社会団体・住民関連部」が設置されている。

4. 州議会

ロシア国内の地方議会は、1993年10月に大きな変革を迎えることになった。ソ連邦が崩壊したのは1991年12月末であったが、その後もソ連時代のソビエトという立法・行政機関は存続していた。1993年10月9日にエリツィン・ロシア元大統領はソビエト制度の廃止を発表し、サハリン州においても同年10月22日にサハリン州知事によって廃止された。

ソビエト制度にかわって新しい立法機関の開設が決定したのは1994年2月16日であった。同年3月27日に新しい州議会選挙が実施された。定足数が27人に拡大したのは1996年10月の第2回州議会選挙からで、任期も4年に定められた。

議員の地位は、州の法律で規定されている。議員の職位にある期間、連邦議員などの公的な職を兼任し、報酬を供与されるような活動を行うことは禁止されている。ただし教師や学術活動、創作活動については報酬をえることがあっても認められている。有権者は、正式な手続きを経て議員を解職することができる。

州議会本会議の定足数は、定数の三分の二以上である。選挙後の第1回本会議は、選挙から60日以内に開催され、開会宣言を行うのは議員のなかの最長老と決められている。本会議は公開が原則であり、例外的に州の法令で定められた議案を審議する場合には非公開で行うこともできる。

サハリン州議会には、さまざまな権限が与えられているが、そのなかでもっとも重要なものは「議決権」である。議決とは、サハリン州としての団体意思を決定する行為であり、重要な議決権としては「法令の制定」と「予算の決定」である。この二つは、サハリン州の活動の基本にかかわる意思決定であり、議会のもっとも基幹的な権限である。

しかし予算の決定についていえば、その作成と提案権は州知事の専権事項であるために、議会がどの程度まで詳しく審議し、州知事の提案に修正を加えることができるかは疑問である。議員が修正をおこなうにしても、かなり高度な専門知識と情報が必要であり、議会局がどこまで議員に協力できるかにかかっている。だからといって逆に、議員が予算修正権を乱用するようなことがあれば、知事の予算提案権が侵害されることになりかねない。どこまでも、知事の提出した予算全体のもつ基本政策を破壊しない程度での修正ということになる。極端な場合、州議会は州行政機関の追認機関になってしまうことも考えられる。

州議会が採決できる法令などの専権事項は22項目が定められており、おもな内容を以下に紹介しよう。

- ①サハリン州知事によって提案された州予算とその執行報告を承認する。
- ②州知事によって提案されたサハリン州の社会・経済発展計画を承認する。
- ③サハリン州財産の管理と処分にかんする手続きを制定する。
- ④サハリン州の行政区分とその変更の手続きを制定する。
- ⑤サハリン州の行政機構を制定する。
- ⑥連邦の法令によってサハリン州に帰属する税金と徴収金、それらの徴収の手続きを制定する。
- ⑦サハリン州内に設置されているロシア大統領、ロシア政府、ロシア連邦議会連邦会議の代表部の活動規定を制定する。

⑧サハリン州住民投票実施の手続きを制定する。

⑨州知事への不信任表明手続きを制定する。

⑩サハリン州の協定の締結と破棄を制定する。

以上のような専権事項を実現するために、議員はより専門的な審議をおこなう常設委員会を開設している。その委員会は「社会政策委員会」「予算財政委員会」「国家建設・地方自治委員会」「経済政策・工業委員会」「天然資源・環境保護委員会」「法令・対外関係委員会」「議員倫理・情報政策・文化・社会団体問題委員会」「教育・研究・スポーツ・青年問題委員会」であり、各委員会には平均で5人ほどの議員が所属している。

つぎに、州議会の権限停止について触れておこう。州議会の実質的な機能はかなり限定されているのとは対照的に、議員の職位は比較的安定している。州知事には州議会の解散権なく、議会が解散される方法は二つに限られる。一つは「自己解散」であり、「三分の二以上の議員の賛成」が要件となっている。

解散のもう一つの方法は、州住民投票である。州住民投票実施のための要件についてはすでに言及したように、その発議権は知事と市民グループに認められている。州知事の提案が可決されるには、議員の三分の二以上の賛成が必要である。知事と議会が対立した場合、議員たちが知事の提案する解散のための州住民投票の実施に賛成することはほとんどあり得ない。州知事の発意で結果的に州議会が解散される可能性は、かなり低いといえる。このように、いったん選挙で選出された議員は、自己解散か州住民投票によってだけ議会が解散されるというきわめて安定した環境下で活動できるようになっている。

州議会の活動を支援する事務局として、サハリン州議会議会局が開設されている。この議会局の秘書的な機能を充実させ、強化することで、州議会の政策立案能力を活性化することが期待されている。議会局の基本的な任務は「サハリン州議会議会局規定」に記されている。それによれば、まず「本会議の準備」がある。本会議の議事日程を作成し、その実施のための環境整備を行う。二つ目の任務としては、「議案の作成」がある。権限の範囲内で議会活動の問題についての議案、声明案を作成する。三つ目に「議決の実現」があり、州議会の法律・議決の監督を組織的に実施する。

議会局の最高責任者は議長であるが、日常の活動を統轄するのは議会局長である。職員は、議会局幹部職員、議会内常設委員会の議長などの提案を受けて議会議長によって任命される。議会局長と管理職には、州議会議員が兼職することは認められていない。議会局は「国家と法管理局」「情報分析部」「組織部」「情報システム課」「総務課」「プレスセンター」「財政課」「人事課」「議長事務室」「副議長事務室」「常設委員会事務室」から構成されている。

5. 地方自治

ロシアでは憲法上、州レベルまでは国家権力機構に含まれており、地方自治

体は州内の地区、市、村などの行政単位のことである。ロシア憲法が想定している地方自治を担う主体は連邦主体ではなく、その下位行政単位である。州レベルの立法・行政機関は国家機関であり、地方自治の主体になることが想定されていない。

サハリン州には、18の地方自治体(ユジノ・サハリンスク市と17の地区)が存在している。サハリン州憲章では、ロシア連邦法である地方自治法に従って、18の自治体はそれぞれに自治体憲章を制定し、そのなかで立法機関と執行機関の長の権限をはじめとする地区の存立基盤も独自に盛り込めることになっている。この立法・執行機関は「国家権力機関制度に含まれない」と明記されており、サハリン州の立法・行政機関といわば並存する形となっている。

しかし、地方自治体が現実に活動するにはさまざまなサハリン州法で制約を受け、独自の地方自治の確立という原則に枠がはめられる。自治体憲章の制定では、「サハリン州法で定められている手続きに基づいて国家登録」される必要があり、自治体の改組や名称の変更、さらには境界線の確定においても、それらの手続きはサハリン州法で定められている。

州と自治体の関係の中心的な問題は、地方自治体が関与できる専管事項がどのように定められるかである。「地方自治体と国家機関の権限分割は、連邦の法律とサハリン州法によってのみおこなわれる」ことになっており、地方自治体が自治体憲章のなかに自分たちの専管事項を記載しても形骸化するケースも考えられる。

第3節 州予算

2001年のサハリン州予算を見てみよう。その額は、本稿で紹介する沿海地方、ハバロフスク地方、サハル共和国のなかでもっとも少ない。サハリン州予算の最大の特徴は歳入不足で、34億4724万9000ルーブル(約118億2000万円)の歳出額にたいして、歳入額は32億8582万1000ルーブルであり、その結果として1億6142万8000ルーブルが不足することになった。この不足額は、歳入の8.91パーセントに達する。

おもな歳入項目では、「税収」が15億6850万ルーブルで、歳入総額の47.73パーセントを占めている。税外収入は2億4311万6000ルーブルで、歳入総額の7.4パーセントを占める。税収15億6850万ルーブルが歳出総額34億4724万9000ルーブルに占める割合は45.5パーセントであり、税収が歳出をまかなえる割合は半分以下である。

歳入で注目すべき点は、連邦政府からの「移転資金」は10億3772万2000ルーブルで、歳入に占める割合は31.58パーセントに達することである。この割合は、沿海地方ではわずか2.8パーセント、その他の連邦主体でも20パーセント前後であり、サハリン州の占める割合の大きさが明らかに

なる。サハリン州予算における移転資金の歳出に占める割合では30パーセントであり、サハリン州予算の歳出が連邦政府からの資金に頼っている実態が浮き彫りになる。

つぎに、歳出項目を見てみよう。歳出のもっとも多いのは「工業・エネルギー建設費」の5億7297万3000ルーブルで、歳出総額の16パーセントを占める。その理由は、特に冬季に毎年エネルギー供給が停止し、住民は暖房のないアパートでの生活を余儀なくされる。サハリンは原油と天然ガスの産出地でありながら、エネルギー危機に襲われるのである。エネルギー施設の老朽化が原因の一つであり、州予算はこの再建に大きな支出を払っているのである。歳出項目でつぎに多いのは「保健費」の2億6280万5000ルーブルで、歳出に占める割合は7.6パーセントである。

サハリン州予算歳入（2001年）

歳入項目	額(単位は千ルーブル)	総額のなかでの割合
税収	1, 568, 500	47.73%
(主な内訳)		
住民税	933, 639	28.41
天然資源利用料	300, 553	9.15
税外収入	243, 116	7.40
(主な内訳)		
公営施設料	199, 823	6.08
土地の売却	70	0.00
その他の収入	1, 474, 205	44.87
(主な内訳)		
連邦からの移転資金	1, 037, 722	31.58
総額	3, 285, 821	100.00

資料、サハリン州法「2001年サハリン州予算」より作成

サハリン州予算歳出（２００１年）

歳出項目	額(単位は千ルーブル)	総額のなかでの割合
国家諸機関と自治体	1 9 9, 3 5 3	5. 7
防衛費	5, 7 4 7	0. 0 0 1
治安維持費	9 4, 9 8 7	2. 7
科学技術開発費	8 0 8	0. 0 2
工業・エネルギー建設費	5 7 2, 9 7 3	1 6. 6 2
農業・漁業促進費	1 1 4, 8 3 8	3. 3
環境保全費	1 7, 9 6 0	0. 5 2
交通・情報整備費	7 9, 5 2 5	2. 3
市場インフラ整備費	5 0 0	0. 0 1
自然災害対策費	7, 1 9 9	0. 2
住居・公共サービス費	2 1, 2 8 5	0. 6
教育費	9 3, 0 9 9	2. 7
文化・芸術支援費	5 4, 4 3 1	1. 5
情報網整備費	9, 4 6 4	0. 2
保健費	2 6 2, 8 0 5	7. 6
社会政策費	1 0 4, 1 3 0	3. 0
経済刺激費	9, 8 2 0	0. 2
その他	6 0 9, 8 1 1	1 7. 6
歳出総額	3, 4 4 7, 2 4 9	1 0 0

資料、サハリン州法「２００１年サハリン州予算」より作成

第４節 政治状況

サハリン州知事選挙が２０００年１０月に実施され、現職のファルフトジーノフが選出された。得票率は５６．３パーセントで、次点のシドレンコ・ユジノ・サハリンスク市長の２１．５３パーセントを圧倒した。選挙戦では沿海地方で生じたようなスキャンダルは起こらず、ファルフトジーノフ陣営が終始、優勢な運動を展開した。

ファルフトジーノフの圧勝の背景には、かれが州内だけでなく対外関係においても確立した政治基盤の強さがある。ファルフトジーノフがそもそも州知事に就任したのはエリツィン元大統領の任命であったが、その一年後に有権者の直接投票で選出されている。選挙という民主的な手続きでえられた知事ということで、ファルフトジーノフの政治的な信用度は国際的に高まった。サハリン州の豊富な天然資源は周辺諸国だけではなく欧米諸国にとっても関心の的に

なっており、ファルフトジーノフ知事はサハリン州の顔として認知されることになった。

州内においても、ファルフトジーノフを支持する巨大企業グループが存在する。それは原油を扱う「ロスネフティ社」であり、ファルフトジーノフが展開した州の対外経済関係拡大の受益者でもある。知事選挙戦では、国際的な投資を呼び込むことができる指導者としてのファルフトジーノフの勝利がサハリン州の復興と結び付けられ、この運動を地元マスメディアが積極的に支援した。

ファルフトジーノフと連邦政府の関係であるが、現時点まではかなり安定しているといえる。というのも、サハリン州内で産出される天然資源の分配にかんする協定がサハリン州と連邦政府間で締結されており、その協定の作成に取り組んだファルフトジーノフは連邦にとっては協定の実現を期待できる人物であるからだ。ファルフトジーノフが選挙で落選するような事態になれば、新しい知事が連邦との従来関係を見直すことも考えられ、連邦政府にとってはその分リスクも考慮する必要があった。

他方、連邦政府はファルフトジーノフを完全に支持しているわけではない。というのも、ファルフトジーノフと漁業マフィアの黒い関係はたえず噂として囁かれており、かれの巨大な資金への執着心は有名な話となっているからである。このために、連邦政府はファルフトジーノフを支持する一方で、積極的な関係樹立をためらっているのが実状である。

ファルフトジーノフにたいする非難の声は、今回の2000年10月選挙戦であがっている。ロシア共産党を中心とする社会運動「われわれの島」が結成され、かれの対立候補者であったシドレンコ市長を支援した。だが結果的には、かれは惨敗し、ロシア共産党の強い地盤といわれてきたサハリン州での勢力衰退を裏付けることになった。

第5節 中央との関係

1. ロシア憲法と州憲章の関係

ロシア連邦内のサハリン州の地位については、サハリン州憲章のなかで規定されている。それによれば、「サハリン州はロシア連邦を構成する」と明記されている一方で、「州の地位はロシア連邦憲法とサハリン州憲章によって定められる」と記されている。この記述は重要な意味をもっている。というのは、連邦憲法と州憲章が並列されており、サハリン州にとって両者は同じレベルの意義を有することを意味しているからである。連邦憲法と州憲章が抵触する場合の事態が想定されておらず、ほかの州憲章がその場合、連邦憲法が優先すると明記しているのとは対照的である。

ここで問題が生じるのは、サハリン州内では州憲章とロシア憲法のどちらを優先することになるかという点である。たしかに州憲章には、「ロシア憲法や連邦の法律は遵守されねばならない」と明記されているが、ロシア憲法と州憲章

のどちらが上級法であるかについてはなんの規定も盛り込まれていない。

これとは対照的に、ロシア国内のいくつかの州憲章には、ロシア憲法と連邦の法律は州憲章よりも優先的な効力を有するという条項が含まれている。たとえばレニングラード州憲章には、「ロシア連邦憲法は最高の法的な効力を有しており、その直接的な効力はロシア連邦内のすべての領土で適応される」と記されている。ロシア憲法の条文「憲法は最高の法的効力と直接の実効性を有し、ロシア連邦全領土において適応される」を踏まえた内容であり、この点を州憲章のなかで再確認しているのである。

州憲章と憲法が抵触した場合、サハリン州ではどちらを優先させるかについてなんの規定もない理由として、憲法がロシア全土で優先的な効力を有しているのは当然であり、州憲章にわざわざ書き込む必要がないと考えられているからだと解することもできる。しかし本当のところ、あえて憲法との明確な関係を規定せずに、州の自立性をできるだけ広範に打ち出すことができる余地を残していると考えerほうが妥当であろう。連邦との関係で州の立場を明記しているところがあるとすれば、サハリン州は「ロシア連邦の構成主体」とであると書かれている箇所だけである。

しかし問題は、むしろサハリン州が連邦の構成員であると記すことにとどめていることである。いくつかの連邦主体では、連邦の一員であることを明記したうえで、連邦からの離脱を明確に否定している。

たとえばスターヴロポリ地方憲章には、スターヴロポリ地方は「ロシア連邦と切り離せない部分であり、ロシア連邦の構成から離脱する権利を有していない」と書かれており、こうした条項はクルガン州憲章やプスコフ州憲章にもみられる。スヴェルドロフスク州憲章にいたっては、明確に自分たちの主権を以下のように制限している。「スヴェルドロフスク州はロシア連邦を構成しており、切り離されることはできない」だけでなく、「州内では連邦の主権が確立」されている。

2. 権限分割協定

サハリン州は存立基盤を州憲章のなかで明記したうえで、より正確に言えば、連邦政府に州の独自性をみとめさせたうえで、サハリン州と連邦政府間の権限分割を盛り込んだ協定を結んでいる。この「権限分割協定」では、天然資源や土地、対外経済活動を中心に連邦と州の間での利益の分割にかんする基本的な枠組みが定められ、さらに細かく「合意書」が交わされた。合意が達成されている分野は、「農業」「土地の所有・利用・処分の諸問題」「教育と科学」「国際関係と対外経済関係」についてである。

土地分割にかんしては、州総面積の84.99パーセントが連邦所有地(国防省の管理地は3.31パーセント)で、州所有地は11.29パーセント、自治体所有地は1.94パーセント、私有地は1.76パーセントである。天然資

源開発については、連邦政府との間でプロジェクト別に権限分割の合意を交わすことになり、サハリン州の利益にかかわる問題で、連邦政府が外国と結ぶ条約・協定では、それらの草案の段階からサハリン州政府は参加できることになった。

連邦政府とサハリン州政府間の主要な協定

文書名	連邦側	サハリン州側	発効日
ロシア連邦国家権力機関とサハリン州国家権力機関間の管轄事項と権限の分割にかんする協定	大統領	知事	1996年5月29日
農業部門における権限分割にかんするロシア政府とサハリン州政府間の合意書	首相	知事	1996年5月29日
サハリン州領土における土地の所有・利用・処分における権限分割にかんするロシア政府とサハリン州政府間の合意書	首相	知事	1996年5月29日
教育と科学における権限分割にかんするロシア政府とサハリン州政府間の合意書	首相	知事	1996年5月29日
国際関係と対外経済関係における権限分割にかんするロシア政府とサハリン州政府間の合意書	首相	知事	1996年5月29日

第6節 対外関係

1. 経済活動

サハリン州の2001年貿易高は9億ドルであった。1999年の総額6億9190億ドルと比較すると、約2億ドルの増加となった。2001年の貿易高の内訳をみると、輸出が7億ドルで、1999年の5億630万ドルよりも約1億400万ドルの増加となっている。2001年の輸入は2億ドルで、1999年の1億8560万よりも約1500万ドルの増加である。

2001年の統計では、5億ドルの輸出超過になっている。輸出の主要品目は原油、海産物、森林で占められており、81カ国に輸出されている。輸出高は減少しているが、内訳をみると、海産物の占める割合は前年の22.4パーセントから25.8パーセントに増加している。輸出高でみる海産物のおもな輸出先は韓国の49.8パーセントを筆頭に、シンガポールの13.4パーセント、ドイツの5.8パーセント、中国の2.3パーセントの順である。原油

の輸出高は全体の60パーセントを占め、また注目されるのは石炭の輸出量が前年比で三倍に急増していることである。輸入品目では原油設備がもっとも多く、アメリカ、日本、韓国、シンガポールからのものが圧倒的に多い。

諸外国との企業活動では、合弁企業が2001年12月31日現在、381社が登録されている。この数字のなかには、外資が100パーセントの企業が55社含まれている(合弁企業の総生産の15パーセントから17パーセントを占めており、2001年に登録されたのは5社)。外国からの総資本は1億211万6640ドルであった。2001年に新しく登録された合弁企業は15社、2000年の21社と比べるとやや減少している。

合弁企業のパートナーを見ると、もっとも多い国は日本で、118社(全体の31パーセント)である。資本参加している日本の企業はその大部分が中小企業であり、サハリン経済の不安定と北方領土問題をかかえているために、合弁企業の将来性については流動性が指摘されている。ただし、サハリン沖の天然資源開発における日本企業の役割は大きいとの評価があり、これが唯一の明るい材料となっている。

日本について多い企業はアメリカの82社(21パーセント)、そして韓国の61社(16パーセント)、中国の28社(7.3パーセント)、オーストラリアの19社(4.9パーセント)、イギリスの13社(3.4パーセント)、カナダの6社(1.5パーセント)となっている。これらの合弁企業の総収益は1995年から2001年の間に9万4499ドル増加しており、州政府の歳入に貢献している。

他方で、合弁企業の解消も生じている。2001年に登録を抹消した企業は14社、この数字は前年の2倍となっている。14社の内訳では、サハリン州調停裁判所の判決によるものが6社でもっとも多く、ついで外国企業の撤退が5社、そして自発的な決定が3社となっている。

2. 文化・人物交流

2001年にサハリン州を訪問した外国からの代表団は121件で、参加人数は850人であった。前年比をみると、代表団数は1.3倍、参加総数は1.6倍に増加した。参加者でもっとも多かったのは日本からの706人、つぎにアメリカからの85人、韓国からの30人、カナダからの18人、インドからの15人、北朝鮮からの6人となっている。

サハリン州と日本との人物交流の大部分は、ビザなし渡航によって占められている。2001年に訪日したロシア人は525人、これにたいして北方領土(エトロフ、クナシリ、シコタン)を訪問した日本人は1129人である。彼らは滞在中、幼稚園や中学校の授業、さらに図書館、消防署、海産物の処理工場を訪問した。サハリン州の報告書には、2001年のビザなし渡航について、以下のように記されている。

「2001年のビザなし渡航では、受け入れた日本人側にかかなり大きな変化が感じられた。その原因は政府指導部の交替があるかもしれないが、自分たちの立場を強硬に押し付けようとするのである。クリル諸島を日本の法的支配下に移行する問題をめぐって、クリル住民に政治的な議論を吹っかけようとした。たとえば6月18日に日本から帰国したロシア側代表団は前年と比較して、領土問題で従来にはなかったような日本側の圧力があったという。同様な思いは、日本語を勉強するために5月17日から6月3日まで日本に滞在した代表団にも共通している」。

他方で、サハリン州と北海道の交流は活発化しているようである。2001年1月にユジノ・サハリンスク市に北海道庁の代表部がオープンし、同年5月には北海道のビジネス・センターが設置、さらには同年7月にはユジノ・サハリンスク市と札幌市の間に定期空路が開設された(従来は函館との航路だけだった)。また、2001年8月にユジノ・サハリンスク市で「北海道週間」の催しとして「日本の子供たちが描いた札幌雪祭り展」や州民たちによる日本語コンクールが開催された。

サハリン州と韓国との交流は積極的に展開されており、その背景には州内にすむ4万3000人の朝鮮人の活動がある。第二次世界大戦の直前に日本によって強制移住された朝鮮人の二重国籍問題の解決にサハリン州と韓国政府が取り組んでおり、日本側も朝鮮人に補償を行った。この問題をめぐって、2001年に三度の円卓会議が開催されており、政府間の交渉だけではなく、地方レベルでの模索が続けられている。

サハリン州とアメリカとの交流は、2001年3月2日に調印された「サハリン州政府とアメリカ・ビジネス・センターの協力継続にかんする合意」を基盤に、ユジノ・サハリンスク市におけるアメリカ総領事館の開設にむけて動いている。2001年7月にサハリン州立図書館に「アメリカ・インフォメーション文化センター」が開設された。またファルフトジーノフ・サハリン州知事を団長とする代表団がアラスカを訪問し、石油天然ガスの専門家たちと会談した。知事の報告によれば、サハリン州内の天然資源の開発計画だけではなく、環境保護問題、さらには経営・管理についても意見交換を行った。

第3章 沿海地方の地方自治制度

第1節 概要

1. 自然環境

沿海地方の総面積は165,900平方キロメートル、ロシア連邦全土の0.97パーセントを占める。ロシア連邦の南東の端にあり、モスクワ市からは9300キロの距離である。北はハバロフスク地方、西は中国(国境線は1000キロ)、南は朝鮮民主主義人民共和国(国境線は30キロ)に接している。そして東は日本海に面しており、海を隔てて日本と韓国が位置する。

沿海地方の境界線は3000キロに達し、その半分の1500キロは海岸線と重なっている。領土の80パーセントが森林で覆われている一方で、日本海に浮かぶ多くの島々(主要な島はロシア、ポポフ、プチャーチン、レイネケ、リコルダ、リムスキー・コルサコフ、アスコーリド、ペトロフ)がある。

気候はモンスーン型であり、冬は内陸の影響を受けて気温が低く、乾燥した晴天の日が続く。夏は、海洋の影響を受けて高温多湿で曇った日が多い。沿海地方の行政上の中心地ウラジオストク市の1月の平均気温はマイナス13度、7月の平均気温は17度、年間降水量は828ミリである。

2. 歴史と人口

沿海地方が行政単位として設置されたのは、ソ連邦時代の1938年9月20日のことである。2001年現在の総人口は228万6900人であり、1950年代半ばの100万人と比較すると倍増している。人口増加の理由として自然増加と人口流入が考えられているが、後者の増加分が総人口増加分の70パーセントを占めている。性別では、男性の割合は49.5パーセント、女性は50.5パーセントである。

沿海地方の人口の平均年齢は33.7歳で、就業者の割合は全人口の60.1パーセント(144万人)である。平均年齢はロシアの平均値よりも若く、年金生活者の割合はロシア平均よりも7パーセント低い。ただし近年の傾向として高齢化が進んでおり、この20年間で高齢者人口は2.4倍に倍増している。

沿海地方の人口の推移(1926～89年)

年	総人口		都市人口		農村人口	
	千人		千人	割合	千人	割合
1926	639	100	173	27	466	77
1959	888	100	452	51	436	49
1970	1381	100	928	67	453	33
1979	1978	100	1499	76	479	24
1989	2258	100	1749	77	509	23

次に、沿海地方の民族構成について触れておこう。90もの民族が存在しているものの、ロシア人の割合は87パーセントを占め、その他の民族を圧倒している。民族分布を見ると、傾向としては農村にウクライナ人とベラルーシ人、都市にドイツ人、タタール人、ユダヤ人、朝鮮人が住んでいる。極東地方の原住民であるナナイ人、ウデゲ人、オロッコ人、エヴェン人、オロチ人などの少数民族は全人口の1パーセント以下であり、年々減少傾向にある。

第2節 沿海地方の立法・行政機構

1. 沿海地方の地位

沿海地方はロシア連邦を構成する89の「連邦主体」の一つであり、行政上の中心都市はウラジオストク市である。沿海地方は極東地方のその他の連邦主体と同様に連邦を構成する単位であるが、沿海地方の憲章に明記されているようにその地位はその他の連邦主体と平等である。先に指摘したようにサハリン州憲章にはこの点についての規定が盛り込まれていないのにたいして、沿海地方憲章には以下のように明記されている。「沿海地方は、ロシア連邦を構成するその他の連邦主体と徹底的に同等な主体である」（沿海地方憲章第1条）。

このように沿海地方が自己の地位を、その他の連邦主体と対等に考えようとしている姿勢は、憲章の以下の内容からも明白である。「その他の連邦主体がどのような憲章を有しているかどうかに関係なく、沿海地方はロシア連邦のその他の連邦主体と同等の権利を有する」（沿海地方憲章第1条）というのである。

ロシア連邦内には、連邦主体の名称として「共和国」「州」「地方」「市」などがある。ソ連邦の崩壊後にロシア国内の共和国の多くが、州などの連邦主体よりも権限を拡大しようとし、共和国憲法のなかに民族自決権や主権の確立を謳った。ロシア極東地方の共和国の動向については後述のサハ共和国で紹介するが、89の連邦主体のなかでも共和国の地位が突出し、その他の連邦主体との間で地位の不均衡が生じた。共和国はロシア連邦にありながら州などの連邦主体とちがって国家主権を有し、その地位は連邦内にあって大きな権限をもつ

というのである。

このような共和国の動きのなかで、沿海地方は共和国との対等な権限を宣言したものである。極東地方にかぎって見れば、サハール共和国が共和国憲法で主権を宣言していようとも、その内容に関係なく、共和国と沿海地方の地位は対等というのである。

さらに、沿海地方はロシア連邦の構成主体であることを沿海地方憲章のなかで明記している。沿海地方は「ロシア連邦から切り離せない一部であり、ロシア連邦の構成から離脱する権利を有しない」と明記されている。沿海地方はロシア連邦の構成体であることを自己規定しているのであるが、サハリン州憲章はこの点を明記しておらず、両者は同じロシア極東地方にあって対照的である。

2. 沿海地方知事

サハリン州では州知事の権限が立法議会よりもかなり大きいことを指摘したが、沿海地方でも同様な傾向がある。知事に実質的な権限が付与されており、彼を中心に行政・立法機能が形成されている。以下では、知事の選出、権限について紹介しよう。

沿海地方知事は、沿海地方において「国家権力を行使する最高役職者」（沿海地方憲章第52条）である。沿海地方はすでに指摘したように連邦を構成する主体であり、そのかぎりでロシア連邦を構成する主権を有しない国家である。その国家としての連邦国家権力を行使する最高指導者が知事ということである。知事は、「沿海地方の執行権力を組織し、その長を務める」（沿海地方憲章第52条）ことになり、「ロシア連邦、その他の連邦主体、地方自治体、そのほかの行為主体との関係において沿海地方を代表」（沿海地方憲章第54条）する。つまり、知事は沿海地方の顔ということである。

その知事の任期は4年であり、二期以上を務めることはできない（沿海地方憲章第53条）。二期以上の再任は禁止されているが、解釈上は一期でも間に別の人知事が知事の職にあれば、再び選挙で当選すれば、知事のポストに就くことは可能である。知事の被選挙権は30歳以上の「ロシア国民」に付与される（沿海地方憲章第53条）。

このようにロシア国民というのが資格要件となっているが、後述のサハール共和国大統領の被選挙権要件ではロシア国民ではなく「サハール共和国国民」となっている。このような沿海地方の規定は憲章のなかで、どこまでもロシア連邦の構成体であることを貫いていることから派生しているのである。

次に、知事の解職に移ろう。沿海地方憲章には、知事解任要件として10項目が記されているが、実際に重要な要件は2点にしばられる。一つ目は沿海地方立法議会の不信任表明にともなう解職であり、もうひとつはロシア大統領による解職である。立法議会の不信任による解職の手続きについては後述するが、ロシア大統領による解職は大きな問題を孕んでいる。有権者によって直接選出

された知事を、ロシア大統領が解任することができるのである。沿海地方はロシア連邦を構成する主体であり、連邦行政機構の一部であると考えれば、知事は連邦大統領に従属するのは当然である。しかも沿海地方が連邦主体であり、連邦からの離脱権を否定していることを考えると、沿海地方にとってロシア大統領の権限は絶対的に映るのかもしれない。

しかし他方で、知事は沿海地方の有権者の意思を代表しており、どこまでも有権者に拘束されるべきだという考えもある。有権者によって選出された知事を、大統領の権限で解任されるというのは、大統領の越権行為と認識することも可能である。さらに問題は、大統領と沿海地方の有権者の思惑が対立した場合である。大統領が解任したいと思う知事を、住民が支持するケースも想定される。両者の思惑が対立し、矛盾が先鋭化した場合、どのような方法で問題を解決するのか、その方法については沿海地方憲章のなかにはなにも触れられていない。

この問題は、知事にたいする有権者による解職問題にもかかわる。たとえばサハリン州憲章には有権者による解職が含まれているが、沿海地方憲章には盛り込まれていない。有権者はいったん知事を選出したら、知事は有権者から任期中の委託を受けたことになる。それだけに、その知事が大統領によって一方的に解任されるようなことがあれば、有権者と大統領の対立は先鋭化する可能性が高く、したがって知事と大統領の関係は沿海地方における政治変動の重要な要因のひとつである。

つぎに知事と立法議会の関係を考えるにあたって、議会の不信任表明について触れておく。立法議会が知事に不信任を表明できる要件は、沿海地方憲章のなかに5点が記されている。内容を要約すれば、知事がロシア憲法と法律、ロシア大統領令、沿海地方憲章と法律に抵触するような決定を行い、その違法性を裁判所が認定し、しかもその裁判所の判決があってから一カ月以内に知事がその決定を改めない場合、沿海地方立法議会の議員定数三分の一以上の議員が知事への不信任を発議することになる。その不信任案が採択されるには、議員定数三分の二以上の賛成が必要である。知事の政治決定が明らかに法令に違反している場合をのぞき、一般的に言えば法令の解釈によって知事の違法性の議論は微妙に分かれる。そうしたなかで多様な解釈を押し切って知事の違法性を確定し、退陣に追い込むのは現実にはむずかしいと考えられる。

ここで、沿海地方知事の専権事項を見てみよう。一般的な職務としては、法令に基づいて沿海地方の政治、社会、経済の発展のための基本政策を作成、実施する。必要に応じて、知事は決定を採択できる。また、立法議会において年次教書を発表しなければならない。このように知事の専権事項については、憲章で多くの点が列挙されているが、もっとも重要な点は法案提出権を有していること、そして立法議会の法令を拒否する権限をもっていることであろう。

後者の権限について説明するならば、立法議会で採択された法律の採択日か

ら7日以内に知事に送付される。知事に異議がない場合、知事は法律に署名し、発効することになる。もし知事が法令を拒否した場合、議会は再度審議し、議員定数三分の二以上の賛成があれば、知事の同意が得られなくても効力を発する。三分の二以上という規定は出席議員ではなく議員定数であり、現実的な問題として絶大な権限を有する知事が拒否した法律を三分の二以上の賛成で可決するのはほとんど不可能に近い。議会は現実には知事の追認機関になっており、さらに知事は議会における法律の採択を全力を挙げて阻止するであろうし、議員のなかには不要な政治的対立を回避したいという思惑がはたらくからである。

知事：ダリーキン・セルゲイ

生年月日：1963年10月9日

出身地：沿海地方ポリショイ・カーミン市

最終学歴：1999年極東国立経済ビジネス・アカデミー

専門：海上交通、財政経営

経歴：ウラジオストク商業港港湾労働者を経て、1989年株式会社「ダリリズング」の副支配人、1991年に「ロリス社」を創設。

初当選：2001年6月17日に沿海地方知事に選出される。得票率は有権者の40.17パーセント

3. 沿海地方政府

沿海地方における最高執行権力機関は、沿海地方政府である。その長は先に述べたように知事であり、かれは知事就任から30日以内に政府の部局と役職者の人事政策に着手し、その案を沿海地方立法議会に提出する。

沿海地方憲章に記されている役職者とは、第一副知事、財政担当の副知事、沿海地方の財政を執行する管理機関長、沿海地方財産を管理する財団理事長である(沿海地方憲章第62条)。知事はこれらの役職者の活動を監督し、役職者が不適切な命令を発した場合、その効力を停止することができる。役職者の就任に立法議会の承認が必要である以上、役職者たちは議会に責任を負っている。議会は役職者に不信任を表明することができ、それが可決された場合には役職者は知事の同意なくしてその職をただちに解任される。

沿海地方には第一副知事を筆頭に8人の副知事がいる。かれらは11の局、12の部、15の委員会、3つの課を担当する。局としては「保健局」「国際協力・地域発展・投資局」「住宅・公共サービスと燃料資源局」「漁業局」「社会発展局」「交通・郵便局」「農業経営と食糧局」「経済安全局」「法律局」がある。

部としては「簿記・会計部」「総務部」「国家サービスと人事部」「文書部」「住民登録部」「文化部」「森林総合部」「社会発展予想と情報部」「住民社会保障部」「企業支援部」「市民防衛と非常事態管理部」「組織部」がある。

委員会としては「道路整理委員会」「情報化委員会」「建築・建設委員会」「世

論研究委員会」「天然資源委員会」「工業委員会」「燃料・エネルギー総合対策委員会」「商業と消費者権利擁護委員会」「労働と地政学委員会」「旅行委員会」「国有財産管理委員会」「体育文化とスポーツ委員会」「価値形成とその管理委員会」「新聞・情報委員会」「経済発展委員会」がある。課としては「表彰課」「公文書課」「動員課」がある。

沿海地方行政府の役職者

・知事　ダリーキン・セルゲイ	電話(4232) 22-38-00
・副知事	
第一副知事　コスチェンコ・アレクサンドル	電話(4232) 22-37-93
副知事　ポポフ・ユーリー	電話(4232) 22-57-55
副知事　イヴァーノフ・イーゴリー	電話(4232) 22-37-28
副知事　ペレドリーン・セルゲイ	電話(4232) 22-38-04
副知事　ヴェレルニコフ・ヴラジーミル	電話(4232) 22-18-85
副知事　リフォイダ・ユーリー	電話(4232) 22-24-02
副知事　トクレンコ・ゲンナージ	電話(4232) 22-37-28
副知事　コロリョフ・ニコライ	電話(4232) 22-23-52
副知事　ゲリツェル・ボリス	
事務局長　メリニコフ・オレク	電話(4232) 22-09-88

4. 沿海地方立法議会

沿海地方の最高立法機関は、立法議会である。議員定数は39人で、任期は4年である。改選後に立法議会が活動を開始する条件としては議員定数三分の二以上の議員が選出されることであり、その条件が満たされた時点から3週間以内に沿海地方知事によって第一回本会議が開催される。

本会議は公開が原則で、審議内容に応じて非公開も可能である。その場合でも、知事と検事長は出席できる。本会議臨時会は知事、議会議長、議院内委員会議長、議員定数三分の一以上の議員発議で開催される。議会の任期満了前の解散は、議員定数三分の二以上の賛成で実現し、三カ月以内に選挙が実施される。

立法議会の専権事項については、沿海地方憲章に40項目が記されている。主要な権限は、以下の通りである。

1. 憲章、法律の採択、修正、補充
2. 協定と条約の批准
3. 沿海地方予算の承認
4. 沿海地方国有財産の売却、利用、所有にかんする法律の採択

議員定数はすでに述べたように39人であるが、その全員が常勤というわけではない。議長と副議長をはじめとして15人が常勤議員として活動しており、残

りの 14 人は議員活動とは別に本職を持っている。14 人は本会議や所属する議院内委員会が開催されるときに勤務し、この意味でかれらは議員といっても専門職ではない。いわばアルバイトのような議員は、ソ連時代のソビエト（立法・行政機関）でも見られた。ソビエト代議員の地位は名誉職のように見られ、それだけに住民活動はほとんど行っていなかった。現在の沿海地方立法議会議員においても、非常勤議員に大きな期待はできず、立法議会の形骸化を浮き彫りにしている。

沿海地方立法議会常勤議員名簿

○議長	ソプチュク・セルゲイ(2002年6月に就任)		
○副議長	ブシュカリョーフ・イーゴリ(2002年6月に就任)		
○議員	ドゥードニク・セルゲイ	○議員	ジェコーフ・セルゲイ
○議員	ジュラフスキー・ミハイル	○議員	クセンズーク・ヴラジーミル
○議員	クルートヌيوف・イーゴリ	○議員	クズーチ・アレクサンドル
○議員	リセンコ・ゼンナージ	○議員	ロゴボイ・イヴァン
○議員	リバルキン・ユーリー	○議員	シロチェンコ・タチヤーナ
○議員	ウマネッツ・ボリス	○議員	チェルノウソヴァ・タチヤーナ
○議員	ユスポーフ・アザート		

沿海地方立法議会内には、六つの委員会が設置されている。議員の全員が委員会に所属しており、議論を交わし、ときにはその内容を法案として議会に提出することができる。委員会とその議長は、以下の通りである。「財政・税政策と財源にかんする委員会」(議長、セレブリャコフ・ユーリー)「経済政策と所有にかんする委員会」(議長、ゴストリー・アナトーリー)「地域政策と法律にかんする委員会」(議長、ヒジンスキー・ヴラジーミル)「食糧政策と供給にかんする委員会」(議長、シドレンコ・セルゲイ)「社会政策と市民の権利擁護にかんする委員会」(議長、イリーナ・ヴェロニーカ)「立法議会の審議規定、議員倫理、活動組織化にかんする委員会」(議長、スミルノフ・ユーリー)。

5. 地方自治

沿海地方には12の市、20の地区から構成される地方自治体がある。自治体の人口としてもっとも多いのは、63万4000人のウラジオストク市である。つぎに多いのはナホトカ市の16万4000人、ウスリースク市の16万1000人である。沿海地方の主要自治体はこの3つの市であり、これらの都市に人口が集中している。

各自治体は権限や行政・立法制度などを盛り込んだ自治体憲章を採択できる。自治体は独自に権限や機構を制定できるが、ただし一定の制約はある。沿海地方憲章によれば、各自治体は必ず「代議機関」を設置することが義務づけられ

ている(沿海地方憲章第69条)。代議機関の名称は1996年に採択された沿海地方自治法によれば、「委員会」「ドューマ(議会)」「会議」が選択肢として可能であり、議員定数は5人から25人の幅で認められている。

自治体のなかでも「市」は上記の代議機関の設置が義務づけられているが、人口が5000人以下の小さな自治体については代議機関にかわって、住民が直接参加する「住民集会」または「協議会」を設置することができる。「住民集会」については全住民の半数以上、「協議会」については三分の二以上の参加が開催の条件となっている(沿海地方自治法第24条)。

自治体の長は市長、または区長であり、住民による直接的な選挙でえられる。ただし、人口が5000人以下の自治体では、長は18歳以上の地元住民のなかから「住民集会」または「協議会」で直接選出される。長の選挙は代議機関の議長によって実施が決定され、長は代議機関のメンバーを兼任する(沿海地方憲章第26条)。執行機関の長は、代議機関の構成メンバーとなれるのである。

自治体の境界線の変更には、自治体の地元住民の同意が必要であり、住民投票の実施を課しているところもあれば、自治体の代議機関の承認で可能とする自治体もある。沿海地方は周辺諸国と領土問題を抱えていないので、自治体の帰属問題はもちあがっていない。

地方自治体の専権事項については、沿海地方憲章に12事項が記されている。重要な事項としては、地方税を独自に設定することができる。つまり独自財源が認められているのである。また、自治体所有の財産を自分たちの権限で処分、利用できる。

沿海地方憲章によれば、「地方自治の権限は、国家権力機関の一方的な手続きによって廃止、または制限されない」と明記されている。そのうえで、住民と自治体役職者が国家権力機関によって地方自治権が侵害された場合には、裁判所に提訴できる権利が付与されている(沿海地方憲章第75条)。このような自治権を基盤に、地方自治体と沿海地方との関係が構築される。沿海地方政府は沿海地方の法律に基づいて、国家権限の一部を自治体に譲渡することができ、自治体は沿海地方政府にたいして付与された権限を行使するための物質的な保障を受けられる。

沿海地方の地方自治体

自治体名	人口	自治体名	人口
○市			
アルセニエフ市	71,000 人	アルテム市	69,000
バリショイ・カーメン市	80,000	ヴラジオストク市	634,000
ダリネゴールスク市	50,000	ダリネレチェンスク市	50,000
レサザヴォツク市	45,000	ナホトカ市	164,000
パルティザンスク市	49,000	フォーキノ市	
スパスク・ダーリニー市	61,000	ウスリースク市	161,000
○地区			
アヌチンスキー地区	50,000	ダリネゴールスク地区	
ダリネレチェンスク地区	32,000	カヴァレローフスキー地区	
キーロフ地区	16,000	ラゾーフスキー地区	
ミハイロフスキー地区		ナジョージジンスキー地区	
オクチャーブリ地区		パルチザン地区	
ポグラニーチヌィ地区		ポジャールスキー地区	
スパスキー地区		テルネイスキー地区	
ハンカイスキー地区		ハサン地区	
ホロリスキー地区		チュグエフスキー地区	
シコトフスキー地区		ヤコヴレフスキー地区	

第3節 沿海地方の予算

2001年の沿海地方予算を見てみよう。歳入総額が100億8709万3000ルーブル（約333億6000万円）にたいして、歳出総額は97億4473万1000ルーブルである。沿海地方の予算規模は、たとえばサハリン州予算の3倍であり、ハバロフスク地方とほぼ同程度であるが、サハル共和国の三分の一である。

おもな歳入項目では、「税金」が34億277万2000ルーブルで、歳入総額の33.7パーセントを占めるにすぎない。つまり、歳入の半分を大きく切っているのである。これとは対照的に税外収入は63億9227万ルーブル、歳入総額の63パーセントを占める。税金34億277万2000ルーブルが歳出総額97億4473万1000ルーブルに占める割合は34.9であり、税金が歳出をまかなえる割合は三分の一ほどである。

歳入で注目すべき点は、連邦政府からの「移転資金」は2億9205万1000ルーブルで、歳入に占める割合はわずか2.8パーセントである。移転資金の歳出に占める割合では、2.9パーセントにすぎない。サハリン州では30パーセントを超えており、その他の連邦主体でも二割程度を占めていること

を考えれば、沿海地方が連邦政府に資金的に依存していない実態が明らかになる。

つぎに、歳出項目を見てみよう。歳出のもっとも多いのは「工業・エネルギー・建設関連費」の701万5000ルーブル、「交通・道路・通信・情報」の528万8000ルーブルが続く。

注目点としては内務関連の歳出が多いことである。沿海地方は中国、北朝鮮と国境を接しており、密輸が頻発している。それを取り締まるための経費が、その他の連邦主体よりも多く歳出されている。

2001年予算(単位は千ルーブル)

	計画	歳入額	充足率
連邦政府からの 移転資金	292,051	291,376	100
税収総額	3,402,772	3,235,037	95
物品税、消費税	553,885	465,871	84
所得税	2,109,179	1,948,620	92
企業財産税	376,690	402,825	107
天然資源利用料	187,380	237,554	127
総合税	175,638	171,978	98
その他(関税等)		8,189	
税外収入	6,392,270		
歳入総額	10,087,093		

資料、沿海地方立法議会決議第117文書(2002年6月7日採択)

2001年予算(単位は千ルーブル)

歳出項目	歳出額	充足率
○法秩序活動と国家安全		
内務機関関係	1,449	45.1
犯罪取締り総合計画	1,153	55.6
麻薬取締り計画	296	25.9
火災消火活動費	100	19.2
火災予防対策総合計画	100	19.2
総計	1,549	41.5
○工業・エネルギー・建設		
建設・建築	7,015	32.6
総合計画「水道水の整備」	1,225	29.7
総合計画「母子の健康増進」	2,561	34.6
農業促進と農地整備	3,229	32.3
総計	7,015	32.6
○交通・道路・通信・情報		
情報化整備総合計画	5,288	58.8
総計	5,288	58.8
歳出総額	9,744,731	

第4節 沿海地方の政治状況

サハリン州がファルフトジーノフ知事のもとで安定した政治状況確立してきたのにたいして、沿海地方の不安定な政治状況はロシア全土に知れわたっている。その不安定な状況を生んだ主役は、1993年から7年間知事を務めたナズドラチェンコである。

事のはじまりは、1993年春であった。当時の沿海地方立法機関であった「沿海地方ソビエト」の議員の大部分が、「赤い支配人」という院内会派を結成していた。いわゆる旧ソ連体制下の国営大企業の支配人であったり、またはその利益を代表していたりしたのである。赤い議員たちは沿海地方の企業経営にたいする支配力を強化するために、当時の知事であったヴラジーミル・クズネツォフの解職を迫り、1993年春にかかれは職を追われることになった。

エリツィン元大統領は新しい知事を提案したが、結局、議員たちが推薦するナズドラチェンコが同年5月に知事に就任した。補足になるが、ナズドラチェンコ知事は同年10月にモスクワで生じた「エリツィン」対「保守派」の抗争では後者を支援した。1994年に入ると、新しい沿海地方議会選挙で「赤い支配人」に属する議員たちの大部分が当選し、ナズドラチェンコ知事を支持す

る基盤を立法府において築くことになった。

ナズドラチェンコ知事は自分の王国をつくらうとするのであるが、その最大の障害がウラジオストク市長のヴィクトル・チェレプコフの存在であった。行政中心地のウラジオストク市長は、ロシア憲法に基づいて地方自治を打ち出すのであった。さらには、1997年夏に沿海地方知事代理としてヴィクトル・コンドラートフが送り込まれ、エネルギー危機問題を理由にナズドラチェンコの解任を模索する動きを示した。連邦政府を巻き込んだ政争のすえ、コンドラートフが身を引くことで決着した。

エリツィンと対立することの多かったナズドラチェンコは、プーチン政権の誕生と同時に、連邦政府との関係修復に乗り出した。1999年12月のロシア連邦議会国家会議の選挙では、当時首相の与党「プーチン党」の支援を唱え、同時に実施された知事選挙でもかれは再選をはたした。その当時、選挙の集計に不正があったといわれたが、当時連邦政府はその不正には目を閉じた。2000年になると、クレムリンで沿海地方指導部の責任問題が浮上し、2001年1月31日に沿海地方を訪問したプーチン大統領は「地元政府は知事選挙で住民の信頼を得ていない」と明言した。同年2月5日、プーチンと電話会談をおこなったナズドラチェンコ知事は辞任を発表した。

2001年6月に実施された沿海地方知事選挙では、新人のダリーキン・セルゲイが得票率40.17パーセントで当選した。ナズドラチェンコ辞任については、連邦政府の勝利であり、今後は極東連邦管区大統領全権代表であるコンスタンティン・プリコフスキーの支配が強化されると予想されている。

第5節 中央との関係

沿海地方と連邦政府の関係については、沿海地方憲章第3節に記載されている。それによれば、枠組みとして両者の権限は「連邦の専権事項」「沿海地方の専権事項」「連邦政府と沿海地方の共同権限」に区分けされる。

まずは沿海地方の専権事項として13項目があげられているが、重要なのは以下の3点であろう。一つ目は「沿海地方国家権力機構の制定」である。沿海地方国家権力機構が連邦の法律に基づくのはいうまでもないが、独自の判断で形成できる。沿海地方国家権力機構はロシア憲法によれば、連邦機構の一部であり、しかも連邦に組み込まれているので、厳密にいえば連邦主体が勝手な制度を構築することはできないはずである。それなのに、連邦の法律という制約はあるものの、かなり自由に制定できるのである。

二つ目の重要な専権事項であるが、「沿海地方国有財産の管理と処分」である。沿海地方は国有財産を有し、その管理と処分は自由にできるというのである。具体的にどんな国有財産を有することができるかが大きな問題であり、特に天然資源の所有は沿海地方の財源にかかわっている。国有財産の特定については、

沿海地方憲章では特に触れられていない。三つ目は、沿海地方の独自財源の制定である。連邦との関係である程度の自立性を確保するには、独自財源の特定は不可欠な要件である。つまり、沿海地方国家権力は連邦機構の下部機関であり、財政的にも連邦政府に完全に従属していれば、まったく自由な裁量権はないことになる。

このように沿海地方は、ロシア憲法が規定する「連邦政府 - 連邦主体」の従属関係と比較すれば、大きな自立性を打ち立てている。この観点をさらに鮮明に押し出しているのは、以下の叙述である。「専権事項にかんして沿海地方国家権力機関は、法律と法令の採択を含めて、自主的に法的統制を実現することができる。連邦の法律と、専権事項にかんして採択された沿海地方の法律、法令の間で対立が生じたときには、沿海地方の法律と法令を優先する」（沿海地方第28条）。

この規定は、まさに沿海地方における連邦政府との関係を雄弁に語っていると同時に、自己矛盾も露呈させている。連邦と沿海地方の法律が対立した場合、沿海地方の法令を優先するというのである。逆にいえば、連邦の法律が沿海地方に不利益を生む可能性がある場合、沿海地方は独自の法令を制定し、連邦にたいして抵抗することができる。自分たちの採択した法令を盾に、沿海地方の利益を擁護できるのである。他方で、沿海地方は憲章の序文で連邦の構成体であると明記し、連邦からの離脱権を否定している点についてはすでに指摘した。沿海地方は連邦への忠誠を掲げているのであるが、他方で沿海地方の専権事項については独自性を優先している。一般論としては連邦に従属する形を整え、個別の問題では沿海地方の自立性を確保するのが沿海地方の思惑なのであろう。

第6節 対外関係

沿海地方が独自に対外経済活動を開始したのは、1988年以降である。企業が自由に諸外国の企業を相手に貿易することが認められたからであるが、沿海地方がもっとも注目を浴びたのは、1990年に三つの経済構想が持ち上がったときである。

一つ目の経済構想は、ナホトカ市を「経済特区」に指定する計画である。1995年1月には469件の外国企業が登録され、投資額は2億2000万ドルに達した。アメリカと韓国の企業の進出が著しく、1997年にはソウル市で「ロシアと韓国の総合協定」が締結された。

二つ目の経済構想は、閉鎖都市であったウラジオストク市を開放し、沿海地方の南部を経済特区にする内容である。これには「大ウラジオストク構想」という名称がつけられ、このなかには4市(ウラジオストク市、ナホトカ市、アルチョム市、パルティザンスク市)と6地区(パルティザンスク地区、ハサン地区、シコトフスキー地区、ナジェージェンスキー地区、ウスリースク地区、オクチ

ャーブリ地区)が含まれた。この構想を支援したのが日本の新潟県、石川県、富山県であり、シベリア・極東地方を東アジアと結ぶ拠点となることが期待された。

沿海地方が諸外国と政治・文化交流を本格的に開始したのは、この「大ウラジオストク構想」がもちあがった頃である。これ以前はナホトカが唯一の拠点で、ベトナム、中国、日本との関係に限定されていたのにたいして、オーストラリア、インド、韓国、アメリカ、フィリピンとの関係が新たに結ばれた。1997年には、ウラジオストク、ナホトカ、ウスリースクに日本を含む外国76社の支店が開設された。

三つ目の経済構想は、「トゥマンガン構想」である。チャンチューニ市を拠点に、韓国、朝鮮民主主義人民共和国、中国、モンゴルとの密接な対外関係を樹立することをめざすプランである。

1990年以降三つの経済構想があったが、もっとも取引高が大きかったのは1992年前半である。つまりソ連邦の崩壊直後であり、外国から沿海地方にたいする期待がもっとも高かったときである。主要貿易相手国は中国であり、今日でも第1位を占める。

貿易統計は、1999年第一四半期が最新のものであるが、通関実績で2億8110ドル、前年同時期比で34パーセントの増加となっている。貿易相手国の99パーセントが近隣諸国であり、先の中国をはじめとして韓国、北朝鮮、さらには旧ソ連諸国の主要6カ国、ウクライナ、カザフスタン、ウズベキスタンなどの諸国が大部分を占めている。ただし、旧ソ連諸国との割合は年々減少している。

輸出品目では三分の一以上を原材料が占め、魚、海産物、材木、非鉄金属、非鉄金属と黑色金属のスクラップが中心である。輸入品目では、食料品、食材、電化製品、工作機械が多い。

他方で合弁企業では、1999年現在で80カ国との間で総数340社が創設されている。この数字は5年前の1994年の647社と比較すると、半減している。沿海地方における合弁活動は、衰退傾向にあるといえる。相手国としては、多い順番に日本、韓国、中国、アメリカである。合弁企業でも外国企業が主体となった企業は33社あり、そのほとんどが日本、韓国、アメリカである。これらの合弁企業の半数が商業とレストラン関係であり、四分の一が工業製品、残りはコンピューター関連、建設、ホテル、観光である。

第4章 ハバロフスク地方の地方自治制度

第1節 概要

1. 自然環境

ハバロフスク地方はロシア連邦の構成主体のなかでは広大な面積を有しているほうに分類され、総面積は78万8600平方キロメートルである。この広さはロシア連邦の4.5パーセント、ロシア極東の12.7パーセントを占めている。領土は南北に1800キロメートル、東西にもっとも広いところで750キロメートルにわたる。

モスクワ市からは、8000キロメートルの地点にある。日本海とオホーツク海に接しており、海岸線は3390キロメートルに及ぶ。ハバロフスク地方の地形は全土の四分の三が山地であり、その標高は低いところで500メートル、もっとも高い山は2500メートルに達する。

ロシア極東のほぼ中央に位置しているハバロフスク市は交通の要所であり、ロシア国内や旧ソ連諸国をはじめとするアジア太平洋諸国、さらには西欧諸国との航空路が開設されている。

ハバロフスク地方の気候は基本的にはモンスーン型であり、冬は寒く、南部の平均気温がマイナス22度であるのにたいして、北部はマイナス40度まで下がる。夏は湿気が高いのが特徴である。平均気温は、南部は20度、北部は15度である。

2. 人口と民族

ハバロフスク地方の総人口は2002年1月現在、148万5800人である。その人口はロシア連邦の全人口の1.0パーセントを占め、平均年齢は、35.8歳。人口の推移であるが、1992年をピークに減少に転じており、その原因はハバロフスク地方外への流出と自然減によるところが大きい。

人口密度は1.9人で、ロシア全土の平均の四分の一にすぎない。都市住民は全人口の80パーセント以上を占め、もっとも人口が多いのはハバロフスク市の60万500人であり、ロシア極東ではウラジオストク市について多い。第二の都市は、28万6700人のコムソモリスク・ナ・アムール市である。

つぎに民族構成であるが、ロシア人が86.4パーセントを占めている。つぎにウクライナ人の6.1パーセント、北方少数民族の1.5パーセント、ベラルーシ人の1.1パーセント、タタール人の1.0パーセントである。先の北方少数民族には、ナナイ人(アムール川下流にすむウラルアルタイ族)の1万500人、ズヴェンキ人の3600人、ウリチ人の2700人、ニヴヒ人の2400人、ズヴェン人の1900人が含まれている。

表 ハバロフスク地方の人口分布と人口密度(2002年1月1日現在)

地区名	住民数 (単位は千人)	人口密度 1平方キロメートル当たりの人数
アムール地区	80.2	4.9
アヤノ・マイスキー地区	3.6	0.02
ビキンスキー地区	26.9	10.8
ヴァニンスキー地区	46.7	1.8
ヴェルフネブレインスキー地区	32.8	0.5
ビヤゼムスキー地区	28.6	6.6
コムソモーリスキー地区	29.0	1.2
ラゾォ地区	57.6	1.8
ナナイスキー地区	21.7	0.8
ニコラエフスキー地区	47.2	2.7
オホーツキー地区	14.3	0.09
オシペンコ地区	7.5	0.2
ソビエト・ガヴァンスキー地区	51.4	3.3
ソールネチヌィー地区	39.8	1.3
トゥグロ・チュミカンスキー地区	2.5	0.03
ウリチスキー地区	27.0	0.7
ハバロフスク地区	81.8	2.7

第2節 ハバロフスク地方の立法・行政機構

1. ハバロフスク地方の地位

ロシア連邦内でのハバロフスク地方の地位については、ハバロフスク地方憲章に明記されている。それによれば、ハバロフスク地方は「ロシア連邦主体であり、ロシア連邦から切り離すことができず、しかもロシア連邦の構成から離脱する権利を有しない」と定められている。ハバロフスク地方はロシア連邦の構成主体であると同時に、連邦離脱の権利を否定している。

そのうえでその他のロシア連邦主体との地位にかんする関係では、「平等な権利を有する」と規定されている(ハバロフスク地方憲章第2条)。ロシア連邦内には共和国や州などの名称の連邦主体があるが、共和国のなかには州よりも大きな権限を有すると宣言しているところがある。ハバロフスク地方憲章では、そのような共和国と平等であると記しているのである。ただし、その記述は沿

海地方ほど徹底していない。沿海地方憲章には、「そのほかの連邦主体がどのような憲章を有しているかどうかに関係なく、沿海地方はロシア連邦のその他の連邦主体と同等の権利を有する」(沿海地方憲章第1条)が記されている。だが、ハバロフスク地方憲章には同様な規定は盛り込まれていない。

つぎにハバロフスク地方の地位の変更では、連邦政府によって一方的に押しつけられるのではなく、ハバロフスク地方の同意が必要である。ハバロフスク憲章によれば、「ハバロフスク地方の地位の変更は、連邦の憲法的な法律に基づいて、ロシア連邦とハバロフスク地方の両者の合意を前提に可能である」と記されている。地位の変更には名称と領土の分割、併合が含まれており、ハバロフスク地方の合意とは「ハバロフスク地方に居住し、投票権を有するロシア連邦市民の国民投票による自由な意思表示」と明記されている(ハバロフスク地方憲章第2条)。地位の変更には、ハバロフスク地方で国民投票の実施が必要なのである。

2. ハバロフスク地方知事

先に述べたサハリン州、さらには沿海地方と同様に、ハバロフスク地方知事も立法議会よりも大きな権限が付与されている。知事は「ハバロフスク地方を代表」し、知事を中心に「ハバロフスク地方最高国家権力執行機関(ハバロフスク地方政府)を形成」する(ハバロフスク地方憲章第35条)。ハバロフスク地方憲章には、「ハバロフスク地方知事はハバロフスク地方の首長であり、ハバロフスク地方最高国家権力執行機関(政府)を指揮する」と規定されている(ハバロフスク地方憲章第34条)。ハバロフスク地方は連邦主体であり、一つの主権をもたない国家であり、知事はいわばその最高権力者なのである。

知事の選出方法であるが、ハバロフスク地方憲章には以下のように記されている。「ハバロフスク地方知事は、ハバロフスク地方に在住し、連邦の法律に基づいて選挙権を有するロシア連邦市民によって、有権者の平等を原則に、直接選挙、秘密投票のもとで選ばれる」と記されている。知事は議会で任命されるのではなく、有権者によって直接選出されるのである。

知事の被選挙権については「連邦の法律とハバロフスク地方の法律に基づいて被選挙権を有するロシア連邦市民に付与される」と書かれている。被選挙権は30歳以上のロシア市民で、知事は「立法議会(ドューマ)議員、地方自治体代表機関の議員を兼職する」ことは禁止されている(ハバロフスク地方憲章34条)。知事の任期は4年、連続して二期を限度に選出される。知事の高選は、憲章で禁じられている。

つぎに、知事の解職について説明しよう。ハバロフスク地方憲章には、知事の任期満了前の解職にかんして9つの事項が記述されている。知事の死亡、ロシア連邦国籍の喪失などがあるが、重要な事項は2点に限定される。一つ目はロシア大統領による解職であり、この事項はすでに紹介したサハリン州と沿海

地方にも盛り込まれている。サハリン州では有権者による解職が記されているが、ハバロフスク地方では沿海地方と同様にこの事項は認められていない。

つぎに、知事の解職事項で重要な事項は、立法議会（ドューマ）による知事不信任の採択である。この要件については、そのほかの連邦主体よりも規定が詳しく書かれている。知事がロシア憲法、連邦の法律、ハバロフスク地方憲章と法律に抵触する命令を發表し、その違法性が裁判所で認められてから一ヶ月以上も訂正しない場合、立法議会（ドューマ）は不信任を採択することができる。法律違反が明白でない場合は、立法議会（ドューマ）議員定数の三分の一以上の議員が発案し、議員定数三分の二以上が賛成した場合、不信任が可決する（ハバロフスク地方憲章第38条）。立法議会（ドューマ）によって不信任が採択された場合、知事は直ちに辞職することになり、採択日から最大180日以内に知事選挙が実施される。辞職した知事の代行を務めるのは、ハバロフスク地方第一副議長（第一副知事）である。

つぎに、知事の専権事項を見てみよう。知事がハバロフスク地方の長であることについては述べたが、かれの権限について詳述してみよう。ハバロフスク地方憲章第35条には知事の専権事項が列挙されている。それによれば、ハバロフスク地方を代表する知事は「国際関係と対外経済関係において協議する権利を有し、ハバロフスク地方の名において協定と合意書に署名する」ことができる。そのほかの連邦主体と同様に、知事は予算案を立法議会（ドューマ）に提案する権利を有しており、その執行報告も義務付けられている。

以上の権限事項はそのほかの連邦主体の首長とほとんど同じであるが、ハバロフスク地方知事に付与されている権限の最大の特徴は、地方自治体の長を解任できることである。「ハバロフスク市内の地方自治体の長を除いて、地方自治体の長を解任し、選挙日を決める」ことができる。憲章によれば、知事が解任できるのは「長が自治体住民によって選挙で選ばれている場合に限る」と記されている。さらに「地方自治体憲章で手続きが制定されていない場合、地方自治体の長を解任したあと、選挙で選出されるまでの期間、知事は地方自治体の長を任命する」ことができる。

ハバロフスク市内の地方自治体の長の解職については、ハバロフスク地方憲章によれば知事は「解職にかんする提案をロシア大統領に行う権利を有する」と記されているが、大統領がその提案を受けて解任できるかどうかは不明である。加えて、なぜハバロフスク市内の自治体長だけが例外的に知事の解職事項から除外されているかは明らかでない。

だが、問題がもっと深刻なのはロシア憲法によれば、地方自治体というのは本来、連邦国家機構と並存する制度であり、連邦機構の下部機関ではない。地方自治体は国家機構から独立した自立機関であり、国家機関からの干渉は想定されていない。それなのに、ハバロフスク地方では制度上、地方自治は制限されており、しかも住民が直接に選出した長を知事が一方的に解任できるのであ

る。自治体の長の解職をめぐる、知事と自治体住民の意思が真っ向から対立する場合が想定され、その場合にどのように問題が解決されるかは明らかでない。

つぎに、知事と立法議会（ドューマ）の関係について触れておこう。立法議会（ドューマ）がロシア憲法、ロシア連邦の専権事項、ロシア連邦と連邦主体の共同権限事項、ハバロフスク地方憲章と法令に抵触するような法令を採択し、その違法性を裁判所が認定し、その決定を受けて立法議会（ドューマ）が法令を修正しない場合、知事は立法議会（ドューマ）を解散できる。立法議会（ドューマ）の選挙は、解散日から最大180日以内に実施される（ハバロフスク地方憲章第33条）。

立法議会（ドューマ）の採択した法律については、10日以内に知事に送付される。知事はその決議を拒否することができるが、立法議会（ドューマ）は議員定数三分の二以上の賛成があれば、原案をそのまま採択できる。採択された決議は、知事によって14日以内に公布される（ハバロフスク地方憲章第32条）。

3. ハバロフスク地方政府

ハバロフスク地方政府は、ハバロフスク地方において常設で活動する「最高国家権力執行機関」である（ハバロフスク地方憲章第36条）。指導部の構成メンバーは知事（政府議長）、第一副知事（政府第一副議長）、副知事（政府副議長）、閣僚である。政府の活動は定期的に、立法議会（ドューマ）に報告されることになっている。

ハバロフスク地方政府の専権事項であるが、それについてはハバロフスク地方憲章のなかに7点列挙されている。法案の作成やハバロフスク地方の社会・経済発展計画の作成・実施、連邦財産とハバロフスク地方国有財産の管理・処分などがあげられているが、もっとも重要な権限は知事が立法議会（ドューマ）に提出するハバロフスク地方予算案を作成すること、そして予算執行を行い、その収支報告を準備することである。

ハバロフスク地方政府の権限のなかで注目すべきは、地方自治体への監督機能が盛り込まれていることである。その具体的な内容は、以下の通りである。「地方自治体の法令がロシア憲法、連邦の法律、ロシア連邦のその他の法令、ハバロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律、ハバロフスク地方のその他の法令に抵触している場合、地方自治体、その選出機関、またはその役職者にたいして、抵触している法律をロシア連邦の法律に基づいて修正するように提案する権利を有する」。

法律間の齟齬の問題は微妙なケースが多いが、ハバロフスク地方憲章では地方政府にその提案権を認めている。ロシア憲法では地方自治体は連邦主体と並存する行政単位であり、その自立性が確立されている。こうしてなかで地方政

府の地方自治体への監督業務が憲章に記載されており、ハバロフスク地方では地方自治に一定の枠組みがはめられているといえよう。

ハバロフスク地方政府閣僚名簿

職名	氏名	連絡先
知事	イシャーエフ・ヴィクトル	
知事事務局長	カチーマ・ヴィクトル	TEL(4212) 32-96-96
第1副知事 (ロシア政府内代表)	チルキン・アンドレイ	
第1副知事全権代行者 (経済担当)	シールキン・ヴラジーミル	svi@adm.khv.ru
副知事 (建設・エネルギー担当)	ポポフ・ヴラジーミル	energy@adm.khv.ru
副知事 (工業・交通担当)	ズラジェフスキー・セルゲイ	industry@adm.khv.ru
副知事(社会問題)	チハナツキー・セルゲイ	TEL. (4212) 32-75-26
副知事 (防衛産業部門担当)	テヴェレーヴィチ・ヴィクトル	oborona@adm.khv.ru
財産関係相	グローモブア・ガリーナ	kanc@adm.khv.ru
財務相	カツーバ・アレクサンドル	priem@krfd.khv.ru
農業相	コロゴロフ・ニコライ	APK@adm.khv.ru
経済・対外関係相	レヴィンターリ・アレクサンドル	econ@adm.khv.ru
食品業・商業相	ブローフ・イーゴリ	sale@adm.khv.ru
文化相	ジュロモスキー・ヴァレリー	TEL(4212) 32-54-73
教育相	アブーホヴァ・リュドミーラ	TEL(4212) 32-53-44
天然資源相	ポチェレーヴィン・ゲンナージ	TEL(4212) 32-56-88
保健相	サフコーヴァ・ヴァレンチーナ	TEL(4212) 32-45-71
住居エネルギー供給相	スリーフカ・ヴラジーミル	TEL(4212) 32-89-02
建設相	ヴァシーシン・セルゲイ	TEL(4212) 32-66-78
林業相	シハーレフ・ヴァシーリ	TEL(4212) 32-40-23
社会保障相	シパーノフ・レフ	TEL(4212) 32-50-90

4. ハバロフスク地方立法議会（ドューマ）

ハバロフスク地方国家権力立法機関は「ドューマ」と呼ばれており、「常設の唯一最高の立法権力機関」である。議員定数は25人で、任期は4年である（ハバロフスク地方憲章第25条）。議員はハバロフスク地方にすむ有権者によって直接選出され、被選挙権は21歳以上のロシア市民である。議員は任期期間中、

連邦国家会議議員、その他の連邦主体の議員、地方自治体代表機関の議員、自治体の長をはじめ、その他の国家公務員、地方公務員を兼任できない(ハバロフスク地方憲章第26条)。

立法議会(ドューマ)は議員定数三分の二以上が選出された時点で、活動を開始する。第一回本会議は選挙日から30日以内に招集されることが義務づけられており、議長は議員の互選で決められ、かれは本会議を準備、主宰する。議長の活動を支えるために、立法議会(ドューマ)事務局が設置される。

立法議会(ドューマ)の主要な専権事項は、ハバロフスク地方憲章に詳細に記載されている。それによればハバロフスク地方憲章の修正、地方予算案とその執行報告にたいする承認、国有財産にかんする法令の整備、国民投票法の採択などがある。すでに述べたが、知事にかんする事項では「ハバロフスク地方知事不信任決議を含む、ハバロフスク地方知事の任期満了前の停止」を採択することができる(ハバロフスク地方憲章第30条)。

立法議会(ドューマ)への法案提出権を有しているのは立法議会(ドューマ)議員と立法議会(ドューマ)常設委員会をはじめとして、知事、ハバロフスク地方選出の連邦議会議員、地方自治体代議機関議員である。本会議は公開が原則であるが、本会議出席議員三分の二以上の賛成で非公開にすることができる。ただし非公開であっても、知事、その全権代表者、ハバロフスク地方検事長は出席できる(ハバロフスク地方立法議会(ドューマ)議事規定第19条)。

立法議会(ドューマ)には、四つの議会内委員会が開設されており、議員が専門的に議論する場であると考えられている。その委員会とは、「予算・財政・税制委員会」(議長はグローモフ・アレクサンドル議員)、「社会経済発展委員会」(議長はユラーソフ・ニコライ議員)、「国家建設・地方自治・地域間委員会」(議長はペトロフ・アレクサンドル議員)、「人間の権利・社会保障委員会」(議長はボンダレンコ・アナトーリー議員)である。

ハバロフスク地方議会常勤議員名簿

氏名	職位と所属委員会	電話番号
オノプリエンコ・ユーリー	議長	32-50-27
ツリユリーク・ニコライ	副議長	32-44-58
バラノフ・セルゲイ	予算・財政・税制委員会 人間の権利・社会保障委員会	32-63-04
ヴォリンツェーヴァ・オリガ	社会経済発展委員会 予算・財政・税制委員会	32-58-46
ジメレネツキー・ヴァチエスラフ	予算・財政・税制委員会 国家建設・地方自治・地域間委員会	32-56-60

ジュコーヴァ・スヴェトラナ	予算・財政・税制委員会 国家建設・地方自治・地域間委員会	32-53-35
イサコフ・エヴゲーニー	人間の権利・社会保障委員会	32-49-18
オストロフスキー・アナトーリー	人間の権利・社会保障委員 社会経済発展委員会	31-59-40

5. 地方自治

ハバロフスク地方では、地方自治を実現する行政単位として、二つの市、17の地区がある。地方自治体の意思を表明する手段として、住民投票、集会、会合、協議会などが盛り込まれている。住民による直接的な意思表示は例外的な措置であり、現実には議員たちが構成する代表機関が地方自治体の意思決定を行う。代表機関の名称は、市では「市議会（ドューマ）」、地区では「代表者会議」である。代表機関の権限事項としては、自治体予算の承認、自治体税の制定、自治体憲章の採択、さらには自治体の長の活動にたいする監督がある。

地方自治体の長の名称は地方自治体によって異なり、「行政機関長(глава администрации)」「市長(мэр)」「村長(староста)」がある。長の主要な権限としては自治体経営管理の遂行、自治体予算の作成、そして予算の執行機能がある。

ハバロフスク地方内の地方自治体代議機関議員と職員の総数は1300人で、その大部分は女性である。職員の年齢別構成は30歳から50歳までの年齢がもっとも多く、全体の80パーセントを占める。職員についてみれば、全職員の87パーセントが高等教育(大学)修了者であり、博士号取得者一人と修士号取得者二人が含まれている。かれらの専門は技術、経済・経営である。

ハバロフスク地方の地方自治体

自治名	首長	所在地
ハバロフスク市	ソコロフ・アレクサンドル	680000, Россия, г.Хабаровск, ул. К.Маркса, 66 Тел./факс (4212) 31-53-46 E-mail: lac@mayor.kht.ru URL: www.khabarovsk.kht.ru
コムソモリスク・ナ・アムール市	ミハレフ・ヴラジーミル	681000, Россия, г.Комсомольск-на-Амуре, Хабаровский край, Аллея Труда, 13 Тел. (8272) 4-32-33 Факс (8272) 4-44-19 E-mail: city@kmscom.ru

ソヴェーツカヤ・ガヴァ ニ市	シェヴチウーク・ヴァ レーリー	682880, Россия, Хабаровский край, г.Советская Гавань, ул.Советская,25 Тел. (8238) 4-51-12 Факс (8238) 4-59-39 E-mail:adm@city.sovgav.ru
ニコラエフスク・アム レ市	ヴォツェホフスキ ー・ヴラジーミル	682430, Россия, Хабаровский край, г.Николаевск-на-Амуре, ул.Советская,73 Тел. (8235) 2-22-36 Факс (8235) 2-22-48 E-mail: admin@admin.nikol.ru
アムールスク市	クズミーヌイフ・ゲン ナージー	682640, Россия, Хабаровский край, г.Амурск, пр.Мира,11 Тел./факс (8242) 2-04-28 E-mail: bobby@admin.amursk.ru URL: www.amursk.ru
ビキン市	ケコチ・ゲンナージー	689980, Россия, Хабаровский край, г.Бикин, пер.Советский,2 Тел. (8255) 2-10-18 Факс (8255) 2-11-33
アヤノ・マイスキー地区	ミトロファノフ・ヴィ ークトル	682470, Россия, Хабаровский край, с.Аян, ул. Советская,8 Тел. 21-1-03 Факс 21-3-42 E-mail: sistadmin@ajn.kht.ru
ヴァニノ地区	ムシャノヴィチ・ボグ ダーン	682860, Россия, Хабаровский край, рп.Ванино, пл.Мира,1 Тел. (8237) 5-12-53 Факс (8237) 5-32-25 E-mail: root@admvan.vanino.ru
ヴェルフネブレインスキ ー地区	コエ`ローヴァ・ゾー ヤ(首長全権代行者)	682080, Россия, Хабаровский край, рп.Чегдомын, ул.Центральная,49 Тел. (8249) 5-17-62 Факс (8249) 5-11-87 E-mail: olga@tgd.kht.ru

ヴァゼムスキー地区	パンチェンコ・アナトリー	682940, Россия, Хабаровский край, г.Вяземский, ул.Коммунистическая,8 Тел. (8253) 3-10-35 Факс (8253) 3-37-35 E-mail: vzmadmin@vzm.kht.ru
コムソモーリスキー地区	コロムチェフ・アレクサンドル	681000, Россия, Хабаровский край, г.Комсомольск-на-Амуре, ул.Краснофлотская,32Б Тел. (8272) 4-45-17 Факс (8272) 4-22-64 E-mail: akr@kmscom.ru
ラゾ地区	ゴヴォル・エヴゲニー	682920, Россия, Хабаровский край, рп.Переяславка, ул.Октябрьская,35 Тел. (8254) 2-16-36 Факс (8254) 2-11-65 E-mail: admin_prs@lazo.khv.ru
ナナイスキー地区	クロチキン・アレクサンドル	682350, Россия, Хабаровский край, с.Троицкое, ул.Калинина,102 Тел. (8256) 4-13-83 Факс (8256) 4-16-85 E-mail: nanai-adm@trk.kht.ru
オホーツク地区	マサリーティン・ヴィターリー	682480, Россия, Хабаровский край, рп.Охотск, ул. Ленина,16 Тел. (8241) 9-14-72 Факс (8241) 9-11-57 E-mail: administr@oxt.kht.ru
ポリナ・オンペンコ地区	ジェグチャレフ・ユーリー	682380, Россия, Хабаровский край, с.им.П.Осипенко, ул.Амгуньская,72 Тел. (8244) 2-14-57 Факс (8244) 2-18-57
ソールネチヌィー地区	ボグダーノフ・ヴラジミール	681901, Россия, Хабаровский край, рп.Солнечный, ул.Ленина,23 Тел. (8246) 2-30-95 Факс (8246) 2-24-10 E-mail: asr@ns.kmsom.ru

ツグロ・チュミカンスキー地区	チェブニン・ヴラジミール	682460, Россия, Хабаровский край, с.Чумикан, пер.Советский,3 Тел. 9-15-64 Факс 9-12-00 E-mail: sistadm@tmk.kht.ru
ウリチスキー地区	コレスニヤク・ヴィークトル	682400, Россия, Хабаровский край, с.Богородское, ул.30 лет Победы, 54 Тел. (8251) 5-16-73 Факс (8251) 5-10-74 E-mail: postmaster@adminraion.bgr.kht.ru
ハバロフスキー地区	チハナツキー・セルゲイ	680020, Россия, г.Хабаровск, ул.Волочаевская,6 Тел. (4212) 36-36-52 Факс (4212) 32-92-01 E-mail: kymi@mail.kht.ru

第3節 ハバロフスク地方の予算

2001年のハバロフスク地方予算を見てみよう。歳入は121億1072万7000ルーブル（約402億円）、歳出は102億7601万8000ルーブル、歳入の超過額は18億3470万9000ルーブルに達する。予算規模をみると、サハリン州の約4倍、沿海地方とほぼ同程度であるが、サハル共和国の約半分である。

おもな歳入項目では、「税金」が56億8079万1000ルーブルで、歳入総額の46.9パーセントを占めている。税外収入は1億6151万7000ルーブルで、歳入総額の1.3パーセントを占める。税金56億8079万1000ルーブルが歳出総額102億7601万8000ルーブルに占める割合は55.2パーセントであり、税金が歳出をまかなえる割合は半分を超えている。

歳入で注目すべき点は、連邦政府からの「移転資金」は29億9539万5000ルーブルで、歳入に占める割合は24.7パーセントに達することである。移転資金の歳出に占める割合では29.1パーセントであり、ハバロフスク地方予算の歳出が連邦政府からの資金に頼っている実態が浮き彫りになる。予算規模では沿海地方とほぼ同程度であるが、沿海地方予算では移転資金の歳入に占める割合はわずか2.8パーセントであり、ハバロフスク地方の割合29.1パーセントとの間には大きな差がある。ただしすでに指摘したように、超過歳入は18億3470万9000ルーブルで、数字でみるかぎり、移転資金の37パーセントは使われなかったことになる。

つぎに、歳出項目を見てみよう。歳出のもっとも多いのは「工業・エネルギー建設費」の18億1386万4000ルーブルで、歳出総額の17パーセントを占める。その理由は、特に冬季に毎年エネルギー供給が停止し、住民は暖房のないアパートでの生活を余儀なくされる事態が頻発しているからである。歳出項目でつぎに多いのは「社会政策費」の13億4605万6000ルーブルで、歳出に占める割合は13パーセントである。さらに「住民サービス費」の8億6228万8000ルーブルが続いている。

2001年予算(単位は千ルーブル)

歳入項目	計画	歳入額	充足率
税收	5,564,201	5,680,791	102.1
利潤税	4,360,307	4,437,327	103.0
財産税	540,000	556,299	84
所得税	83,900	90,994	108.52
企業財産税	376,690	402,825	107
天然資源利用料	72,140	76,606	106.2
税外収入	164,839	161,517	98.0
固有歳入	5,729,040	5,842,308	102.0
連邦予算からの 移転資金	2,995,395	2,995,395	100.0
総歳入	11,591,606	12,110,727	104.5

資料、ハバロフスク地方ドューマ決議第59文書(2002年10月2日採択)

2001年予算(単位は千ルーブル)

主要な歳出項目	歳出額	充足率
国家管理と地方自治体	342,008	113.1
裁判所	19,576	74.9
治安・国家安全	461,989	101.8
工業・エネルギー・建設	1,813,864	94.5
農業・漁業	308,758	100.1
環境保全	7,506	69.4
交通	148,546	93.1
漁業インフラ整備	5,808	100.9
住居サービス	862,288	96.9
自然災害対策費	23,914	93.7
教育	276,963	95.8
文化・芸術・映画	126,381	98.9

マスメディア	21,837	98.7
保健と体育文化	827,859	100.3
社会政策	1,346,056	99.2
総計	10,276,018	99.8

第4節 政治状況

ハバロフスク地方のイシャーエフ知事は、ロシア極東に位置する連邦主体のなかではサハリン州のファルフトジーノフ知事と並んで安定した地位を築いている人物である。1991年10月にロシア大統領令によってハバロフスク地方知事に任命された。1996年12月に再選された（得票率は77パーセントで、次点候補者はわずか7パーセント）。2000年12月の知事選挙では、88パーセントの得票率で圧勝をはたした。

イシャーエフ知事には現在、対抗勢力はほとんどいない。かれが有権者から大きな支持を得ている要因としては、経済が安定していることがあげられる。個々の基本的な経済指標を見れば、ハバロフスク地方の経済は好景気というわけではない。ロシア極東のなかにはエネルギー問題を頻繁に引き起こしているところがあるが、ハバロフスク地方にかぎっていえば、大きな問題になることはない。また、年金や賃金の未払いの問題が近年頻発したが、ハバロフスク地方では沈静化の方向に向かっている。このように、相対的な観点にたてば、ハバロフスク地方はその他の地方よりも日常生活は安定しているといえる。

イシャーエフ知事の政治的安定化を生んでいる要因として、政治対立がないことがあげられる。知事と地方議会、ハバロフスク市長の間で、大きな対立が生じていない。2000年9月にソコロフがハバロフスク市の新しい市長に選出され、かれのもとでハバロフスク市は建設ラッシュで活気を帯びてきている。ソコロフ市長の行政手腕にたいする評価は高まっているが、そのことが要因となってイシャーエフ知事との間で権力闘争は起きていない。ハバロフスク地方議会においても、イシャーエフ知事を支持する与党が圧倒的に多くの議席を占めている。

安定した政権基盤を築くイシャーエフ知事であるが、かれがその存在を警戒する人物がいる。その人は、プリコフスキー・ロシア極東連邦管区大統領全権代表である。2000年5月に連邦管区が開設されて以来、互いを意識し「ライバル関係」が続いている。プリコフスキー大統領全権代表が中央と連邦主体間における権力的な垂直構造の徹底を力説するのにたいして、イシャーエフ知事は極東ザバイカル協会議長を務め、自らがロシア極東地域の盟主であるという意識が強い。

「2010年までの国家発展戦略」の起草者であるイシャーエフ知事は経済の専門家を自認しており、ハバロフスク地方のガスパイプライン構想や「北東アジア圏」におけるロシア極東地域の経済的発展と統合を積極的に提唱してい

る。イシャーエフ知事は、一般市民からは実務家のイメージが強かったが、こんにちでは徐々にカリスマ的な個性を発揮してきていると評される。

第5節 中央との関係

ハバロフスク地方は1996年4月24日に連邦政府との間で、「ロシア連邦国家権力機関とハバロフスク地方国家権力機関間の管轄と権限事項分割にかんする協定」を締結している。いわゆる連邦政府との権限分割協定であり、連邦政府とハバロフスク地方の共同権限を基軸に、各自の権限について記述されている。

まずは両者の共同権限であるが、協定にはおもな権限として以下の事項が記されている。

- ①1996年から2005年までの経済・社会発展計画の作成と実現
- ②天然資源の合理的利用と大陸棚の開発
- ③防衛産業の生産活動
- ④貴金属の採掘問題
- ⑤移民問題
- ⑥関税政策
- ⑦カードル政策

連邦政府は上記の共同権限事項に基づいて、はたすべき役割を法令として採択することになる。協定によれば、連邦政府は「ハバロフスク地方国家権力機関の参加をえて、本協定において共同権限となっている事項にかんして連邦の法律と法令を作成し、採択する」と書かれている。また共同権限事項にかんするハバロフスク地方政府の機能としては、「本協定と連邦の法律に基づいて法的な統制を行使する」ことになっている。つまり共同権限については、最初に連邦政府が具体的な任務を法令として採択し、その後でハバロフスク地方政府がその法令にしたがって行動することになる。

権限分割問題で重要なのは、国有財産の帰属である。協定によれば、「ハバロフスク地方の国有財産に帰する財産の所有、利用、処分の問題は、連邦の法律に基づいてハバロフスク地方の法律で統制される。ハバロフスク地方は自主的に、ハバロフスク地方国有財産を管理する国家権力機関を創設できる」ことになっている。ハバロフスク地方が独自に所有する国有財産についてはハバロフスク地方政府の裁量権が認められている。これにたいして連邦とハバロフスク地方の共有財産については、両者間の「個々の合意」に基づいて管理されることが協定に明記されている。天然資源の利用にかんしては、「ハバロフスク地方は連邦政府と協力して、北方少数民族の伝統と経済活動を考慮のうえで特別な法的規制を制定する」ことになっている。

権限分割協定には連邦政府とハバロフスク地方が対立した場合の解決方法について、以下のように記されている。「本協定を実現する過程で生じる紛争と対

立、共同権限事項にかんするロシア連邦機関とハバロフスク地方国家権力機関間の権限についての紛争は、ロシア憲法と連邦の法律で定められている手続きにそって両者の協議で解決される」ことになっている。

この権限分割協定は1996年4月24日に発効したが、2002年8月12日に効力を停止した。その理由については不明であり、新しい協定が締結されるかどうかはわからない。

第6節 対外関係

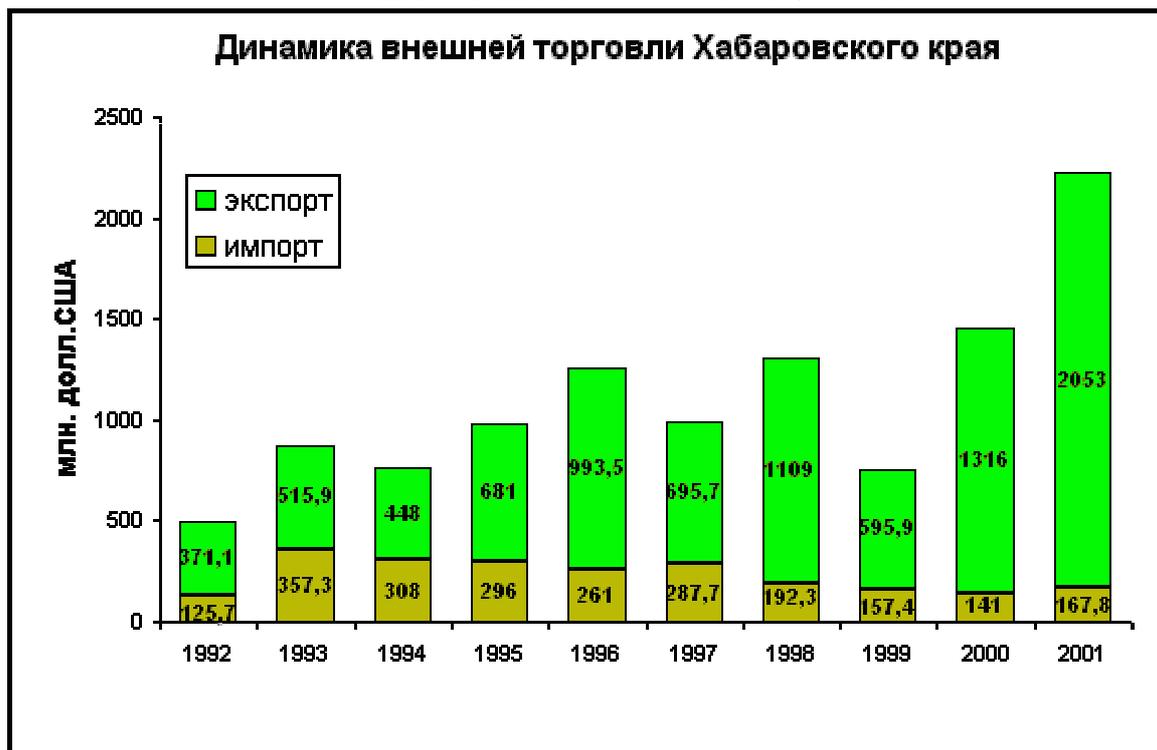
上記の権限分割協定によれば、「ハバロフスク地方はロシア憲法、連邦の法律、ロシア連邦の国際条約に抵触しないかぎり、国際関係と対外関係に自由に参加し、諸外国と協定を交わす」ことができる。そして「ロシア連邦国家権力機関は連邦の法律に基づいて、ハバロフスク地方の国際関係と対外関係を調整」することになる。ハバロフスク地方は一定の枠組みのなかではあるが、諸外国との自由な貿易が容認されているのである。

2001年の統計をみると、貿易高は22億2080万ドルである。その内訳は輸出が20億5300万ドル、輸入が1億6780万ドルであり、輸出が貿易高に占める割合は92パーセントに達する。貿易高の年代別の推移をみると、2001年の数字がソ連邦の崩壊後ではもっとも多い。ソ連崩壊直後の1992年貿易高は4億9680万ドル（輸出が3億7110万ドル、輸入は1億2570万ドル）で、2001年の貿易高は1992年の4.5倍に膨らんでいる。2001年貿易高はこの10年間を振り返っても突出して多く、前年の14億5700万ドルの1.5倍に跳ね上がっているが、その理由については不明である。

2001年輸出高をみると、占める割合でもっとも多い品目は機械製作の59.4パーセントである。ハバロフスク地方はソ連時代から機械産業の中心地であったが、いまでも輸出高の半分以上を機械製作が占めている。つぎに多い輸出品目は石油製品の16.2パーセント、さらに材木関係の14.2パーセント、海産物の2.9パーセント、サービス産業関連の2.5パーセント、粗鋼の2.1パーセントなどが続いている。

貿易相手国では、輸出関連ではもっとも多いのは中国であり、全輸出高の68パーセントを占める。中国と国境を接していることが大きい。つぎに多いのは日本であり、9パーセント、シンガポールの8パーセント、スイスの4パーセント、韓国の3パーセントが続く。輸入をみると、輸出に比べて多様であり、なかでも欧米諸国との関係が深いのが特徴である。もっとも多いのは中国と日本の20パーセントで、つぎに韓国の12.6パーセント、ドイツの9.3パーセント、アメリカの6.5パーセント、イギリスの6.3パーセントが続く。日本との関係では、ハバロフスク地方は日本からは圧倒的に輸入が多い。

ハバロフスク地方の貿易高2001年(単位は百万ドル)



第5章 サハ－共和国の地方自治制度

第1節 概要

サハ－共和国は、ロシア連邦を構成する共和国のなかでもっとも広大な面積をもつ連邦主体である。ロシア極東の北西に位置し、その面積は310万3200平方キロメートルである。ロシア全土の五分之一を占め、西欧諸国の総面積の三分の二に達する（日本の領土の7.8倍）。

サハ－共和国の40パーセントが北極圏に属しており、ロシア国内でもっとも寒い地域である。サハ－共和国内のオイミヤコン地区とヴェルホーヤンスク地区では、冬季の最低気温はマイナス70度にも達する。

サハ－共和国の人口は約100万700人であり、ロシア連邦の全人口の0.7パーセントにすぎない。面積は広いわりに人口は少ない。人口密度はロシア連邦主体のなかでもっとも低く、1平方キロメートルあたりわずか0.3人である。

サハ－共和国内には120の民族が混在しており、原住民と移民に大きく分けられる。原住民のなかでもっとも多いのは38万2000人のヤクート人で、全人口の33パーセントを占める。ヤクート人につづいてエヴェンキ人の1.4パーセント、エヴェン人の1パーセント、ユカギール人の0.1パーセントが続く。移民のなかで圧倒的に多いのはロシア人で、全人口の50.3パーセントを占める。続いてウクライナ人の7パーセント、タタール人の1.5パーセントが続く。原住民と移民を比較すると、6割が移民である。

サハ－共和国内の就業者数は53万7000人で、全人口の約53パーセントを占める。職業別の内訳では「研究文化部門」の16パーセントを筆頭に、「工業部門」の15.5パーセント、「農業」の13.6パーセント、「商業関連」の12.6パーセント、「交通・通信」の11パーセント、「建設部門」の8.2パーセントが続く。

サハ－共和国の概要（1999年現在）

首都	ヤクーツク市
サハ－共和国の設立	1992年4月27日 (ソ連時代の1922年に自治共和国になる)
面積	310万3200平方キロメートル
人口	100万700人
内訳	
都市人口	64万4500人
農村人口	35万6200人

主要民族		
内訳（全人口のなかの割合）		
ロシア人		50.3%
ヤクート人		33.0%

第2節 サハール共和国の立法・行政機構

1. サハール共和国の地位

サハール共和国の地位は、ロシア極東のその他の連邦主体と大きく異なる。というのもサハール共和国は、ロシア連邦内にあっても「主権国家」を掲げているからである。そして、国家主権をサハール共和国の存立基盤に据えるのである。その他の連邦主体が連邦の構成体であることを明記し、連邦からの離脱権を明確に否定しているところがあるなかで、サハール共和国の地位は大きく異なる。たとえば、ハバロフスク地方は「ロシア連邦主体であり、ロシア連邦から切り離すことができず、しかもロシア連邦の構成から離脱する権利を有しない」と定められているのに対して、サハール共和国はロシア連邦内にあっても連邦主権と並存する形で共和国主権を樹立しているのである。

主権国家という位置づけである以上、サハール共和国はその他の連邦主体とはちがって憲章ではなく憲法を採択している。ロシアには連邦憲法があるが、それなのにサハール共和国は主権を基盤とする独自の憲法を有しているのであり、共和国国民にとっては、共和国憲法と連邦憲法の二つの憲法が存在することになる。そのサハール共和国憲法によれば、「憲法に基づいてサハール共和国は市民社会と国家建設を樹立する。共和国内では共和国憲法は最高法であり、その規範は直接的な効力を有する」と明記されている（サハール共和国憲法第7条）。

このサハール共和国憲法の前文には、「憲法を国家主権の基本法と定める」と書かれている。そして、共和国憲法によればサハール共和国は「民族実決権を基盤に据えた主権国家、民主国家、法治国家」である（サハール共和国憲法第1条）。サハール共和国が主権を有しているかぎり、「サハール共和国領土内の土地、地下資源、水資源、森林、動植物、その他の天然資源、空域、大陸棚は、サハール共和国の国有財産であり、それらを共和国国民から切り離すことはできない」のである（サハール共和国憲法第5条）。

主権を掲げるサハール共和国は、「国際・対外経済関係の舞台では自立した行為主体である。共和国は諸外国と貿易し、その他の諸関係を確立する。さらには国際協定を交わすことができ、国際機関の活動に参加する権利を有する」のである。サハール共和国は国内的には主権を有し、国際関係ではロシア連邦から自立したアクターなのである。

ここまではサハール共和国がもつ国内的、対外的な主権を紹介したが、もっとも重要な点はロシア連邦との関係である。ロシア連邦が国際社会で広く認められている主権国家である以上、そのなかに位置するサハール共和国がはたして完

全な主権を行使することは可能なのであろうか。ロシア連邦の国家主権とサハ
ー共和国の国家主権が、なんらかの利益をめぐって対立することはないであろ
うか。そのような場合、対立はどのような方法で解決されるのであろうか。連
邦主権と共和国主権の対立についてサハール共和国憲法では、サハール共和国は主
権国家であることを前提に、そしてロシア連邦政府にそのことを認識させたう
えで、「自由意志と平等の諸原則」を基礎に連邦政府とサハール共和国政府の間で
「連邦条約」を締結することが提案されている（サハール共和国憲法第8条）。

連邦条約には連邦政府とサハール共和国政府の各自の権限、そして両者の共同
権限が盛り込まれ、この連邦条約に基づいてサハール共和国とロシア連邦政府間
の関係が調整されるのである。つまり、サハール共和国は主権国家であることを
宣言し、その存立基盤を連邦政府が容認したうえで、連邦政府との間で国家間
条約に相当する連邦条約が結ばれるのである。その他の連邦主体の多くは主権
を否定し、連邦の構成主体であることを掲げているために、サハール共和国のよ
うに連邦政府と連邦条約を締結する必要はない。権限分割協定はあっても、国
家間の取り決めのような連邦条約を結ぶことはないのである。

2. サハール共和国大統領

サハール共和国の最高役職者は知事ではなく、大統領である。かれは「共和国
における執行権力の長」である（サハール共和国憲法第65条）。サハール大統領は
「国家主権と共和国領土の一体性を確保し、サハール共和国の憲法と法律、さら
には共和国が採択した共和国間と国際間の義務を遵守」する。共和国大統領は、
共和国の領土保全を確立する最高権力者なのである。

共和国大統領になることができる資格は、サハール共和国出身の共和国市民で
あること、加えて共和国に15年以上の居住年数があること、さらには年齢が
40歳以上60歳以下であり、公用語であるサハール語とロシア語を自由に読み
書きできることである（サハール共和国憲法第66条）。被選挙権の年齢制限が4
0歳以上60歳以下というのは厳しい制約であり、共和国市民であるという規
定も珍しい。

その他の連邦主体の知事の被選挙権では年齢は25歳、または30歳以上と
いうのが一般的であり、上限についての規定はない。サハール共和国では共和国
市民であることを規定しているが、その他の連邦主体ではロシア市民であるこ
とを条件にしている。サハール共和国は主権国家を存立基盤にしているために、
共和国民という制約を課し、連邦国民とは一線を画しているのである。

サハール共和国大統領は有権者によって直接選出され、任期は5年、連続二期
以上の再任は認められていない（サハール共和国憲法第67条）。大統領候補者は
政党、社会組織、社会団体、労働集団、有権者グループによって選出され、共
和国内の七つの自治体以上の有権者の支持が必要である。具体的には、各自治
体で有権者の5パーセント以上の署名が条件である。

つぎに共和国大統領の解職に移ろう。大統領がサハール共和国の憲法と法律に明らかに違反したことをサハール共和国憲法裁判所が判決し、それを受けてサハール共和国国家議会両院の三分の二以上の議員が賛成した場合に解職が成立する（サハール共和国憲法第74条）。このように共和国大統領は最終的に、国家議会によって解任されることがある。国家議会が大統領にたいして大きな権限を有しているのにたいして、大統領は「国家議会と国家権力地方代表機関の解散権とそれらの活動を停止させる権利を有しない」のである（サハール共和国憲法第71条）。つまり大統領は、国家議会だけではなく地方議会にたいしても解散権を有していないのである。

共和国大統領の専権事項は、共和国憲法のなかに27項目が盛り込まれている。大統領は国家議会に共和国予算案をはじめとして法案を提出する権限、共和国首相と副首相、内務大臣、国立銀行総裁などの任命権、サハール共和国が交わす国際条約と国際協定の署名などが列挙されているが、サハール共和国大統領のもっとも重要な権限としてはダイヤモンド・ファンドと金ファンド、外貨ファンドの管理である。サハール共和国はダイヤモンドと金の産出量は世界でも有数の産出国であり、その売却による外貨獲得はサハール共和国の大きな財源となっている。サハール共和国の天然資源は諸外国の関心の的となっており、この管理権は共和国大統領が握っている。

3. サハール共和国政府

サハール共和国における国家権力の執行・管理機関は、サハール共和国政府である。その長は首相であり、政府の活動を組織化し、指導する。共和国政府は社会・経済政策を作成し、実現することを目指しており、共和国国家議会にたいして毎年活動を報告する義務を負っている。

共和国政府内には、二つの国家委員会が設置されている。一つは「地質と地下資源利用委員会」であり、もう一つは「貿易・物質技術・資源委員会」である。ダイヤモンドと金などの地下資源はサハール共和国にとって、ロシア連邦政府だけではなく対外関係においても重要な国家戦略手段であり、この問題を国家プロジェクトとして考えている。

共和国政府内には、様々な委員会と部局が設置されている。「土地改革委員会」「疫病監視委員会」「統計委員会」「体育文化スポーツ委員会」「公文書委員会」「貴金属委員会」「文化遺跡保存委員会」「撮影委員会」「母子問題委員会」。

部局では、「国家監査局」「労働基準監督局」「カードル養成配置局」「マスメディア局」「人事局」「年金局」「中央選挙管理委員会」「経営管理とマーケティング局」が開設されている。サハール共和国はロシア国内と諸外国に積極的な対外関係を確立しようとしており、共和国政府の代表部を各地に開設している。たとえば、ロシア国内ではモスクワ市、ハバロフスク市、サンクト・ペテルブルグ市、ノボシビルスク市、イルクーツク市、外国ではトロント市である。

サハー共和国閣僚名簿(2002年11月現在)

職名	氏名	連絡先
首相	セーメン・ナザーロフ	43-55-55
第1副首相	エゴール・ボリーソフ	43-51-99
副首相	アルトゥール・アレクセーエフ	42-23-24
副首相	ヴァシーリー・グラブツェヴィチ	43-56-56
副首相	イヴァン・ドリーニン	43-55-35
副首相代行	エヴゲーニヤ・ミハイローヴァ	43-56-60
対外関係相	ミガールキン・アレクサンドル	42-23-21
内務相		42-25-02
青年・体育文化・スポーツ問題相	ボリーソフ・コンスタンティン	42-27-93
住居公営・エネルギー相	ポポフ・ヴァレーリー	42-27-39
保健相	エゴーロフ・イヴァーン	42-40-22
文化精神促進相	ボリーソフ・アンドレイ	42-11-63
交通・郵便・情報化相	チレーノフ・ヴラジーミル	42-23-07
教育相	ミハイロヴァ・エヴゲーニヤ	42-03-56
環境相	アレクセーエフ・ヴァシーリー	24-12-90
工業相	オグリィ・アレクサンドル	42-35-25
農業相	ナウモフ・ドミートリー	24-18-62
建設相	ブスラーエフ・ユーリー	42-44-12
労働・社会保障相	ペスコーフスカヤ・ユーリヤ	42-40-34
財産相	アレクセーエフ・ゲンナージ	24-16-55
財務相	ベレーズキン・エルンスト	42-36-84
経済発展相	ダニーロフ・ヴラジーミル	43-52-25
青年相	アントーノフ・アナトーリー	24-05-11
市民防衛・自然災害対策相	ショモーエフ・ヴァレーリー	42-43-80
小企業・旅行・雇用問題相	スクリプィキン・アナトーリー	42-13-27
科学・職業訓練相	トルストイフ・ゲンナージー	26-14-26

4. サハー共和国立法議会

サハー共和国の「最高代表・立法・監督機関」は、国家議会(イル・トゥメン)である。議会は二院制で、「共和国会議」と「代表者会議」から構成されている。議員の任期は5年で、被選挙権は21歳以上のサハー共和国市民である。ほかの連邦主体では連邦市民であることが要件であるのにたいして、サハー共和国ではサハー共和国市民であることが条件に盛り込まれている(サハー共和国憲法第51条)。ここにおいても、共和国主権の原則が貫かれている。共和国会議の議員定数は30人、代表者会議は34人である。

(1)共和国会議(議長はフィリポフ・ヴァシーリー)のおもな権限

- ・サハー共和国の憲法的な法律の審議と採択
- ・サハー共和国の国内・対外政策の採択
- ・サハー共和国政府にたいする信任問題の採択
- ・サハー共和国大統領解職の採択
- ・サハー共和国国家機構の承認
- ・共和国大統領が提案する共和国政府首相の承認
- ・共和国予算、外貨ファンド、貴金属ファンドの監査

(2)代表者会議(議長はソロモフ・ニコライ議員)の主な権限

- ・共同権限にかんするロシア連邦の法律の批准
- ・国家間条約と協定の批准
- ・サハー共和国政府閣僚と国家委員会議長の承認
- ・共和国とロシア連邦の法律の効力停止にかんする採択

共和国国家議会への法案提出権を有しているのは、共和国国家議会議員をはじめとして、共和国大統領、共和国政府、共和国会議常設委員会、代表者会議委員会などである(サハー共和国憲法第59条)。共和国国家議会で採択された法律は、当該会議議長が署名し、共和国大統領に送付される。大統領がそれを14日以内に拒否しない場合は、法律は公表と同時に効力を発する。

共和国大統領が法律を拒否した場合、該当議会は再度審議し、その結果を共和国大統領に報告する。大統領が再び拒否した場合、国家議会の両院合同会議が開催される。そこで採択されたならば、両院議長の署名と同時に法律は効力を発することになる(サハー共和国憲法第59条)。

共和国会議に開設されている委員会は、以下のとおりである。「予算・財政・社会政策委員会」(議長はブルナーショフ・ロベルト議員)、「法律・地方自治体代表機関問題・カードル政策委員会」(議長はラリオーフ・エゴール議員)、「工業・建設・エネルギー・交通・郵便委員会」(議長はサヴィーノフ・ユーリー議員)、「農業・エコロジー委員会」(議長はディヤコーノフ・ハラムピー議員)、「科学・文化・教育・スポーツ、保健・母子問題・青年問題委員会」(議長はポイセーヴァ・アリビーナ議員)、「人間の権利・国内対外政策・民族間問題・少数民族問題・社会団体・政党問題委員会」(議長はクリヴォシャープキン・アンドレイ議員)、「企業家問題委員会」(議長はオコネシニーコフ・ニコライ議員)、「有権者要望実現委員会」(議長はピールスカヤ・マリーナ議員)。

つぎに、代表者会議の常設委員会を紹介しよう。「財政・税金委員会」(議長はウローフ・アレクサンドル議員)、「投資政策・工業力向上委員会」(議長はプロコーピエフ・ユーリー議員)、「私有化・反独占対策委員会」(議長はフォードロフ・ロジーノフ議員)、「農業政策委員会」(議長はオフロップコフ・フィリップ議員)、「国家権力機関と地方自治委員会」(議員はブリズガーロフ・ペョートル議員)、「科学・教育・文化委員会」(議長はジルコフ・アレクサンドル議員)。

「労働・社会政策委員会」（議長はゴトフツェーフ・ユーリー議員）、「少数民族問題委員会」（議長はザハーロフ・ニコライ議員）、「家庭・子供・青年問題委員会」（議長はポドゴーロフ・アレクサンドル議員）、「有権者要望実現委員会」（議長はボジェネンコ・ヴァレーリー議員）。

5. 地方自治

サハール共和国には33の地方自治体があり、その一つひとつの広さはハンガリーの面積に匹敵するほど広大である。これらの自治体は、三つの行政単位に分類される。一つは「市」、二つ目は「村落」、三つ目は「種族共同体(ウルース)」である。

種族共同体は中央アジアからシベリアに広がる遊牧民の仮泊地であり、ソ連時代の1926年に行政単位となった。ウルースという名称はその後、一時的に消滅するが、ソ連邦の崩壊後と同時に復活し、現在では地方自治体の正式な名称となった。

サハール共和国における地方自治整備は、その他の連邦主体と比較してかなり遅れている。その最大の理由は共和国領土がかなり広大であるうえに人口密度が低く、少数民族のなかには遊牧民が含まれているからである。地方自治体としての体をなすところまで至っていないのが現状である。

サハール共和国憲法のなかでも、地方自治体についての具体的な記述はなく、概括的な原則に留まっている。現時点では地方自治を創設する段階であり、サハール共和国国家議会で作成されている法案としては、「地方自治体財政法」「集会(会合)・協議会にかんする法律」「地方自治体住民投票法」「地方自治体憲章国家登録手続きにかんする法律」「土地改良法」などがある。

地方自治体の分類

○市
ミールヌィ市、ネリユングリ市、ニユルバ市、ポクロフスク市
○村落
アルダン村、ヴェルホーヤンスク村、ヴィリュイスク村、レンスク村、オレクミンスク村、スレドニコーリムスク村、トモート村、ウダーチヌィ村
○種族共同体
アヴィスキー共同体、アルダンスキー共同体、アライホーフスキー共同体、アムギンスキー共同体、アナバルスキー共同体、ブルンスキー共同体、ヴェルフネヴィリュイスキー共同体、ヴェルフネコリムスキー共同体、ヴェルホーヤンスク共同体、ヴィリュイスキー共同体、ゴールヌィ共同体、ジガンスキー共同体、ハンガラススキー共同体、コプヤイスキー共同体、レンスキー共同体、メギノ・カンガラススキー共同体、ミルニンスキー共同体、モムスキー共同体、ナムスキー共同体、ニージネコリムスキー共同体、ニユルビンスキー共同体、オイミャコンスキー共同体、オレクミンスキー共同体、オレネクスキー共同体、スレドネコリムスキー共同体、スタールスキー共同体、タチンスキー共同体、ネリユングリ市付属地、ヤクーツク市付属地、トムポンスキー共同体、ウスチ・アルダンスキー共同体、ウスチ・マイスキー共同体、ウスチ・ヤンスキー共同体、チュラプチンスキーチ共同体、エヴェノ・ビタンタイスキー共同体

第3節 サハー共和国の国家予算

サハー共和国の2001年予算では、歳出と歳入ともに291億5740万ルーブル（999億6822万円）である。この予算規模は、サハリン州の8.5倍、沿海地方とハバロフスク地方の約3倍である。

おもな歳入項目では、「税金」が71億792万4000ルーブルで、歳入総額の24.6パーセントを占めている。税外収入は114億6864万4000ルーブルで、歳入総額の39.3パーセントを占める。税金71億792万4000ルーブルが歳出総額291億5740万ルーブルに占める割合は24.34パーセントであり、税金が歳出をまかなえる割合は四分の一にすぎない。

歳入項目を見てみよう。税金総額は71億792万4000ルーブルであるが、そのおもな内訳では、もっとも多いのは「所得税」の27億3417万6000ルーブルであり、つぎに「天然資源利用料」の25億4558万1000ルーブルである。つぎに税外収入では、その総額は114億6864万4000ルーブルであり、そのおもな内訳は「ダイヤモンド公社からの歳入」の110億8461万2000ルーブルが突出している。つぎには「共和国有株式配当」の3億5000万ルーブル、「共和国財産の売却」の1275万ルーブル

が続いている。

連邦予算からの「移転資金」は65億4300万ルーブルで、それが歳出入に占める割合は22.4パーセントを占めている。沿海地方の割合2.8パーセントと比較すると、かなり大きな数字であるが、サハリン州よりも約1割少なく、ハバロフスク地方の割合24.7パーセントとほぼ同じである。

つぎに歳出であるが、その総額は291億5740万ルーブルである。おもな項目は「教育費」37億6698万1000ルーブルを筆頭に、「債務返還費」28億2330万9000ルーブル、「地域発展促進費」25億ルーブル、「保健費」18億5590万7000ルーブル、「社会政策費」15億3486万ルーブルが続く。

サハー共和国予算歳入(2001年、ルーブル)

税収	7, 107, 924
税外収入	11, 468, 644
移転資金	6, 543, 000
その他	4, 037, 832
総額	29, 157, 400

第4節 政治状況

サハー共和国の最大の政治変動は、サハー共和国建国の立役者であったミハイル・ニコラーエフ大統領が2001年12月の共和国大統領選挙への参加を辞退したことである。1991年12月に初代の共和国大統領に就任した以降、10年間にわたって共和国の最高指導者としてサハー共和国の政治と経済を指導してきた。とくに共和国内で産出されるダイヤモンドと金の裁量権の拡大に努め、中央政府から多くの譲歩を獲得した。裁量権を用いて、天然資源の外国への売却に成功した。後進国に特徴的である開発独裁の様相を強め、安定した政権運営を行ってきた。

ニコラーエフはサハー共和国の自立的な発展に成功した反面、中央政府との政治的な癒着を強めることになった。とくにエリツィン元大統領の「家族」とベレゾフスキー財閥との黒い関係は以前から指摘されており、かれらにニコラーエフから豊富なダイヤモンドがプレゼントされたというのである。ニコラーエフは、「ダイヤモンドの財布」と揶揄されるほどの豊富な資金を手に行っているようである。ニコラーエフは資金提供の見返りとして、天然資源にたいする大きな裁量権を獲得したといわれている。

今回の大統領選挙では一旦、ニコラーエフは立候補した。かれ自身は、再選をはたしたかったようである。選挙では10人が立候補したものの、ニコラーエフの再選は確実視されていた。だがかれは辞退を表明し、後継者として現大統領のヴァチェスラフ・シトゥローフを指名した。かれはサハー共和国内の

最大のダイヤモンド会社「アルローサ」の総裁であり、この点でニコラーエフの人脈に通じる人物なのである。

シトゥロフが2001年12月に大統領に選出されたことで、ニコラーエフは既得権益を温存することになったと評されている。もともと「アルローサ」社の設立にニコラーエフが関わっており、この会社をめぐる汚職はシトゥロフの大統領就任で解明されることはほとんど不可能になった。

今回のニコラーエフの辞退については、さまざまな憶測が広がっている。そのなかでもっとも信憑性が高いと思われるのは、プーチン大統領のバックには「ペテルブルク財閥」が構えており、ニコラーエフがその財閥との関係樹立に失敗したといわれている。ニコラーエフがサハール共和国内の行政権力を支配し、協力者にプレゼントを贈るやり方に、プーチン大統領は疑念を持ち続けていたようである。

共和国大統領選挙では候補者として、サハール共和国出身者で、ヤクート人であるロシア連邦検事次長のヴァシーリー・コルモゴロフが送り込まれ、連邦政府としては癒着にメスを入れる構えを見せた。ニコラーエフは中央政府の意思を感じとり、すみやかに立候補を辞退したようである。

第5節 中央との関係

すでに紹介したように、サハール共和国は1990年に「サハール共和国国家主権宣言」を採択しており、この宣言を基盤として連邦政府との関係が構築されている。サハール共和国は1995年7月29日、連邦政府との間で「ロシア連邦国家権力機関とサハール(ヤクーチヤ)共和国国家権力機関間の管轄と権限事項の分割にかんする協定」を締結している(注、サハール共和国大統領とロシア大統領の交替にともない2002年9月26日に協定の内容が一部修正される)。

権限分割協定の前文で注目されるのは、ロシア連邦の統一性とサハール共和国の位置付けが以下のように記述されている点である。連邦政府とサハール共和国は「ロシア連邦領土の統一性とロシア連邦主体としてのサハール共和国の維持を保障」すると明記されたうえで、両者の関係は「ロシア憲法、連邦条約、連邦の法律、本協定を基盤に」構築されることになっている。

サハール共和国の主権宣言では国家主権の確立を掲げているが、連邦政府との権限分割協定では連邦主体としてのサハール共和国の立場が明確に打ち出されている。権限分割協定でサハール共和国の専権事項となっているのは、以下の点である。

- ①連邦の法律に基づいてサハール共和国国家権力機関機構を制定する
- ②ロシア憲法と連邦の法律に基づいてサハール共和国内に地方自治体を創設する
- ③サハール共和国内の自治体行政単位を制定する
- ④サハール共和国予算の作成と執行
- ⑤サハール共和国国有財産の利用と処分

⑥諸外国と協定を締結する

⑦ロシア連邦の国際義務に抵触しないかぎり国際関係を樹立する

つぎに、連邦政府とサハール共和国のおもな共同権限は以下のように定められている。

①共同権限下にある土地、地下資源、水資源の所有、利用、処分

②サハール共和国内の国有財産の分割

③サハール共和国国家機構と地方自治体の一般原則の作成と実現

④諸外国との対外関係の調整

連邦政府とサハール共和国間でもっとも重要な問題は天然資源の裁量権であるが、この点について権限分割協定はほとんど触れていない。天然資源の帰属はサハール共和国の重要な財源であり、共和国主権の経済的な基盤のはずである。

連邦政府とサハール共和国は各自の管轄事項にしたがって権限を行使することになるが、細かな問題をめぐっては思惑の相違から対立が生じることが当然予想される。両者間の紛争解決については、権限分割協定のなかでは「共同管轄の権限実現をめぐって発生する紛争は、合意された手続きに基づいて解決される。解決の合意が達成できない場合には、ロシア憲法で盛り込まれている手続きにしたがって解決される」と記載されている。

第6節 対外関係

サハール共和国の対外関係はダイヤモンドを基軸に展開されており、その中心となっているのは1992年2月19日に設立された「ロシア・サハール・ダイヤモンド社」である。この会社の株保有者は、ロシア政府がもっとも多く（株の38パーセントを所有）、つぎにサハール共和国政府（32パーセント）、ロシア・サハール・ダイヤモンド社職員（23パーセント）、サハール共和国内の地方自治体（8パーセント）の順となっている。

2000年のダイヤモンド売上高は434億8480万ルーブル、前年比で26.4パーセントの増加を記録している。輸出高は、売上高のなかの33パーセント、143億6790万ルーブルであり、残りの67パーセントに相当する291億1690万ルーブルが国内販売であった。

ダイヤモンド輸出のパートナーは、大部分が「デビルス社」とその関連会社である。輸出高143億6790万ルーブルの93.2パーセントを占める110億4920万ルーブルがデビルス社であった。ダイヤモンドの輸出にかんしてはすでに、ロシア政府が1993年10月2日にデビルス社と協定を交わしており、採掘されたダイヤモンドの原石の95パーセントを引き渡すことになっているのである。

《参考文献》
サハリン州憲章

第一章 総則

第1条

サハリン州はロシア連邦内にあり、他のロシア連邦主体と平等の権利を有する。

第2条

1. サハリン州の地位は、ロシア連邦憲法とサハリン州憲章によって規定される。

2. サハリン州の地位は連邦憲法と法律に基づいて、ロシア連邦とサハリン州の合意のもとで変更できる。

第3条

1. サハリン州の領土は、サハリン島と隣接する島々、クリル列島と小クリル諸島から構成される。

2. サハリン州領土を囲む境界線は、連邦の法律に基づいて規定される。

3. サハリン州の境界線は、ロシア連邦憲法にしたがって変更される。

4. 州境界線の変更にかんするサハリン州としての賛否は、州住民投票を通して表明される。

第4条

1. サハリン州の権力の源泉は州内にすむロシア連邦市民にあり、市民は自己の権力を直接に、または国家権力機関や自治体を通して間接的に行使する。

2. サハリン州の直接的な最高権力は、住民投票と自由選挙を通して表明される。

第5条

サハリン州の国家権力は、ロシア連邦憲法、連邦の法律、サハリン州憲章、サハリン州の法律、ロシア連邦国家機関とサハリン州国家機関の間で締結される権限分割協定に基づいて行使される。

第6条

サハリン州内では、ロシア連邦憲法、連邦の法律、ロシア連邦国家権力機関の命令、サハリン州憲章、サハリン州の法律、サハリン州国家権力機関の命令、自治体の法律は各機関の権限に基づいて遵守される。

第7条

サハリン州の行政機関と自治体の設定、その変更手続きは、サハリン州の法律で定められる。

第8条

1. サハリン州内では一般的な原則、国際法の規範、及びロシア憲法に基づいて、人間と市民の権利、自由が認められ、保障される。

2. 人間と市民の権利と自由はロシア憲法に基づいて、思想と法律の内容とそれらの適応、立法機関と執行機関、さらには自治体の活動を規定する。それら

は、裁判所によって法的に保障される。

3. サハリン州内の人間と市民の権利と自由の制限は、ロシア憲法に基づいて連邦の法律によって実行される。

4. サハリン州内の人間と市民の権利と自由の保護は、ロシア憲法、連邦の法律、それらに基づいて採択されたサハリン州の法律によって実施される。

5. サハリン州内では、人間と市民の権利と自由にかんする補足的な条項が採択される。

第二章 サハリン州の国家権力機関の一般原則

第9条

1. サハリン州国家権力は、立法、行政、司法に区分される。立法（代表）機関、行政機関、司法権力はそれぞれに独立しており、各自の権限を行使するにあたっては相互関係を構成する。

2. サハリン州国家権力機関制度は、ロシア憲法、立法（代表）機関とロシア連邦主体の国家権力執行機関の一般原則、連邦の法律、さらにはサハリン州憲章に基づいて制定される。

第10条

1. サハリン州の立法権力は、サハリン州議会である。

2. サハリン州の執行権力は、サハリン州の法律に基づいて形成されるサハリン州の上級執行機関—サハリン州行政機関の州・自治体機関—から構成される。

3. サハリン州の司法権力は、ロシア連邦司法制度を構成する。

第11条

1. ロシア連邦国家権力機関とサハリン州国家権力機関の相互関係は、権限分割を基盤に構築される。権限分割は、ロシア連邦の専権事項、ロシア連邦とサハリン州の共同権限事項、サハリン州の専権事項から構成される。

2. ロシア連邦国家権力機関とサハリン州国家権力機関の権限事項の分割は、ロシア憲法、ロシア憲法と連邦の法律に基づいて締結される連邦条約、そしてその他の権限分割協定に拠る。

第12条

1. ロシア憲法に基づくロシア連邦とサハリン州の共同権限は、以下の通りである。

1 ロシア憲法と連邦の法律に基づくサハリン州憲章、サハリン州の法律を制定する。

2 人間と市民の権利と自由を保障する。少数民族の権利を保護する。法律、法秩序、社会的安全を維持する。国境地帯を防衛する。

3 土地、地下資源、水資源とその他の天然資源を所有、利用、処分する。

4 国有財産を分割する。

5 天然資源の利用、環境保護とエコロジー保全の確立、自然保護地帯の保護、歴

史的、文化的記念物の保護。

6 育成、教育、学問、文化、体育文化とスポーツの一般的問題を扱う。

7 健康維持、家族・母親・父親・子供の保護、社会保障を含む社会的保護を行う。

8 伝染病とその被害、事故と自然災害発生の危険性の警告、それらの復旧にむけての措置を講じる。

9 ロシア連邦内での徴税の一般原則を制定する。

10 行政法、行政訴訟法、労働法、家族法、住居法、土地法、水と森林にかんする法律、地下資源法、環境保護法を制定する。

11 司法・法秩序機関の人員、弁護士、公証人を確保する。

12 少数民族の風習と伝統を保護する。

13 国家権力機関と地方自治制度の一般原則を制定する。

14 サハリン州の国際・対外経済関係の調整とロシア連邦の国際条約の遂行を行う。

2. 制定されている連邦の法律が定める手続きに基づいて、サハリン州国家権力機関は、サハリン州の経済利益を実現するための措置を講じる。その実現においては、サハリン州が直接に管轄するロシア連邦の経済特区を例外として、ロシア連邦が大陸棚における主権と排他的権利を行使する。

第13条

サハリン州の権限は以下の通りである。

1 サハリン州憲章、サハリン州の法律と規範の採択と修正、それらが遵守されているかどうかの統制。

2 ロシア連邦の憲法的機構の基盤と連邦の法律によって制定されている国家機関の立法(代議)・執行機関の一般原則に基づいたサハリン州国家権力機関制度の制定、それらの機関と活動の手続きの制定。

3 サハリン州予算の作成、承認、執行。州の予算外予算、これには外貨、サハリン州基金、地域発展基金を含む。

4 サハリン州の自治体区分を制定する。

5 サハリン州の政策決定と経済、社会、文化の発展と環境保護の分野における州プログラムの作成。

6 サハリン州の国家財産。

7 州のエネルギー、交通、情報、技術、その他の生活関連制度。

8 ロシア憲法に基づく法案提出権の実行、ロシア連邦大統領とロシア連邦政府の審議に委ねる問題の提出。

9 地域間協力と国際協力の実行、ロシア連邦主体としてのサハリン州の権限に関わるロシア連邦の国際協定の承認、外国の行政単位と行為主体、または外国のパートナーとの協定(合意)を締結する。

10 サハリン州国家公務員の確保。

11 連邦の法律で付与されている権限内で、地方自治と地方公務員への法的な保

障。

12 サハリン州の称号、褒章、賞金の設置と授与。

13 ロシア連邦の専権事項外、ロシア連邦とロシア連邦主体の共同権限の事項に関するロシア連邦の権限外の権限を行使する。

第三章 サハリン州の立法権力

第14条

1. サハリン州における国家機関の立法(代表)機関は、サハリン州議会である。サハリン州議会は、サハリン州における常設の最高・唯一の立法権力機関である。

2. サハリン州議会は法人格を有し、公式印章を有する。

3. サハリン州議会議員の任期は、4年である。

第15条

1. サハリン州議会は、27人の議員から構成される。議員は、連邦の法律に基づいてサハリン州に居住し、選挙権を有するロシア連邦市民の秘密投票で選ばれる。専門的に常勤で活動する議員数は、サハリン州議会で定められる。

2. サハリン州議会議員の法的な地位は、連邦の法律とサハリン州の法律で規定される。

3. サハリン州議会議員は在職中、サハリン州内では不可侵の権利を有する。

4. サハリン州議会議員の身分不可侵の手続きは連邦の法律で定められ、議員の責任追及の手続きと原則は連邦の法律とサハリン州の法律で制定される。

5. サハリン州議会議員は在職中、ロシア連邦議会国家会議議員、ロシア連邦議会連邦会議議員を兼職できない。さらにロシア連邦のその他の国家機関の要職、連邦国家公務員、その他のサハリン州の国家的要職またはサハリン州の国家公務員、そして連邦の法律で認められていない職を兼任できない。

6. サハリン州議会議員で常勤の職位にある場合、その議員はその他の有給の活動を行うことはできない。ただし教師、学術・創造活動と連邦の法律で除外されているものは認められる。

7. サハリン州議会議員は、サハリン州の法律で制定されている手続きと規定に基づいて、サハリン州住民によって解職される。

第16条

1. サハリン州議会は、ロシア憲法、連邦の法律、サハリン州憲章、サハリン州の法律、サハリン州議会の規定とその他の規則に基づいて権限を行使する。

2. サハリン州議会は、議員定数三分の二以上が選出されると同時に権限が発生する。

第17条

1. サハリン州議会本会議定例会第一回会議は、選挙日から60日以内にサハリン州選挙委員会議長によって召集される。

2. サハリン州議会本会議定例会第一回会議は、最長老議員によって開会が宣言される。

第18条

1. サハリン州議会の組織と活動の手続きは、ロシア憲法、連邦の法律、サハリン州の法律、サハリン州議会の規定と決議によって定められる。

2. サハリン州議会本会議は、公開で行われる。ただし連邦の法律、サハリン州憲章、サハリン州の法律、サハリン州議会で採択された規定とその他の規則、州議会の活動手続きを定めた規定とその他の規則で制定されている場合を除く。

3. サハリン州議会は、常設と臨時の委員会とその他の機関を開設する。

4. サハリン州議会の活動を確立するために、サハリン州議会事務局を設置・構成し、その規定はサハリン州議会で採択される。

5. サハリン州議会の活動のための資金は、サハリン州予算から歳出される。サハリン州議会の構成、定数、歳出規模はサハリン州議会が決定し、毎年マスメディアを通して公表される。

第19条

サハリン州議会は、以下の事項を採択する。

1 サハリン州憲章とその修正を採択する。

2 サハリン州の権限内で、州の権限事項、ロシア連邦とサハリン州の共同権限事項を法的に統制する。

3 サハリン州の法律の執行、州予算の執行、サハリン州国家財産にかんして制定されている処分手続きの遵守を監督する。

4 ロシア憲法、連邦の法律、サハリン州憲章、サハリン州の法律で制定されているその他の権限を実行する。

第20条

1. サハリン州の法律で定められているサハリン州議会の権限は、以下の通りである。

1 サハリン州知事からの州予算案と予算執行報告を承認する。

2 サハリン州における外貨を含む予算外基金の形成と活動にかんする手続きを制定し、州予算外基金とその執行報告を承認する。

3 サハリン州知事が提案するサハリン州の社会・経済発展計画を承認する。

4 サハリン州の国家財産の管理と処分にかんする手続きを制定する。そのなかには、管理会社、その他の法的形態をとる財団と企業への資本参加を含む。

5 サハリン州の自治体区分とその変更を承認する。

6 サハリン州の行政機構を構成し、州行政機関を規定する。

7 ロシア連邦の法律でサハリン州の権限に盛り込まれている税金と徴税、そしてそれらの徴収手続きを制定する。

8 サハリン州憲章に基づいて、州議会の構成と活動の原則を制定する。

9 ロシア連邦の憲法的法律に基づいて、サハリン州裁判所の構成と活動の手続き

を定める。

10 ロシア連邦大統領、ロシア政府、ロシア連邦議会決議に基づいて、サハリン州立法機関の構成と活動の手続きを定める。

11 サハリン州の管理・監査院の構成と活動の手続きを定める。

12 サハリン州議会と州知事の選挙実施手続きを制定する。

13 サハリン州国民投票の実施とその手続きを制定する。

14 サハリン州内での地方自治体選挙の実施手続きを制定する。

15 ロシア連邦の法律で盛り込まれている規則にそって、地方自治体の立法機関を解散する。

16 ロシア連邦の法律に基づいて、サハリン州議会が州知事にたいして不信任を表明する手続きを制定する。

17 サハリン州議会議員と州知事を、州有権者が解職する手続きを制定する。

18 サハリン州議会の権限内で、地方自治体諸機関の活動の手続きを制定する。

19 サハリン州が交わす協定の締結とその破棄にかんする手続きを制定する。

20 サハリン州議会における北方少数民族の代表の地位を定める。

21 サハリン州の称号、褒章、賞金の制度を制定する。

22 ロシア憲法、連邦の法律、サハリン州憲章、サハリン州の法律に基づいて、サハリン州の管轄と権限にかんするその他の問題を審議する。

2. サハリン州議会は、以下の事項を決定する。

1 サハリン州議会の活動手続きを定める。

2 サハリン州の法律を解釈する。サハリン州裁判所が開設されるまでは、サハリン州憲章を解釈する。

3 ロシア憲法に基づいて、ロシア連邦議会国家会議への法案提出権を有する。

4 連邦の憲法的法律に基づいて、ロシア連邦憲法裁判所に提訴する。

5 サハリン州財産基金の役職者の任命と解職を行う。任命手続きがロシア憲法と連邦の法律に盛り込まれている場合、個々の州役職者の任命への同意の手続きを定める。

6 州知事が任命するサハリン州第一副知事に同意する。

7 サハリン州知事、州知事第一副知事への不信任(信任)を表明する決定を行う。

8 サハリン州裁判所判事を任命する。

9 サハリン州検事局検事、州裁判所の議長と副議長、州調停裁判所の議長と副議長、州裁判所法廷の議長と副議長、州調停裁判所法廷の議長と副議長、州地区裁判所法廷の議長と副議長、州のロシア連邦最高裁判所法廷管理局長、連邦の法律で制定されている手続きに基づいたその他の役職者の任命に同意する。

10 連邦の法律とサハリン州の法律に基づいて、サハリン州議会議員の任期満了前の停止にかんする決議を行う。

11 サハリン州有権者委員会の全委員の半数を任命する。

12 サハリン州財産基金にかんする規定を承認する。

- 13 サハリン州境界線の変更合意する。
- 14 サハリン州議会と州知事の選挙日を決定する。
- 15 サハリン州の法律で定められている場合、州国民投票を実施する。
- 16 サハリン州知事の提案に基づいて、州営企業の創設とその資本参加の割合にかんする決定に同意する。
- 17 ロシア連邦議会連邦会議へのサハリン州議会からの代表者の選出手続きにかんする決定を行う。
- 18 ロシア憲法と連邦の法律に基づいて、ロシア連邦主体の国家権力立法（代表）機関の管轄にかんする問題についてその他の決定を行う。

第21条

1. サハリン州議会は、州議会議長と副議長を議員のなかから選出する。
2. サハリン州議会議長と副議長は本会議で秘密投票を実施し、州議会議員のなかでもっとも多く得票をえた議員を選出する。
3. サハリン州議会議長と副議長は州議会に活動報告を行い、議員の秘密投票で彼らを解任することができる。

第22条

サハリン州議会議長は、以下の権限事項を有する。

- 1 サハリン州議会の立法と監督の活動を組織する。
- 2 サハリン州議会本会議を招集し、運営する。
- 3 内規を制定し、サハリン州議会議会局の全般的指導を行う。
- 4 サハリン州議会議長は州議会が有する銀行口座の名義人であり、州議会予算の歳出を行う。
- 5 サハリン州議会に付与されている権限に基づいて、州議会を代表する。
- 6 サハリン州議会議長は、自己の権限に基づいて命令を発表する。
- 7 サハリン州議会議長は、自己の権限行使について州議会に責任を負う。
- 8 サハリン州憲章、州の法律、州議会の規定または決定によって、州議会議長に付与されている権限内で、その他の問題を解決する。

第23条

1. 立法機関としてのサハリン州議会の権限は、州議会改選後の最初の本会議開催と同時に停止する。
2. サハリン州議会の権限は自己解散の結果、停止する。
3. サハリン州議会は、州議会議員定数三分の二以上が書面に署名すれば、自己解散についての審議を行う。サハリン州議会の自己解散の決定は、州議会議員定数三分の二以上で採択される。
4. サハリン州議会が、ロシア憲法、またはロシア連邦の専権事項とロシア連邦・連邦主体の共同権限協定に基づいて採択された連邦の法律、またはサハリン州憲章に抵触する州の法律を採択し、その違法性を関係する裁判所が認定し、その裁判所の違法判決が効力を発生してから六ヶ月間経過しても法律が破棄さ

れない場合、州知事はサハリン州議会を解散できることとする。

5. サハリン州議会は、州内に戦争または非常事態が発生している期間、自己解散の決定を採択することはできない。

6. サハリン州議会の権限は、議員の権限停止の場合も含む州議会議員の不法性にかんする決定を州裁判所が行った場合、任期満了前に停止する。

7. サハリン州議会の権限は、議会の解散にともなって関連する連邦の法律によって任期満了前に停止する。

第四章 サハリン州の執行権力

第24条

1. サハリン州では、州行政機関指導部—州知事が指揮する州行政機関を頂点とする執行機関制度が構成される。

2. サハリン州行政機関は、州知事、州第一副知事、州副知事、ロシア連邦大統領サハリン州代表指導部、ロシア連邦政府、ロシア連邦議会から構成されるサハリン州執行権力の最高常設機関である。

3. サハリン州行政機関は法人格を有し、公式印章をもつ。

4. サハリン州行政機関の権限はロシア憲法、連邦の法律、サハリン州憲章、サハリン州の法律、さらにはロシア憲法第78条で盛り込まれている連邦執行権力機関との合意によって規定される。

5. サハリン州の管理機構と州行政機構は、州の法律で制定される。

6. サハリン州行政機関、その地方支部機関、州執行機関の自治体内諸機関の運営資金は、州予算から個別の法律にしたがって歳出される。州行政機関、地方支部機関、州執行機関自治体内諸機関の職員数と歳費は毎年、マスメディアで公表される。

7. サハリン州行政機関は、新たに選出された州知事の権限を制定する。

第25条

1. サハリン州知事は州の法律にしたがって、州住民によって4年の任期で選挙でえられる。

2. サハリン州知事は州の最高指導者であり、州行政機関を指揮する。

3. サハリン州知事が職に就任するにあたって、州住民に以下のような宣言を行う。「サハリン州知事の権限を執行するにあたって、サハリン州住民に誠実に奉仕し、人間と市民の権利と自由を尊敬し、擁護する。ロシア憲法とロシア連邦の法律、サハリン州憲章、サハリン州の法律を遵守し、自分に課せられている知事としての崇高な職務を誠実にはたすことを誓う」。宣誓は、サハリン州有権者委員会委員、州議会議員、社会団体の代表者の出席する式典で行われる。

第26条

1. サハリン州知事の法的地位は、ロシア憲法、連邦の法律、サハリン州憲章、サハリン州の法律によって定められる。

2. サハリン州知事は、州議会議員、地方自治体代表機関の議員を兼職することはできない。加えて教師、学術と創造活動を除く有給の活動を行うことはできない。またロシア連邦の法律に盛り込まれていないその他のポストも兼職できない。

第27条

1. ロシア連邦の権限、ロシア連邦と連邦主体の共同権限の事項のなかのロシア連邦の権限にしたがって、連邦執行権力機関とサハリン州執行権力機関は、ロシア連邦における執行権力の統一体を構成する。

2. 連邦執行権力機関との合意に基づいて、サハリン州執行権力機関は、ロシア憲法と連邦の法律に抵触しない限り、連邦執行権力機関の権限の一部を代行することができる。

3. 連邦執行権力機関との合意に基づいて、サハリン州執行権力機関は、ロシア憲法と連邦の法律に抵触しなし限り、自分たちの権限の一部を連邦機関に譲渡することができる。

第28条

サハリン州知事は、以下の権限を有する。

1 連邦国家権力機関、連邦主体の国家権力機関、地方自治体との関係において、サハリン州を代表する。また対外経済関係においては、サハリン州の名において条約と合意に署名する。

2 サハリン州の法律を公表、または拒否する。

3 サハリン州の法律にしたがって、州行政機関を構成する。

4 サハリン州行政機関を指導する。

5 法案を、サハリン州議会に提出する権利を有する。

6 連邦の法律、サハリン州憲章にしたがって、サハリン州議会を解散する権利を有する。

7 サハリン州議会とその付属機関の活動にかんする審議権を有し、州議会とその付属機関に自分の全権代表者を派遣できる。

8 サハリン州議会本会議臨時会の招集を要請する権利を有する。また、このためにサハリン州憲章で定められた期間よりもまえに改選されたサハリン州議会第一回本会議の召集を要請する権利を有する。

9 サハリン州予算、州予算外予算、さらには外貨予算、州財産にかんする州の法案を州議会に審議のために提出する。また、州の法律で定められた期間における予算の執行報告を州議会に行う。

10 サハリン州の社会・経済発展計画案を、州議会に承認のために提出する。

11 サハリン州の社会・経済状況と州の社会・経済発展の翌年の基本的な方針にかんする年次報告を、毎年2月1日以前に提出する。

12 州営企業の設置とその資本参加割合にかんする決定の同意をサハリン州議会に求める。

13 サハリン州議会との事前の合意に基づいて、州第一副知事を指名する。

14 サハリン州の称号と賞金を授与する。

15 サハリン州議会とその附属機関のための歳出を除いて、州予算執行の際には貸付人となる。

16 ロシア連邦の法律、サハリン州憲章、サハリン州の法律に基づいてその他の権限を行使する。

第29条

1. サハリン州第一副知事と副知事は、州知事が設定した職務分担に基づいて役割を実行する。

2. サハリン州知事が一時的に自己の職務を遂行できない場合、知事の職務はサハリン州第一副知事が代行する。その際に第一副知事は、州議会への法案提出権、州の法律の公表と拒否権、州議会の解散権を行使することはできない。

3. サハリン州副知事の人数は、州の管理機構と州行政機関の構成を考慮のうえで定められる。

第30条

1. サハリン州行政機関の活動を確立するために、州知事はサハリン州行政機関事務局を設置する。

2. サハリン州行政機関事務局は、その運営費を州予算から獲得する。

第31条

サハリン州執行機関の州事務所と地区事務所の構成、地位、権限はロシア連邦の法律、ロシア大統領とロシア政府の命令、サハリン州憲章、サハリン州の法令に基づいてサハリン州行政機関によって定められる。

第32条

1. サハリン州行政機関は州領土内では、ロシア憲法、ロシア連邦の法律と法令、サハリン州憲章、サハリン州の法律と法令の執行を保障する。

2. サハリン州行政機関は、ロシア連邦の法律とサハリン州の法律に基づいて以下の事項を行う。

1 サハリン州の総合的な社会・経済発展を促進するための政策を作成し、実行する。

2 財政、研究、教育、保険、社会保障、環境保全の分野における統一的な国家政策の実施に参加する。

3 人間と市民の権利と自由、財産の保全と社会的秩序、犯罪の撲滅の実現と保障と保護のための措置を自己の権限内で実行する。

4 サハリン州議会に州知事が提出する予算案、サハリン州の外貨予算、州財産を含む予算外予算案、州の社会・経済発展計画案を作成する。

5 サハリン州の外貨予算と州財産を含むサハリン州予算、予算外予算を執行し、予算執行報告、州議会にたいして州知事が提案する社会・経済発展計画の執行報告を作成する。

- 6 サハリン州執行機関の州事務所と地区事務所を設置する。
- 7 サハリン州の法律に基づいて州財産を管理・処分する。またロシア連邦の法律とロシア連邦のその他の法令に基づいて、サハリン州の管理に委ねられている連邦の財産を管理・処分する。
- 8 自治体の法令がロシア憲法、ロシア連邦の法律、ロシア連邦の法令、サハリン州憲章に抵触する場合、ロシア連邦の法律に基づいて地方自治体、地方自治体の議員と役職者にたいして彼らの採択した法律を指摘し、同時に裁判所に提訴する。
- 9 ロシア連邦の法律に基づいて、管轄と権限の事項の分割、及び権限の一部の相互譲渡の合意について、連邦執行権力機関と協定を締結する。
- 10 サハリン州における財政・投資政策を作成、実現する。
- 11 企業家の発展と独占活動の制限のための措置を講じる。
- 12 商品（サービス）価格の国家統制にかんする措置を作成、実現する。
- 13 簿記と統計の統一制度の導入を支援する。
- 14 就職の斡旋、大量失業の阻止、移民流入の制限、労働環境、家族、母と子、国家的な青年政策のための総合的な措置を行う。
- 15 住居・公共サービス、エネルギー、交通、郵便の発展のための措置を講じる。
- 16 商業企業、住民への日常サービスの発展のための条件をつくる。
- 17 消費者の権利保護措置を講じる。
- 18 州予算で建物を建設する。
- 19 環境保護法の遵守を監督する。
- 20 自己の権限内で国家安全保障措置を講じる。
- 21 ロシア大統領とロシア連邦政府の権限に帰する法案を、ロシア大統領とロシア連邦政府に審議を委ねる権利を有する。
- 22 ロシア連邦憲法裁判所に照会する。
- 23 サハリン州称号を授与する。
- 24 連邦の法律、サハリン州憲章、サハリン州の法律、さらにはロシア憲法第78条に盛り込まれている連邦執行権力機関との合意に基づいて制定されているその他の権限を行使する。

第33条

1. 自己の権限である諸問題にかんしてサハリン州行政機関は、州知事の署名のもとで法律、法令を公布する。州行政機関の法令は、決定という形態をとる。法令ではない法的な規範は命令の形態となる。
2. 自己の権限である諸問題にかんしてサハリン州知事は、決定と命令を発表する。
3. サハリン州執行機関の州事務所と地区事務所の幹部は、命令を発表する。
4. 本条の1、2、3の規範は、規範そのものに明記されていない限り、署名日に効力を発する。

5. サハリン州行政機関の規範は公表される。

第34条

1. サハリン州知事の権限は、新任の州知事が就任すると同時に停止する。
2. サハリン州知事の権限は、連邦の法律に基づいて以下の事項に該当する場合に停止する。

1 知事の死亡

2 サハリン州議会による州知事不信任表明による解職

3 自己都合による辞職

4 ロシア連邦大統領による解職

5 裁判所による執務不能、または部分的な執務不能の認定

6 裁判所による理由なき職務放棄の認定、または死亡の判定

7 裁判所の有罪判決

8 移住地のロシア連邦領土外への移動

9 ロシア市民権の喪失

10 サハリン州の法律に盛り込まれている手続きと基本原則に基づいて、州有権者による解職

3. サハリン州議会の州知事にたいする不信任表明の基本原則と手続きは、ロシア連邦の法律にしたがってサハリン州の法律で規定される。

第35条

1. サハリン州議員定数三分の一以上の賛成をえた州議会、州議会常任委員会、州議会委員会は、サハリン州第一副知事への不信任表明にかんする提案をサハリン州議会に提案する権利を有する。

2. ロシア憲法、連邦の法律、州の法律の無視、もしくは違反、さらには課せられた職務放棄、その他の理由によるサハリン州第一副知事不信任表明にかんするサハリン州議会の議案は、秘密投票にふされ、州議会議員定数の過半数の賛成で可決される。

3. サハリン州第一副知事は、不信任案が可決されればただちに解職される。

第五章 立法（代表）機関とサハリン州執行国家権力の相互関係

第36条

サハリン州議会とサハリン州行政機関の関係は、以下の基本的な原則のもとで構成される。

1 ロシア憲法、ロシア連邦の法律、サハリン州憲章に基づいてこれらの国家機関の管轄と権限の事項にしたがって自立性と責任を負う

2 相互に専権事項を認める

3 サハリン州の全面的な発展のために協力する

第37条

1. サハリン州議会議員、さらには州議会事務局職員（サハリン州議会の委託、

またはその代表者)は、州執行権力機関の会議に出席する権利を有する。

2. サハリン州執行権力機関の幹部、または幹部と同等の権限をもつ者は審議権を有し、州議会本会議に出席することができる。

第38条

1. サハリン州知事の法令、州執行権力機関の命令は、それらの署名日にサハリン州議会に送付される。

2. サハリン州議会は州知事に、立法活動計画と立法案を提出する。

3. サハリン州議会は、本条第1項に記されている法令の変更と(または)補足、さらには破棄にかんする提案を、サハリン州知事、州執行権力機関に行う権利を有する。または、関連する法令のロシア憲法と抵触するかどうかの照会をロシア連邦憲法裁判所に、裁判手続きまたは決められた手続きのもとで提訴する権利を有する。

4. サハリン州知事は、州議会の決定の変更と(または)補足、さらには破棄にかんする提案を、州議会に行う。同時に、関連する決定を裁判手続きのもとで控訴する権利を有する。

5. 権限行使の問題、国家権力機関で採択された法令、その他の問題で生じたサハリン州議会と州行政機関の間の対立は、合同委員会を設置することで解決を図る。合同委員会は、両者のなかの一方から設置にかんする書面の提案があってから10日以内に開設する。合同委員会の創設から10日以内に、対立にかんする議事を審議しなければならない。合同委員会の決定は諮問的な性格を有し、サハリン州議会と州知事はその決定を合同で検討する。

6. 決められた期間内に問題解決にむけて合意が達成されない場合、判断はロシア大統領、ロシア連邦憲法裁判所、サハリン州裁判所、サハリン州調停裁判所に委ねられる。

第六章 サハリン州の司法権力

第39条

サハリン州における司法権力はロシア憲法に基づいて、憲法、民法、行政、刑法の各訴訟手続きにしたがって行使される。

第40条

サハリン州領土内ではロシア連邦の憲法的法令に基づいて、ロシア連邦司法制度を構成するサハリン州裁判所、地区裁判所、サハリン州調停裁判所、サハリン州国際裁判所が存在する。

第41条

1. サハリン州裁判所、地区裁判所、サハリン州調停裁判所、さらにはサハリン州国際裁判所の組織と活動の権限と手続きは、ロシア憲法、連邦の憲法的法令、連邦の法律によって制定される。

2. サハリン州裁判所の権限、組織と活動の手続きは、連邦の憲法的法令とサ

ハリン州の法律で定められる。

3. サハリン州裁判所の資金は、州予算から歳出される。

第42条

1. サハリン州裁判所は、法廷を有する。

2. サハリン州人民裁判所法廷は州議会において選出された25歳以上の市民から構成される。サハリン州人民裁判所の法廷裁判官候補は高等教育修了者で、5年以上の司法活動を要する。

3. サハリン州人民裁判所の法廷は、ロシア憲法、連邦の法律、サハリン州憲章、サハリン州の法律を遵守する。

第七章 サハリン州法

第43条

1. サハリン州憲章は、州法制における最高法である。

2. サハリン州で採択されるその他の法律は、サハリン州憲章に依拠する。

3. サハリン州国家権力機関、地方自治体、公務員、市民、社会団体はロシア憲法、連邦の法律、サハリン州憲章、サハリン州の法律と法令を遵守する。

第44条

サハリン州の法律、サハリン州国民投票で採択された決定、サハリン州議会の決議、州知事の決定と命令、州行政機関の決定と命令は、連邦の法律と同様に、サハリン州内では国家的遵守に伏す。

第45条

サハリン州国家権力機関による法令の採択手続きは、連邦の法律、サハリン州憲章、関連するサハリン州法令で定められる。

第46条

1. サハリン州の法律は公表される。非公表の法律は効力を有しない。

2. 人間と市民の権利、自由、義務にかんする一切の法令は公表されていない限り、適応されない。

第47条

サハリン州議会の法案提出権は、州議会議員、州知事、地方自治体の代表者に認められる。法案提出権は同様に、州検事局検事、州裁判所、州調停裁判所、ロシア連邦法務省サハリン州管理局、州有権者委員会、州議会の北方少数民族代表者、州住民の労働・社会・経済的権利と利益にかんする諸問題ではサハリン州労働組合にも認められる。

第48条

1. 法案提出権の主体はサハリン州議会にあり、州の法律に基づいて審議される。

2. サハリン州の法案は、州議会における二回以上の読会を必要とする。法案の拒否、採択の決定は州議会の決議に基づく。

3. 税金の導入または撤廃、支払いの免除、州の財政義務の変更、その他のサハリン州の法案、州予算の歳費、州の外貨予算、州の財産は、州知事の提案またはその決定に基づいて州議会で審議される。州知事の決定は、州の法案の受領から20日以内に州議会に提出される。

第49条

サハリン州憲章とその修正は、州議会議員定数三分の二以上の賛成で採択される。州の法律は連邦の法律で規定がない限り、州議会議員定数の過半数で採択される。州議会の決議はロシア連邦の法律で規定がない限り、選出された議員の過半数で採択される。

第50条

1. サハリン州議会での州の法律の採択は、採択日から10日以内に公表のために州知事に送付される。

2. サハリン州知事は、受領日から14日以内に州議会で採択された法律を公表する。州知事は、14日以内に法律を拒否できる。

3. サハリン州の法律を州知事が拒否した場合、法律は州議会議員定数三分の二以上の賛成で、採択されている原案のまま採択される。州知事は原案を二度拒否することはできず、受領日から10日以内に公表しなければならない。

4. 本条の第2項、第3項にしたがって採択された法律の公表をサハリン州知事が執行しない場合、州議会議長、その代行者は州議会の名において、公表予定日から10日以内に州知事によるサハリン州憲章の違反を州裁判所に提訴する。

第51条

サハリン州の法律は、公式の発表を経て効力を発する。人間と市民の権利と自由の擁護の問題にかんするサハリン州の法律とその他の法令は、公表日から10日以内に効力を発する。

第八章 サハリン州の地方自治

第52条

1. サハリン州では地方自治が施行されており、その地方自治はロシア憲法とサハリン州憲章で認められ、保障されている。地方自治は住民利益とその歴史的、地域的特性から派生している地域の諸問題を解決するために自己の責任のもとで、直接的、または地方自治体を通じた住民活動の自立的な活動を実現する。

2. 地方自治の法的基盤となるのは、ロシア憲法、連邦の法律、サハリン州憲章、サハリン州の法律、地方自治体憲章である。

第53条

1. 地方自治を実現するための住民活動の組織化、保障、権限、地方自治の代議機関とその他の機関の権利と職務は、地方自治憲章で規定される。

2. 地方自治憲章は、サハリン州の法律で定められている手続きのもとで国家登録が行われる。

第54条

1. 地方自治は市、農村、その他の地区で実現される。地方自治の行政単位は、市、村、地区、その他の自治区域を意味し、連邦の法律とサハリン州の法律で保障される。

2. 地方自治体の形成、統合、改編、または廃止、自治体の境界線と名称の制定と変更は、サハリン州の法律で規定される。

第55条

1. 地方自治は住民によって選出される代表機関を通して、選出される役職者とその他の地方自治体の機関を通して、さらには直接的な住民投票、会合（集会）、その他の市民の直接的な意思表示の形態を通して実現される。

2. 地方自治体には、代議機関を必ず設置する。

3. 地方自治体憲章では、地方自治体の首長をはじめとして選出される役職者の職を定める。

4. 地方自治体は、国家権力機関制度には加わらない。

5. 地方自治体機関の構成は、住民の自主性に委ねられる。

6. 地方自治体機関は法人格を有する。

第56条

1. 地方自治体の管轄には、地域内の諸問題、地方自治体に分割されている国家的な権限が含まれる。

2. 地域の問題とは、ロシア憲法、連邦の法律、サハリン州の法律に基づいて地方自治体憲章で触れられている自治体住民の日常活動に直接的に関与する分野のことである。

第57条

1. 個々の国家的な権限の地方自治体への付与は、連邦の法律とサハリン州の法律によって必要となる物質的、財政的な資金の提供と同時に実行される。

2. 地方自治体による個々の国家的な権限の執行にたいする監督の条件と手続きは、ロシア連邦の法律とサハリン州の法律で定められる。

第58条

1. 地方自治体の経済的基盤は、自治体財産、自治体予算、国家財産でありながら地方自治体の管理に譲渡された財産、法律にしたがって自治体住民の要求を満たすその他の財産から構成される。

2. 自治体間の境界線上に（市を例外として）複数の自治体の管轄物、自治体所有の建物、自治体予算の歳入項目に該当するものがある場合、サハリン州の法律によって分割され、市の場合にあっては市憲章で定められる。

3. 地方自治体は自治体財産を管理する。自治体財産所有者の権利は、自治体の名において地方自治体が執行する。サハリン州の法律と自治体憲章で明記さ

れている場合には、住民が直接に行使する。

第59条

1. 地方予算は自治体予算のことである。
2. 地方予算の作成、承認、執行、予算の執行にたいする監督は、地方自治体が行う。
3. 地方自治体は自主的に、地方予算の資金を処理する。前年度に地方予算の歳出にたいして歳入が多かった場合、サハリン州国家権力機関によって没収されることはない。地方自治体と自治体の役職者は、自治体住民、国家、法律に基づく法人格にたいして責任を負う。

第九章 サハリン州の発展の経済的、財政的基盤

第61条

サハリン州の発展の経済的基盤は以下の項目から構成される。

- 1 サハリン州の国家財産
- 2 サハリン州内にある連邦国家財産
- 3 自治体財産
- 4 私有財産
- 5 サハリン州の経済的、社会的発展に寄与するその他の財産

第62条

1. サハリン州では、財産のすべての形態が平等に擁護される。
2. 財産権は、社会的利益を損なうことがあってはならない。
3. 財産権の制限は、ロシア連邦の法律によってのみ制定される。

第63条

1. サハリン州では経済活動と競争の自由を確立するために必要な条件が確立され、独占活動は排除され、法律にしたがって企業家活動の任意の形態を実現するために自分の特性と財産を自由に利用できる市民の権利は保障される。
2. サハリン州国家権力機関は、財政的、税制的、予算的な政策における優先順位を確立し、州の社会・経済発展と地域間の発展計画を促進する社会的に有意義な分野における企業活動の促進をめざす支援策と刺激策を講じる。

第64条

1. 連邦国家財産にかんしてサハリン州国家権力機関は自己の権限内で、生産・社会関連施設の有効的な配置、天然資源の合理的な利用、環境保全にたいする監督を実施し、同時に住民の社会保障分野においても監督する。
2. 連邦国家財産施設がサハリン州住民に被害をあたえた場合、または環境の悪化を招いた場合には、施設の活動は法律にしたがって制限、停止、縮小される。

第65条

1. サハリン州国家財産は、ロシア連邦国家財産の形態となる。

2. サハリン州国家財産を構成するのは州予算の資金、外貨予算と州基金を含む予算外予算、土地、地下資源、天然資源、インフラ施設、州に属するその他の施設、州の資金で設立・運営され、さらには国家権力機関と自治体によってサハリン州に譲渡されている企業、国民教育施設、保健施設、社会保障施設、学術と文化施設、その他の施設、有価証券と財政資産である。

第66条

サハリン州国家財産を構成している財産の処分は、サハリン州の法律に基づいて州執行権力機関が行う。

第67条

1. サハリン州の財源は州予算、外貨予算、サハリン州基金を含む予算外予算、貸与資源、連邦予算からの支出金から構成される。

2. サハリン州の財源は協定を基盤に、その他のロシア連邦主体、地域間の社会・経済発展計画に資金支援するために企業、施設、組織、社会団体、市民の財源と結合することができる。

第68条

サハリン州の税制は州予算、連邦税と州税と地方税、徴税、関税、連邦の法律と州の法律に基づいたその他の財源からの州予算と自治体予算から構成される。

第69条

サハリン州議会は、州の社会・経済発展と地域間計画を定めている個々の分野と州全土への投資の促進と優先的発展を図るために、連邦の法律とサハリン州の法律にしたがって優遇税制とその他の措置を制定する。

第十章 天然資源とその利用

第70条

1. 土地とその他の天然資源は、サハリン州領土にすむ住民生活と活動の基盤のために利用、保全される。

2. 土地とその他の天然資源は私有、国有、自治体所有、その他の所有形態に分かれる。

3. 一つひとつの所有形態は環境保全を維持し、天然資源を大切にする。

4. サハリン州内の土地、地下資源、森林資源、水資源とその他の天然資源の所有、利用、処分にかんする諸問題は、連邦の法律と州の法律によって統制される。

第71条

1. サハリン州とその海域、大陸棚の自然環境の有益な特性と天然資源は、州住民の健康、社会的暮らし、安全を脅かすことがあってはならない。

2. サハリン州における州と自治体の天然資源の特定とそれらの利用の手続きは、連邦の法律、州の法律、ロシア連邦国家権力機関とサハリン州国家権力機関の間で締結される協定と条約に従う。

第72条

1. 天然資源の利用にあたってはサハリン州の利益のもとで、環境保全と安全を図るために社会・経済的発展の要件と前提条件を考慮する。

2. サハリン州の利益は、州内の天然資源に適応される。

3. ロシア連邦の法律によってロシア連邦とサハリン州の共同管轄にある天然資源の処分、管理、利用にあたってはサハリン州の利益を考慮し、連邦の法律とサハリン州の法律に基づいて、ロシア連邦国家権力機関とサハリン州国家権力機関の間の協定と合意によって行われる。

4. ロシア連邦の法律によってロシア連邦とサハリン州の合同管轄下にある天然資源の処分、管理、利用は、以下の事項を保障する。

1 連邦と州の法律で制定されている割合、サハリン州予算に支払われる天然資源の利用代金

2 法律によってサハリン州国家財産となっている天然資源の廃止にあたっての損失と利益にたいする完全な保障、自然環境の悪化と環境法の違反にたいする完全な保障

3 サハリン州と大陸棚、そしてロシア連邦の200カイリ経済水域内にある天然資源、炭化水素、海産資源、その他の天然資源の開発、合理的な利用の諸問題にかんする国際協定の合意は、連邦の法律に基づいてサハリン州国家権力機関が行う

4 サハリン州は州の社会・経済発展、地方の労働力の優先的な活用、自然保護を促進するために州の天然資源の開発にかんする合意を作成し、それらにたいする監督、天然資源の一部の分割、または国家による生産物の分割についての合意が得られた等価物についての協定を締結する権利を有する

第73条

サハリン州内にすむ北方少数民族の社会団体との合意についてサハリン州国家権力機関は、以下の決定を採択する。

1 伝統的な天然資源の利用地域の指定について

2 天然資源の再生にかんする優遇について

第十一章 サハリン州のシンボルと行政中心地

第74条

サハリン州は紋章、旗、国歌を有する。それらの内容と公的な利用の手続きは、サハリン州の法律で制定される。

第75条

サハリン州の行政中心地は、ユジノ・サハリンスク市とする。州の行政中心地の地位は、州の法律で制定する。

第十二章 結語

第76条

1. サハリン州憲章は、その公表日から10日後に効力を発する。
2. 州内で効力を有するサハリン州の法律と法令は、州憲章に抵触してはならない。

第77条

サハリン州憲章の修正にかんする提案は、州議会議員定数三分の一以上が参加する議員グループ、州知事、地方自治体代表機関三分の二以上の議員の支持を得ている代表機関が行うことができる。

沿海地方憲章

第一章 基本原則

第1条 沿海地方の地位

- ・沿海地方は、ロシア連邦のほかの連邦主体と同等な連邦主体であり、ロシア連邦と切り離せない一部であり、ロシア連邦の構成体から離脱する権利を有しない。
- ・沿海地方の地位は、ロシア連邦憲法と本憲章に規定される。
- ・沿海地方は連邦国家権力機関との相互関係において、住民の福祉と地域の発展に必要な自立性を有し、ほかの連邦主体がどのような憲章を有しているかどうかに関係なく、ロシア連邦のほかの連邦主体と同等の権利を有する。
- ・沿海地方の地位の変更、さらにはロシア連邦のほかの連邦主体との領土の分割と統合は、ロシア連邦憲法にしたがって行われる。その場合、選挙権を有する沿海地方居住者による住民投票によって表明される賛否の意思が前提となる。

第2条 人間の権利と自由の最高価値

- ・沿海地方では、人間の最高価値と優越性、人間の権利と自由が認められる。
- ・国家権力は、人々の全体的な福祉、擁護、安全のために活動する。
- ・人間の品位への尊敬、人間と市民の権利と自由の完全、無条件、敏速な擁護、一人ひとりの個人の自由な発展のための条件の形成は、国家権力機関役職者の義務である。
- ・人間と市民の権利と自由は沿海地方の法律の意義、内容、適応、そして国家権力と地方自治体の代表機関と執行機関の活動を規定し、法律で保障される。
- ・沿海地方の領土では、独自性、文化、言語、風習、伝統の存続にたいする沿海地方住民と少数民族の不可侵の権利が認められ、保障される。

第3条 国民権力

- ・沿海地方が有する権力の唯一の源泉は、ロシア連邦多民族国家を代表する沿海地方住民である。沿海地方では、だれ一人としてその権力を剥奪されない。
- ・国民は自分の権力を直接、または間接民主主義のさまざまな形態を通して、またロシア憲法、連邦の法律、本憲章、沿海地方の法律にしたがって形成される国家権力機関と地方自治体を通して実現する。
- ・国民権力のもっとも高度な直接的な表明は、国民投票と自由な選挙を通して行われる。

第4条 沿海地方の領土

- ・沿海地方領土は、ロシア連邦領土を構成する一部である。沿海地方では、本憲章が効力を発した時点から行政単位は機能を有する。
- ・沿海地方領土の変更は、沿海地方の同意なくしては行われない。

第5条 ロシア連邦を構成する沿海地方

- ・沿海地方領土では、ロシア連邦の主権が確立される。
- ・沿海地方国家権力機関とロシア連邦国家権力機関の管轄・権限事項の分割は、

ロシア連邦、連邦条約、管轄・権限事項の分割についてのその他の協定に基づいて行われる。

第6条 沿海地方の法制度

- ・沿海地方の法制度の基盤を構成するのは、ロシア憲法、連邦の法律、本憲章、沿海地方の法律である。
- ・沿海地方の法制度の一部を構成するのはロシア憲法と本憲章にしたがって、国際法の一般原則と規範、ロシア連邦の国際条約と沿海地方の対外協定である。沿海地方が締結している対外協定によって原則が制定されている場合、沿海地方の対外協定に盛り込まれている合意の原則が適応される。
- ・沿海地方の法制度を構成するのはロシア憲法、連邦の法律、本憲章、沿海地方の法律に基づいて採択されるロシア大統領令、ロシア政府令、連邦国家権力執行機関令、沿海地方国家権力執行機関令である。

第7条 沿海地方におけるロシア憲法とロシア連邦の管轄事項にかんする連邦の法律の効力

- ・ロシア憲法と連邦の管轄事項に基づいて採択された連邦の法律は、沿海地方の領土においては優越性と直接的効力を有する。
- ・ロシア憲法と連邦の法律に基づいて採択された沿海地方の法律と法令は、沿海地方に位置し、自己の活動を展開するすべての国家機関、地方自治体、それらの役職者、市民、市民団体、企業、組織を拘束する。
- ・ロシア憲法に基づく沿海地方の憲章と法律は、沿海地方においては連邦の法律と同様に国家によって保障される。

第8条

- ・沿海地方においては、すべての所有形態が平等に保護される。
- ・土地、森林、水資源、その他の天然資源は住民の生活と活動の基盤であり、沿海地方住民の利益を損失させるようなことがあってはならない。これらの天然資源は私有、国有、自治体所有、その他の所有形態をとる。
- ・沿海地方では、ロシア連邦の統一された経済圏、商品の自由な移動、サービスと資金の提供、競争の促進、経済活動の自由が保障される。

第9条

- ・沿海地方の国家権力機関の制度は、ロシア憲法、国家権力の代表・執行機関の一般原則、制定されている連邦の法律に基づいて自由に制定される。
- ・沿海地方の立法権力は直接的には、沿海地方の定住者と一時的滞在者による住民投票を通して実現される。
- ・沿海地方執行権力は、沿海地方知事、知事が形成する機関、知事によって任命される執行権力の役職者によって実現される。
- ・沿海地方の立法機関と国家権力執行機関の権限分割は、ロシア憲法、連邦の法律、本憲章、沿海地方の法律に基づく。
- ・沿海地方の司法権力は、ロシア連邦の統一された司法制度を構成する沿海地

方の法廷において実現する。沿海地方の司法機関の形成と活動の手続きは、ロシア連邦の法律によって行われる。

- ・沿海地方検事局は、ロシア連邦検事局の統一された中央集権的な制度を構成する。沿海地方検事局の権限、組織、活動手続きは、連邦の法律に拘束される。沿海地方主席検事は、連邦の法律によって制定されている手続きに基づいて、ロシア連邦検事総長によって任命される。

第10条 沿海地方国家権力機関の活動の法的基盤

- ・沿海地方国家権力機関は、ロシア憲法と連邦の法律に基づいて行動する。
- ・沿海地方国家権力機関は、沿海地方憲章と沿海地方の法律に抵触する決定を採択することはできない。沿海地方国家権力は、沿海地方のどんな国家権力機関の権限も侵害するような決定を採択することはできない。
- ・沿海地方では非憲法的な法令、非法律的な法令、国家権力の存在と任命に抵触する法令と法令の個々の規定を制定できない。

第11条 沿海地方の地方自治

- ・沿海地方では、地方自治にたいする住民の権利が保障される。
- ・自己の権限内で地方自治体は自立しており、国家権力機関機構に加わらない。

第12条 沿海地方とその他のロシア連邦主体との関係

- ・沿海地方はロシア憲法、連邦の法律、本憲章、沿海地方の法律に基づいて、その他のロシア連邦主体との間で経済合意とその他の合意を自主的に締結できる。

第13条 国際関係への沿海地方の参加

- ・沿海地方は、ロシア憲法と連邦の法律に抵触しない限り、国際関係と対外経済関係に自主的に参加し、諸外国の民族国家と地域行政区、そして国際関係のその他のアクターとの間で国際的合意と対外経済取引を締結することができる。
- ・沿海地方は、その他のロシア連邦主体、その国家権力連邦機関とともに、ロシア連邦主体の国際関係と対外経済関係を調整し、国際協定を遂行するための活動を行う。
- ・沿海地方の国際協定は、連邦の法律と沿海地方の法律で盛り込まれている手続きに基づいて、沿海地方立法会議の承認（批准）を必要とする。
- ・沿海地方国家権力機関は、ロシア連邦で採択されている国際的な義務に反する行動を行うことはできない。沿海地方国家権力機関は、ロシア憲法と連邦の法律で制定されている手続きに基づいて、国際的義務を含む決定に異議を唱えることができる。

第14条 地区行政制度

- ・沿海地方は自主的に、地区行政制度の問題を決定する。
- ・沿海地方では、地区、市、農村、村落ソビエト（村落）、村の行政単位を設置する。
- ・地区行政単位の地位とその区分の問題解決の手続きは、本憲章に基づいて沿

海地方の法律によって制定される。

・地区行政単位の境界線変更にかんする決定は、地元住民の意見を考慮し、沿海地方知事の判断に基づき沿海地方立法議会において採択される。

第15条 沿海地方の公式シンボル

・沿海地方は国旗と国章を有する。沿海地方のシンボル、その内容、公的利用の手続きは沿海地方の法律で制定される。

第16条 沿海地方の行政中心地

・沿海地方は歴史的に形成された行政中心地を有し、その都市をウラジオストクと定める。

第17条 沿海地方憲章の法的な意義

・沿海地方憲章は沿海地方の法律とその他の法令との関係では最上級法であり、全地域において強制力を有する。

・沿海地方の法律と法令は、本憲章に抵触することはできない。沿海地方憲章と沿海地方国家権力機関、そして地方自治体の法令が抵触する場合、沿海地方憲章が優先する。

第18条 沿海地方憲章の基本規定

・沿海地方憲章の基本原則は、沿海地方の根本原理となる。

・沿海地方憲章のいかなる原則も、根本原理と抵触するような解釈、適用は認められない。

第二章 人間と市民の権利と自由

第19条 沿海地方における人間と市民の権利と自由の実現

・沿海地方では、ロシア憲法の規定、本憲章の規定、連邦の法律、沿海地方の法律に基づいて、ロシア憲法で盛り込まれている人間と市民の権利と自由の承認と実現が保障される。

沿海地方では、人間と市民のその他の一般に認識されている権利と自由の実現が認められている。

・人間の基本的な権利と自由は一人ひとりの出生に根ざしており、剥奪されることがあってはならない。

・人間と市民の権利と自由は、直接に実現される。

・人間と市民の権利と自由の実現は、他人の権利と自由を侵害してはならない。

第20条 人間と市民の権利と自由の保障

・本憲章は、沿海地方における人間と市民の権利と自由を国家的に保障し、国民にたいして国家権力の責任を保障する。

・沿海地方では市民と国家権力機関は法のまえでは平等であり、法廷でも均しく扱われる。

・社会的地位、性別、民族、言語、宗教によって市民の権利がいかなる形でも制限されることがあってはならない。

- ・人間と市民の権利と自由を侵害したり制限したりする行為は許されない。秘密の政治捜査、検閲、弾圧は許されない。人間と市民の権利と自由を侵害するどんな機関の設置も認められない。

- ・人間と市民の権利と自由に関わる問題の解決に際して、すべての国家権力機関とその役職者は連邦の法律と沿海地方の法律で直接に定めている手続きと方法に基づいて自分の活動を行う。

- ・人間と市民の権利、自由、義務に関する沿海地方国家権力機関の法令は、それらが一般に公表されていなければ、適応されない。

- ・人間と市民の法的な権利と自由を削減し、それらの効力を制限するような沿海地方国家権力機関のすべての法令は、法的な効力を有しない。

第21条 人間と市民の権利と自由の制限

- ・人間と市民の権利と自由が連邦の法律によって制限されるのは、憲法的機構の基盤を保護し、他人の健康・理性・権利・正当な利益を擁護し、ロシア連邦の防衛と安全を確保するためである。

- ・権利と自由の個々の制限にあたっては、その行為の限界と期間を明記される。それらは公式に非常事態宣言があったときであり、ロシア憲法と連邦の法律でそれらの制限が規定される。

第22条 国家権力行使と地方自治への市民の参加

- ・市民は直接に、または自分たちの代表者を通して、国家権力の行使と地方自治に参加する権利を有する。

- ・沿海地方の法律に基づいて市民は、沿海地方国家権力機関と地方自治体への選挙権と被選挙権を有する。同時に、沿海地方国民投票と自治体住民投票に参加する権利を有する。

第23条 情報にたいする権利

- ・各人は沿海地方国家権力機関と地方自治体、関連する役職者の活動に関する情報を、あらゆる法的な方法に基づいて自由に探索、受領、伝達、発表、普及する権利を有する。

- ・沿海地方国家権力機関と地方自治体、それらの機関の役職者は、連邦の法律と沿海地方の法律に盛り込まれていない場合、直接に権利と自由にかかわる文書と資料を一般公開する。

第24条 損害補償にたいする権利

- ・各人は沿海地方国家権力機関、地方自治体、それらの機関の役職者が引き起こす違法行為(または不作為)による損害補償を求める権利を有する。

第25条 外国人の法的地位

- ・ロシア憲法に基づいて外国人と市民権を有しない個人は、連邦の法律とロシア連邦の国際条約で定められている場合を除いて、ロシア市民と同等な権利と義務を有する。

- ・沿海地方国家権力機関は、ロシア憲法と連邦の法律で認められている場合、

本憲章の諸規定を考慮したうえで、沿海地方に滞在する外国人にかんする決定と法令を採択する権利を有する。

第26条 人間と市民の権利擁護

- ・各人は法律で禁止されていない一切の方法を用いて、自分の権利と自由、さらには他人の権利と自由を擁護する。
- ・各人には、自分の権利と自由を法廷で擁護する権利が保障されており、沿海地方国家権力機関と地方自治体、それらの機関の役職者の決定と行為(不作為)を法廷で公開することができる。
- ・沿海地方では、各人は自分の権利と正当な利益を擁護する場合を含めて、他人と団結する権利が認められ、保障されている。
- ・沿海地方では権利と正当な利益を擁護する目的で市民に協力するために、特別な機関を創設することができる。その機関の設立の手続きと法的な地位は、沿海地方の法律で制定される。

第三章 沿海地方の管轄事項

第27条 沿海地方の管轄事項と沿海地方国家権力機関の権限事項の内容

- ・沿海地方の管轄事項と沿海地方国家権力機関の権限は、ロシア連邦と沿海地方の管轄事項の分割、沿海地方国家権力連邦機関と沿海地方国家権力機関の権限分割に基づいて制定される。
- ・管轄事項と権限事項は、以下のように分けられる。

沿海地方の管轄事項と沿海地方の国家権力機関の権限に分けられる。

ロシア連邦と沿海地方の共同管轄事項にかんする沿海地方国家権力機関の権限。ロシア憲法と連邦の法律に基づいて締結された沿海地方の国家権力執行機関との合意にしたがって、執行国家権力の連邦機関によって沿海地方の国家権力機関に譲渡された権限。

第28条 沿海地方の管轄専権事項と沿海地方の国家権力機関の権限

- ・ロシア連邦と沿海地方の共同管轄事項に基づくロシア連邦の管轄と連邦国家権力機関の権限の範囲外では、沿海地方は自己の領土内で国家権力の全権を有し、自己の政策を自主的に作成し、実行する。
- ・沿海地方の管轄は以下の通りである。

1 沿海地方の憲章、法律、法令の採択、修正、補充とそれらの遵守にたいする監督

2 沿海地方の地区行政区分の制定

3 連邦の法律で制定されている一般原則に基づいて沿海地方国家権力機関制度の制定、それらの機関と活動の規定の制定、国家権力沿海地方機関の形成

4 連邦の法律で規定されている一般原則に基づいて、地方自治体の確立とその機関と役職者の選挙を実施するための法整備

5 沿海地方の国有財産、その管理と処分

6 国家、経済、環境、社会、科学技術、文化の発展のための沿海地方としての政策の作成、その発展計画案の採択

7 沿海地方の予算、税政策、税金と徴税、税の制定、導入と廃止、地方税制の確立

8 連邦の法律で制定されている範囲内で、物質生産の領域における経済統制と沿海地方における非生産分野の発展にかんする法的統制

9 沿海地方のエネルギー、交通、コミュニケーション、情報、技術、その他のライフラインの確立

10 沿海地方の国家公務員と地方公務員

11 沿海地方における利害衝突法の制定

12 沿海地方名誉勲章と表彰

13 本憲章、法律、法令に基づいて沿海地方にかかわるその他の諸問題、ロシア連邦と沿海地方の共同管轄事項にかんするロシア連邦の管轄事項と国家権力連邦機関の権限事項の範囲外にある諸問題

- ・沿海地方はその専権事項に基づいて、国家権力機関が法律と法令を含めて自主的に法的な統制を実行できる。連邦の法律と専権事項にしたがって採択された沿海地方の法律、または法令の間で対立が生じた場合、沿海地方の法律、または法令が優先する。

第29条 ロシア連邦と沿海地方の共同管轄事項

- ・ロシア連邦と沿海地方の共同管轄事項に基づく沿海地方国家権力機関の権限は、連邦の法律、さらには連邦と沿海地方の国家権力機関の間で締結された協定に基づいて定められる。

第30条 ロシア連邦と沿海地方の共同権限事項にかんする沿海地方国家権力機関の権限

- ・ロシア連邦と沿海地方の共同権限事項に基づいて連邦の法律が公布され、連邦の法律に基づいて沿海地方の法律と法令が採択される。

- ・ロシア連邦と沿海地方の共同管轄事項に基づいた連邦の法律が採択されるまでは、沿海地方国家権力機関は独自の法的規制を行うことができる。この問題で連邦の法律が採択された場合、沿海地方国家権力機関の法令は採択された連邦の法律に従う。

第31条 沿海地方執行権力機関と連邦執行権力機関の合意

- ・連邦執行権力機関との合意に基づいて沿海地方の執行権力機関は、連邦執行機関の権限の一部を行使することができる。

- ・沿海地方執行権力機関への連邦執行権力機関の権限の譲渡は、それを実現するために必要な物質的、財政的、その他の資源が提供される。

- ・連邦執行権力機関との合意に基づいて沿海地方執行権力機関は、現行の法律で制定されている手続きに基づいて自己の権限の一部を譲渡できる。

- ・沿海地方執行権力機関は連邦執行権力機関との間で、沿海地方における連邦

の国家計画の作成と実現にかんする合意、相互の利益になるその他の任務の共同解決にかんする合意を締結することができる。沿海地方において連邦国家計画とその草案を実現するにあたって、沿海地方にかかわる費用は、連邦予算から歳出される。

第32条 連邦権限の実現への沿海地方の参加

・沿海地方国家権力機関は、ロシア憲法と連邦の法律で制定されている範囲と形態のなかで連邦の権限を実現することができる。

第33条 沿海地方における連邦権限実現の保障

・ロシア連邦と沿海地方の共同管轄事項に基づいて、ロシア連邦の管轄内とロシア連邦国家権力機関の権限内で、連邦執行権力機関と沿海地方執行権力機関はロシア連邦において執行権力の統一制度を形成する。

・自己の権限を実現するためにロシア憲法に基づいて連邦執行権力機関は、沿海地方において地方機関を創設し、関連する役職者を任命できる。

・沿海地方国家権力機関は、連邦国家権力機関と沿海地方に位置する関係諸機関と相互関係を構成する。その場合、権限にある諸問題の解決にあたっては自主性を考慮に入れて協力と活動の調整を基盤におき、沿海地方での権限行使にあたっては連邦権力機関に協力する。

第34条 沿海地方とロシア連邦、その他の連邦主体との間の対立の調整

・沿海地方国家権力機関とロシア連邦国家権力機関、その他の連邦主体との間で対立が生じた場合、それらを解決するために、ロシア憲法に基づいて合同委員会を設置することができる。合同委員会でも調整がつかない問題は、連邦の法律にしたがって解決される。

第35条 連邦国家権力機関と沿海地方国家権力機関の文書

・国家権力機関とロシア連邦・沿海地方の役職者が各自の権限内で発行する文書は、ロシア連邦と沿海地方では対等の効力を有する。

第四章 選挙制度と国民投票

第36条 複数候補選挙制

・国家権力機関と地方自治体の選挙は、複数候補選挙制を基盤に実施される。

・選挙区は、以下の要求項目を満たさなければならない。

各選挙区は、有権者と代表者の割合が対等である。

単一選挙区の設置。ひとつの選挙区が他の選挙区と重複することがあってはならない。

連邦の法律で定められている範囲内で地区行政区域を分割する。

第37条 沿海地方の選挙に市民が参加する権利

・沿海地方国家権力機関と地方自治体の選挙に参加する権利は、18歳以上で沿海地方に居住するロシア市民の一人ひとりに付与される。

・裁判所で自由剥奪の判決を受けた市民は、選挙権と非選挙権を有しない。

第38条 選挙権の原則

- ・市民は、秘密投票を前提に普遍的、平等的、直接的な選挙権を基盤に沿海地方の選挙に参加する。
- ・選挙への参加は強制されない。だれ一人として、選挙における市民の意思表示にたいして強制力を行使する権利を有しない。

第39条 沿海地方での選挙実施条件

- ・沿海地方での国家権力機関と地方自治体の選挙日は、沿海地方の法律で規定されていない場合、選挙日の2ヶ月まえに公表される。
- ・沿海地方の選挙準備とその手続きは、ロシア憲法、連邦の法律、本憲章、沿海地方の法律に基づいて制定される。

第40条 沿海地方国民投票と自治体住民投票

- ・沿海地方と自治体のもっとも重要な問題を市民によって直接的に解決するために、沿海地方では国民投票と住民投票が実施される。
- ・以下の事項を問う国民投票と住民投票は実施できない。

1 権限を有する期間の短縮または延長。沿海地方の立法議会と知事、そして地方自治体の権限行使の停止。沿海地方立法会議、沿海地方知事、地方自治体の任期満了前選挙の実施、または選挙日の延期。

2 沿海地方立法会議、沿海地方行政機関、地方自治体の構成、これらの機関の構成員について。

3 議員と役職者の選出、承認、任命、解職の合意について

4 沿海地方の予算、地方自治体の予算の採択と修正、沿海地方と地方自治体の財政負担の実施と修正

5 住民の健康と安全の確保にかんする非常措置と緊急措置の採択

- ・国民投票と住民投票で問われる設問は、明確で一義的に回答できるような形式とする。

第41条 国民投票と住民投票の実施にかんする決定の採択

- ・国民投票の実施にかんする決定は、沿海地方立法議会の発議、沿海地方知事の発議、有権者が国民投票の実施に必要な署名を集めた場合に沿海地方立法会議によって決定される。国民投票の実施に賛成する市民の署名数は、沿海地方の法律で制定される。国民投票の実施を求める署名数は、国民投票に参加する権利を有する有権者の2パーセントを超えることはできない。

- ・地方自治体住民投票実施の決定は、地方自治体代表機関の発議、自治体首長の発議、住民投票の実施を求める有権者の署名を受けて、地方自治体代表機関で行われる。国民投票の実施に賛成する市民の署名数は、沿海地方の法律で制定される。住民投票の実施を求める署名数は、国民投票に参加する権利を有する有権者数の5パーセントを超えることはできない。

- ・投票の実施についての決定は、国民投票の場合には投票日の60日前、住民投票の場合は5日前に公表される。

第42条 国民投票と住民投票の実施条件と結果

- ・投票権を有し、沿海地方または自治体に居住する市民の半数以上が参加した場合、投票は成立する。
- ・投票した市民の半数以上が賛成した場合、法律と決定の原案は国民投票と住民投票において採択されたことになる。
- ・国民投票と住民投票で採択された法律と決定は、それらの公表日から効力を発し、そして直接的に行使される。沿海地方国家権力機関、地方自治体で採択された法律と法令よりも、上級の法律的効力を有する。

第43条 国民投票と住民投票の結果にたいする反論

- ・国民投票と住民投票で採択された法律と決定は、ロシア憲法、連邦の法律、本憲章への抵触を理由に、または投票実施の際の法律違反を理由に、法手続きにしたがって提訴できる。
- ・同一の問題を再度投票にかける場合は、投票の結果が公表(発表)されてから1年以内に再投票が実施される。

第44条 削除

第45条 国民投票と住民投票の法的基盤

- ・国民投票と住民投票の決定、準備、実施にかんする手続き、投票結果の集計とその結果の決定にかんする手続きは、連邦の法律、本憲章、沿海地方の法律で制定される。

第五章 沿海地方の国家権力機関

第46条 沿海地方立法議会

- ・沿海地方国家権力の唯一の代表立法機関は、39人の議員から構成される沿海地方立法議会である。
- ・沿海地方立法議会議員は、沿海地方の法律で定められた手続きと条件のもとで4年任期で選出される。
- ・沿海地方立法議会は法人格を有し、固有の財産と印章を有する。

第47条 沿海地方立法議会の権限

- ・沿海地方立法議会は以下の事項の権限を有する。
 - 1 沿海地方憲章、法律と法令の採択、それらの修正と補充、沿海地方憲章と法律の解釈
 - 2 沿海地方知事とロシア連邦権力機関、連邦主体の間で締結された協定と合意の批准。連邦の法律と沿海地方の法律で制定されている場合、それらの締結にたいして沿海地方知事に事前承認を与える。沿海地方立法議会から事前承認があったうえで沿海地方知事が締結する協定と合意は、沿海地方立法議会の批准を必要としない。
 - 3 沿海地方地区行政区分の問題解決
 - 4 沿海地方知事の提案にそって沿海地方行政機関の管理機構と構成の承認

- 5 沿海地方知事の予算案の承認
- 6 次年度予算が非採択の場合、歳出事項にかんする法律の採択
- 7 沿海地方予算執行にかんする沿海地方知事報告の承認
- 8 沿海地方の法律の執行状況と沿海地方の社会・経済発展の総合綱領と計画の実施にかんする沿海地方知事の報告を受ける
- 9 沿海国家財務局の役職者の任命と解職
- 10 沿海地方の社会・経済発展の総合綱領と計画の承認
- 11 資金配分の手続きと条件の制定。沿海地方所有物の処理と管理の手続きと要件の制定。沿海地方の投資への参加手続きと条件の制定
- 12 ロシア連邦における税制と徴税の一般原則に基づいて税制と徴税の手続きと条件の制定
- 13 沿海地方の国税と徴税とその手続きの制定
- 14 納税を含む沿海地方財政への支払い優遇措置の制定
- 15 沿海地方の財政義務の変更
- 16 予算、予算外基金、外貨基金の形成と活動の手続きにたいする法的な統制の実施、そしてそれらの実施にたいする監視
- 17 沿海地方国家財産の売却計画の承認。沿海地方国家財産の地方自治体への譲渡にかんする諸問題の決定
- 18 連邦財産、地域共同財産、沿海地方財産がある土地の提供と没収の手続きの法的統制。その他の天然資源の利用と保護の手続きにたいする法的統制
- 19 沿海地方財産である歴史的、文化的、学問的価値、歴史記念物、文化的記念碑の保護と利用にかんする法的統制
- 20 沿海地方の財産の売却、所有、利用(処分)、管理の手続きにかんする法的統制の実施
- 21 本憲章第 55 条に盛り込まれている場合を除いて、沿海地方立法議会選挙の決定
- 22 沿海地方知事選挙の決定
- 23 沿海地方会計監査機関の設置
- 24 沿海地方選挙管理委員会構成への協力
- 25 沿海地方知事によって提案される沿海地方第一副知事、財政担当の副知事、財政管理局長、財政実施機関長の候補者にたいする同意
- 26 沿海地方におけるロシア連邦最高裁判所沿海地方支部長と沿海地方検事局長の任命に、法律にしたがって合意する
- 27 ロシア連邦国家議会への法案提出権の実行にかんする決議の採択
- 28 諸問題の解決のためにロシア大統領、ロシア連邦憲法裁判所、その他の裁判所への提訴にかんする決定の採択
- 29 沿海地方国営放送の最高責任者の任命への合意
- 30 沿海地方行政機関役職者にたいする不信任の表明

- 31 沿海地方立法議会で採択された法律と法令の執行にかんする監督
 - 32 地方自治体憲章登録の手続きへの法的統制
 - 33 沿海地方の管轄にかんする諸問題についての沿海地方の法律と法令の違反にたいする責任の明確化
 - 34 沿海地方国民投票の実施にかんする決定の採択
 - 35 立法議会議長と副議長の選出と解職。議会内委員会を設立するにあたって議員のなかからのメンバーの選出、その各委員会議長の承認。
 - 36 立法議会の構成の承認。立法議会活動規定の採択
 - 37 立法議会の構成、構造、部局、事務局の人件費にたいする歳出の承認
 - 38 表彰の承認、名誉称号、特別表彰、賞金、奨学金の制定とそれらにかんする規定の承認。
 - 39 沿海地方立法議会決議の公布
 - 40 沿海地方行政機関との対等を基盤に、ロシア連邦国家権力機関に常設の代表部を開設し、その代表者を任命する。沿海地方行政機関の合意にしたがって代表部にかんする規定を採択する
 - 41 広報機関の設立
 - 42 連邦の法律と沿海地方の法律で盛り込まれている沿海地方立法議会の権限にかんするその他の権限の執行
 - ・税金の導入と廃止の法案、税金支払いの免除にかんする法案、沿海地方の財政義務の変更にかんする法案、沿海地方の予算で支払われるその他の歳出にかんする法案は、沿海地方知事の提案に基づいて沿海地方立法議会で審議される。
 - ・沿海地方立法議会は沿海地方知事、さらには沿海地方執行権力機関役職者、地方自治体に帰属する権限を侵害し、それに代行することはできない。
- 第48条 沿海地方立法議会活動の組織化
- ・沿海地方立法議会は、議員定数三分の二以上が選出されてから3週間以内に第一回本会議が沿海地方知事によって召集される。
 - ・沿海地方立法議会は、常設機関である。
 - ・立法議会本会議の開会と閉幕の時期、その活動手続きは、沿海地方の法律と立法議会活動規定によって定められる。沿海地方立法議会は、沿海地方知事、立法議会議長、立法議会委員会、議員定数三分の一以上の議員の提案で、臨時会を開催することができる。沿海地方立法議会は臨時会において、その開催の提案のなかで示された議題だけを審議・決議し、その審議が終了しだい閉幕する。
 - ・沿海地方立法議会本会議は、公開とする。沿海地方立法議会決議に基づいて、沿海地方立法議会規定で制定されている場合、本会議は非公開で行われ、その席には沿海地方知事と検事長は出席できる。
 - ・沿海地方立法議会活動手続き、立案提案権を有する人と立案作成者のメンバー、そして彼らの権利の内容は、沿海地方立法議会規定において制定される。

第49条 沿海地方立法議会の構成

- ・沿海地方立法議会は、議員のなかから議長、副議長を選出し、委員会を設置する。
- ・議長と副議長は本会議を主宰し、沿海地方立法議会の内部秩序を管理する。
- ・議長は沿海地方立法議会の長であり、沿海地方立法議会の職員の雇用と指導を行う最高管理者である。沿海地方立法議会の活動と安全を直接に確保する人物と部局は、議長、またはその職務を担う副議長に従属する。彼らは文面において、沿海地方立法議会の活動と安全を保障するための業務内容を仕事の開始前に伝達する。

第50条 沿海地方立法議会議員

- ・沿海地方立法議会議員は、沿海地方に居住するロシア市民を代表し、彼らの利益、権利、良心に従う。命令的な委任状は無効とする。沿海地方立法議会議員の法律的な地位は、沿海地方の法律によって規定される。
- ・沿海地方立法議会議員は常時、自己の権限を行使し、立法議会の活動ではその他の活動と兼任できる。
- ・沿海地方立法議会議員は、国家公務員と地方公務員との兼任、国家上級公務員と地方上級公務員になることはできない。沿海地方立法議会において彼らの利益を代表することで報酬を受け取ってはならない。また、沿海地方知事、執行権力機関とその役職者から謝礼、財産上の優遇、特典を受けることはできない。
- ・立法議会において常勤で権限を行使する沿海地方立法議会議員は、連邦の法律と沿海地方の法律で制定されている場合を除き、その他の有給の仕事を行うことはできない。
- ・沿海地方立法議会議員は、常勤で職務に専念する場合、その任務の執行にたいする給料を受け取る。
- ・沿海地方立法議会議員の身分は不可侵である。その要件と内容は、連邦の法律と沿海地方の法律で制定される。
- ・立法議会議員の権限は法律で盛り込まれている場合を除いて、議員に選出された日から発生する。
- ・沿海地方立法議会議員の権限は、ロシア連邦国籍を喪失した場合、また裁判所で有罪判決を受けた場合、さらには沿海地方の法律で制定されているその他のケースにおいて、任期満了前に停止する。

第51条 沿海地方立法議会任期満了前の権限停止

- ・沿海地方立法議会の権限は、沿海地方立法議会議員定数の三分の二以上の賛成で解散にかんする決議が採択された場合、連邦の法律で盛り込まれている場合に、任期満了前に権限を停止する。
- ・沿海地方立法議会の権限が任期満了前に停止した場合、沿海地方立法議会選挙は、沿海地方立法議会の権限停止から三カ月以内に実施される。

第52条 沿海地方知事

- ・沿海地方知事は、ロシア憲法、連邦の法律、沿海地方憲章、沿海地方の法律、執行権力の行使にかんするロシア連邦国家権力機関との協定で制定されている条件と範囲内で、国家権力を行使する最高役職者である。
- ・沿海地方知事は沿海地方執行権力を組織し、その長を務める。

第53条 選挙と知事選出

- ・沿海地方知事は任期を4年とし、30歳以上のロシア市民が被有権者となる。秘密投票で、全有権者による平等・秘密投票で選出される。
- ・知事の職は同一人物が、二期以上務めることはできない。
- ・選挙のその他の要件と手続きは、沿海地方の法律で定められる。
- ・沿海地方知事は、沿海地方立法議会に保存するために伝達されたテキストに署名された宣誓に基づいて、選出日から15日以内に職務を開始する。

第54条 沿海地方知事の代表権

- ・沿海地方知事は、ロシア連邦、ロシア連邦主体、地方自治体、その他の行為主体との関係において、沿海地方を代表する。
- ・沿海地方知事は、沿海地方代表部にとって必要な個々の業務の遂行を、彼に従属する役職者に委託することができる。これらの役職者の遂行にたいする全責任は、沿海地方知事が負う。
- ・沿海地方代表者である知事は、以下の事項を遂行する。
 - 1 沿海地方住民と沿海地方立法議会で年次教書を発表する。
 - 2 沿海地方の法律に基づいて表彰を行い、その他の賞を設ける。
 - 3 ロシア連邦国家権力機関、ロシア連邦主体、地方自治体、その他の行為主体と協議し、合意(協定)を締結する。
 - 4 沿海地方の名において、沿海地方の利益のためにその他の行為を行う。

第55条 沿海地方知事の立法活動への参加

- ・沿海地方知事は、沿海地方で実現される立法活動に参加する。
- ・沿海地方知事は、以下の事項を行う。
 - 1 立法提案権を有する。
 - 2 沿海地方の法律に署名し、公布する。
- ・沿海地方立法議会で採択された沿海地方の法律は、採択された日から7日以内に、公表のために沿海地方知事に送付される。
- ・沿海地方知事は、法律が送付されたから10日以内に、それに署名・公表するか、拒否しなければならない。
- ・沿海地方の法律が沿海地方知事に拒否された場合、その法律は沿海地方立法議会議員定数三分の二以上の賛成があれば採択される。
- ・沿海地方知事は、沿海地方立法議会の活動に審議権をもって参加できる。

第56条 沿海地方知事－沿海地方執行権力の長

- ・沿海地方知事は、沿海地方において執行権力を組織化し、実行する責任を負

う。沿海地方知事は、彼に従属する機関と役職者の行為を彼らの解職の理由にすることはできない。このことは沿海地方知事から、法律と彼らの権限が派生する職務の侵害にたいする責任を役職者に求める権利を剥奪することにはならない。

・沿海地方知事は執行権力の長としての権限を、以下の事項で実現する。

- 1 法律に基づいて、沿海地方の社会・経済政策の基本方針を定める。
- 2 沿海地方の状況、社会・経済政策の基本方針について、沿海地方立法議会で年次教書を発表する。
- 3 沿海地方予算の作成活動を組織し、沿海地方立法議会に予算案を提示する。沿海地方立法議会で承認された予算の実施を保障し、その実施報告を沿海地方立法議会で行う。
- 4 沿海地方で制定されている要件に基づいて、沿海地方国家財産を管理する。
- 5 沿海地方における文化、学術、教育、保健、社会保障、エコロジー、天然資源利用を管理する。
- 6 沿海地方の法秩序と法律を執行する。
- 7 連邦主体としての沿海地方の権利を侵害せず、ロシア連邦の権限を超えない限りで、ロシア連邦執行権力機関の連邦計画、行為、命令を実現する。
- 8 沿海地方の法律で定められている手続きに基づいて、沿海地方行政機関を構成する。
- 9 沿海地方知事によって提起された仕事を準備するために、執行権力役職者のなかから審議機関を構成する。
- 10 連邦の法律、沿海地方憲章、沿海地方の法律で知事に課せられているその他の権限を行使する。

第57条 沿海地方知事の行為

・沿海地方知事は自己の権限を実行するために、ロシア憲法、連邦の法律、本憲章、沿海地方の法律に抵触しない決定と命令を発表する。

・知事の決定と命令が、裁判所によって違法であると判断された場合、裁判所の手続きに基づいて処理される。

第58条 知事の責任と職務遂行の要件

・沿海地方知事は、権限にかんして制定されている職務と遂行に責任を負う。

・知事は、連邦の法律と沿海地方の法律で定められていない限り、一般に刑事責任、行政責任、その他の責任を負う。

・沿海地方知事にたいする報酬、そして沿海地方のためにはたした活動にたいする物質的保障とその他の保障にかんする手続きと要件は、知事が選出されるまでに沿海地方立法議会によって制定される。知事は、他の職を兼任してはならない。また教師、学術活動、創作活動を除いて、有給の活動をしてはならず、その他のいかなる報酬を受けてもならない。さらには法律で制定されている科学研究活動、教育活動、その他の創造活動にたいする報酬を除いて、私有財産

を無料、または低価格(優遇措置のもと)で取得してはならない。財産を利用することも、そのサービスを受けることもできない。

第59条 沿海地方知事権限の任期満了前の停止

・沿海地方知事の権限は、以下の場合に任期満了前に停止する。

1 知事の死亡

2 知事にたいする沿海地方立法会議の不信任表明にともなう解職

3 自己都合による辞職

4 ロシア大統領による解職

5 裁判所による職務遂行の完全、またはその一部不能の認定

6 裁判所による理由なき不在、死亡の認定

7 裁判所による有罪判決

8 ロシア連邦領土外での永住目的とした渡航

9 ロシア連邦国籍の喪失

・沿海地方知事の権限が任期満了前に停止した場合、沿海地方立法議会は現行の法律に基づいて、沿海地方知事選挙日を決定する。この選挙は、沿海地方知事の権限任期満了前の停止から6カ月以内に実施される。

第60条 沿海地方知事にたいする不信任表明

・沿海地方立法議会は、以下の事項で沿海地方知事不信任を表明できる。

1 ロシア憲法、連邦の法律、沿海地方憲章と法律に違反する知事令が出され、関連裁判所でその抵触が認定され、しかも沿海地方知事が裁判所の決定から一カ月以内にその抵触を除去しない場合。

2 ロシア憲法、連邦の法律、ロシア大統領令、ロシア連邦政府の決定、沿海地方憲章と法律にたいする重大な違反があり、そのことが多くの市民の権利と自由を侵害する場合。

3 沿海地方知事への不信任にかんする沿海地方立法議会の決議は、議員定数三分の一以上の議員による発議があり、三分の二以上の議員の賛成で採択される。

4 沿海地方知事不信任にかんする沿海地方立法議会の決議は、知事と行政機関役職者の速やかな退陣を促す。

5 本条4項で盛り込まれている沿海地方行政機関役職者の解職の場合、新しい行政機関執行部が構成されるまでは活動を続ける。

第61条 沿海地方知事の職務遂行

1 沿海地方知事が職務を遂行できなくなった本憲章59条で盛り込まれているすべての場合、知事選挙が不成立、無効、だれも選出されなかった場合には、知事の職務は一時的に第一副知事が代行する。

2 沿海地方知事の一時的な不在(休暇、病気など)の場合、知事の職務は第一副知事が担う。その知事代行者が一時的な不在になった場合には、沿海地方立法議会の合意を得たうえで、副知事の一人が知事の職務を代行する。

3 沿海地方知事代行者は、沿海地方立法議会への法案提出権、立法議会の解散権、

沿海地方国民投票の実施を求める権利を有しない。

第62条 沿海地方執行権力

- ・沿海地方における国家権力執行機関は、沿海地方行政府である。沿海地方行政府は法人格を有し、固有財産と印章を有する。
- ・沿海地方管理機構、沿海地方行政府の構造と設置手続きは、沿海地方の法律によって定められる。知事は就任から30日以内に、この法案を沿海地方立法議会に提出しなければならない。
- ・沿海地方における執行権力機構を構成する諸機関と役職者は、沿海地方の法律と知事令に基づいて執行・管理する。
- ・職務と禁止事項を盛り込むすべての管理行為、地方自治との関係における直接的、間接的な制限、沿海地方執行権力機構を構成する個々のグループにたいする直接的、間接的な対応は、執行機関や役職者が自己の権限内で拘束されるロシア連邦執行権力機関の法令と法律、沿海地方知事の命令にしたがっている限り、合法であるとみなされる。これらの法令と行為の内容を公開し、これらは沿海地方の法律と知事令によって正当化される。
- ・沿海地方執行権力の諸機関と役職者のその他の法的行為は、彼らの権限内で実施される限りにおいて正当とみなされる。
- ・沿海地方知事は、執行権力の諸機関と役職者の活動を監督し、彼らの発表する法令を廃止する権利を有する。
- ・沿海地方国家権力執行機関の役職者は知事によって任命され、知事の指揮下で権限を行使する。

第62条 沿海地方行政府の構成への沿海地方立法議会の参加。沿海地方執行権力機関の役職者にたいする沿海地方行政府の不信任の表明

- ・沿海地方立法議会は、行政府の構成に参加する。
- ・沿海地方第一副知事、財政担当の副知事、沿海地方財政の執行を担当する財政管理機関長、沿海地方財産財団議長の候補者は、知事が指名し、沿海地方立法議会の同意が必要である。
- ・沿海地方立法議会は、任命の際に合意した沿海地方執行権力機関役職者にたいする不信任を表明できる。上記の役職者にたいする不信任の決議の採択があった場合、直ちに解任される。

第63条 沿海地方立法議会と知事の対立の解決

- ・権限行使にあたって生じた沿海地方立法議会と知事の間での対立は、両者の間で合意された方法、沿海地方の法律で定められている手続き、または法的な手続きに基づいて解決される。

第63条 沿海地方憲章裁判所

- ・沿海地方憲章の公式解釈、沿海地方憲章と沿海地方の法令、知事令、地方自治体の法令との関係を審理するために、沿海地方立法議会は憲章裁判所を設立する。

- ・憲章裁判所の権限と審査手続き、その構成、活動、裁判官の地位は、沿海地方の法律によって定められる。

第63条 沿海地方会計検査委員会

- ・沿海地方予算、予算外予算、外貨予算の歳出にたいする監査を組織化するために、沿海地方立法議会は沿海地方会計検査委員会を設立する。
- ・沿海地方会計検査委員会の権限、構成と活動の手続きは、沿海地方の法律で定められる。

第六章 沿海地方の地方自治

第64条 市民の地方自治への参加権とその実現の基本形態

- ・国際法、ロシア憲法、連邦の法律、本憲章、沿海地方の法律に基づいて、沿海地方では地方自治体に居住する市民の権利とその行動力を基盤に地方自治が保障される。自己責任を基本に、住民は地域の問題を討議し、解決する。

- ・沿海地方自治体住民が地方自治への参加する権利には、以下の事項が含まれる。

- 1 地域社会の問題を解決するための直接参加権
- 2 地方自治体における選挙権と被選挙権
- 3 自治体職員になる権利
- 4 地方自治体の活動にかんする客観的な情報を取得する権利
- 5 地方自治への参加を法的に保障する権利

- ・沿海地方の法律は、地方自治体の民族的、歴史的、地政学的、その他の特徴を考慮して、地方自治体を組織する権利を保障する。

第65条 地方自治の法的基盤

- ・沿海地方立法議会は、ロシア憲法、連邦の法律、本憲章に基づいて地方自治の組織化と活動を法的に監督する。

- ・地方自治の組織化と実現の手続きは、ロシア憲法、連邦の法律、本憲章、沿海地方の法律で制定されている地方自治の原則(規定)に基づいて採択される。

- ・地方自治にかんする憲章(規定)は、自治体代表機関、または住民投票によって採択される。それは、沿海地方の法律に制定されている手続きのもとで国家登録される。

第66条 地方自治原則

- ・地方自治は、以下の原則に基づいて実現される。

- 1 人間と市民の権利と自由の遵守
- 2 地方自治の保障
- 3 地方自治の実現にあたっての市民の広範な参加の確立
- 4 地域社会の諸問題の自主的な解決と専権事項の確認
- 5 世論の公表と考慮
- 6 地方自治体の経済的、財政的自立

7 地方自治の組織化された自主性と全国家的な職務を実現するにあたっての沿海地方国家権力機関との関係樹立

8 住民の歴史的、民族的、その他の特性を考慮に入れた地方自治の組織形態の多様性とその自主的な決定

9 採択された決議にたいする地方自治体の責任

第67条 地方自治体の領域

- ・地方自治は、沿海地方の法律で規定されている地域内で実現される。
- ・沿海地方における地方自治体領域の境界線の変更は、地元住民の意見を考慮して行われる。
- ・沿海地方は地方自治体領域の発展のための条件を整え、沿海地方の経済・社会発展の水準よりも低い水準にある自治体には特別な措置を講じ、経済的、社会的な優遇政策と有利な配慮を行う。

第68条 地方自治体の管轄事項

- ・地方自治体の管轄と権限事項は、地方自治体に解決が委ねられている問題と沿海地方全体にかかわる諸問題を含む。
- ・地方自治体の管轄事項は、以下の通りである。

1 自治体予算、地方税と徴税、その他の自治体財源

2 自治体所有財産

3 自治体における土地の計画化と建設

4 自治体のエネルギー、水道、熱量供給

5 自治体所有住宅ファンド

6 自治体が管理するコミュニケーション(電信、マスコミ、その他のコミュニケーション手段)

7 自治体経営

8 自治体が運営する交通

9 自治体が管理する道路

10 土地整備と土地分割

11 社会秩序の維持

12 連邦の法律で地方自治体の管轄になっているその他の諸問題

- ・地方自治体の管轄になっている諸問題について、法令の採択も含めた独自の法律的な統制を行う。

第69条 地方自治体の諸機関

- ・地方自治機能を実現するために、地方自治体に代表機関とその他の諸機関を設置し、自治体の諸問題解決のために権限を分割する。
- ・地方自治体の諸機関の構造は、連邦の法律、沿海地方地方自治法に記載されている一般原則にしたがって住民を主体に自主的に制定される。

第70条 住民の社会自治

- ・地方自治体の住民の発議に基づいて、住民自治機関が形成される。

- ・連邦の法律と沿海地方の法律に抵触しないかぎり、地方自治体は住民自治機関に機能の一部を譲渡し、それらとの間で協定、またはその他の合意を締結できる。

- ・住民自治機関の活動の手続きは、沿海地方の地方自治法で制定される。

第71条 地方自治の経済的基盤

- ・地方自治の経済基盤を構成するのは、地方自治体領域内にある天然資源、自治体所有財産となっている動産と不動産、自治体予算の資金、沿海地方と連邦の予算からの歳出資金、個々の国家機能を実施するために地方自治体に譲渡された国家財産、地方自治の要求を満たすその他の財産である。

第72条 地方自治体の財政基盤

- ・地方自治体の財政基盤は法律に抵触しない限りにおいて、法律によって自治体予算に組み込まれている歳入、貸付とその他の財源からなる。

- ・地方自治体は連邦の法律に基づいて、自治機能を行行使するために補充的な財源となっている地方税、関税、罰金、その他の支払いを制定できる。

- ・地方自治体は連邦の法律と沿海地方の法律に抵触しない手続きで、予算の利用を含む財政・貸付機関と施設を創設できる。

第73条 地方予算

- ・沿海地方の地方自治体は自主的に、自治体予算を形成・承認・執行し、その執行を監査する。

- ・自治体予算の自立性は、以下の事項によって保障される。

1 固有の財源と歳入不足の補充

2 予算の傾斜配分と歳出項目を規定する権利

3 歳出削減の結果として生じる余剰金の没収の禁止

- ・沿海地方国家権力機関は、自治体予算の安定性を保障する。

第74条 国家権力機関と地方自治体の関係

- ・沿海地方国家権力機関は地方自治の形成と発展、地方自治への市民の参加権の実現に協力し、地方自治の促進にむけての国家計画を実現する。地方自治体の機能と権限の行使にあたって、地方自治体に協力する。

- ・沿海地方の国家権力機関と地方自治体の関係は、諸問題の解決にあたって協力関係確立と固有の権限の自立性を基盤とする。

- ・国家権力機関は地方自治体の合意のうえで、法律と協定を基盤に相互関係の要件、手続き、形態を制定する。

- ・沿海地方国家権力機関は、沿海地方の法律で制定されている手続きに基づいて、権限の譲渡(分割)にかんする協定と合意を地方自治体との間で締結する権利を有する。

- ・地方自治体は、自治体にとって必要な物質的、財政的資産の分割にかんする国家権力機関の個々の権限を法律で定める。

- ・地方自治体に譲渡する具体的な国家権限事項と譲渡の方法、対立の解決のた

めの手続きは、沿海地方の法律で定める。

- ・物質的、財政的資源の分割された権限が行使できない場合には、地方自治体はこれらの権限行使にたいする責任を負わない。

第75条 地方自治の保障

- ・地方自治の権限は、国家権力機関の一方的な手続きによって廃止、または制限されない。

- ・地方自治体領域内に居住する市民、地方自治体、地方自治体の役職者は、国家権力機関とその役職者、地方自治体とその役職者、企業、組織、社会団体によって地方自治の権利が侵害されたことを、裁判所、または調停裁判所に提訴する権利を有する。

- ・だれ一人とも、地方自治の権限を制限する法令を採択できないばかりか、地方自治の活動の実現を妨げることはできない。

- ・国家権力機関、企業、施設、組織、社会団体、市民は地方自治に責任を負い、連邦の法律と沿海地方の法律で制定されている手続きに基づいて、上記の組織による不法行為、または地方自治の無為によって発生する損失を補償する。

第76条 地方自治体の責任。地方自治体のなかでの国家統制

- ・地方自治体とその役職者は、法律と地方自治にかんする規定(憲章)で制定されている手続きに基づいて、国家と住民にたいして責任を負う。

- ・地方自治体の不法行為と違法な決定の結果で生じる損失は、裁判所の判決に基づいて補償される。

- ・沿海地方国家権力機関は、地方自治体が本憲章と沿海地方の法律を遵守するように監督する。

- ・地方自治体にかんする沿海地方の法律、または協定で盛り込まれている国家権限の実現にむけての行動は、これらの法律、または協定に記されている手続きに基づいて、国家権力機関によって監督される。

- ・地方自治体の長の権限は連邦の法律に基づいて、任期満了前に停止することができる。

第77条 紋章とその他の自治体のシンボル

- ・地方自治体は紋章とその他のシンボルを有し、それらの採択の手続きと利用の手続きは地方自治にかんする憲章(規定)で定められる。

第七章 財産と経済政策の基本原則

第78条 財産権

- ・沿海地方の経済基盤は、私有、国家所有、自治体所有、その他の所有形態から構成される。

- ・沿海地方では、所有関係の安定が保障され、それらの発展と擁護の要件が確立される。すべての所有者の権利が、平等に擁護される。

- ・所有権は侵害されない。所有権の行使にあたって、私有、国家所有、自治体

所有においてなんらかの所有形態が制約を受け、または優遇されるようなことがあってはならない。

- ・連邦の法律に盛り込まれている場合を除いて、所有者の意思に関係なく所有権が侵害されてはならない。

- ・連邦の法律で記されている場合、その要件と限界内で、所有者にたいして他人から財産の利用が制限されることがある。

第79条 私有権

- ・私的所有とは、市民と法人による所有形態である。

- ・連邦の法律に基づいて市民または法人に帰属することができない財産を除いて、あらゆる財産が市民と法人の所有に帰する。

第80条 国家所有

- ・沿海地方領土内での国家所有は、ロシア連邦の所有(連邦所有)と沿海地方の所有(ロシア連邦主体所有)の形態をとる。

- ・土地、地下資源、水資源、森林資源、その他の資源の所有を含む国家所有はロシア連邦の国家所有と沿海地方の国家所有に分割される。その分割は連邦の法律、およびロシア連邦と沿海地方の間の協定に基づいて実行される。

- ・沿海地方所有は住民の財産であり、日常活動の基盤となる。

- ・ロシア連邦と沿海地方は、それぞれに帰属する財産の所有者として独立しており、相互に相手の義務に責任を負わない。

第81条 沿海地方所有権の項目

- ・沿海地方の国家所有にあるのは土地、地下資源、その他の資源、沿海地方国家権力機関の財産、国営企業の財産、国営施設・組織財産、沿海地方予算、予算外予算と外貨予算、有価証券、その他の証券、沿海地方の社会・経済発展に必要であり、かつロシア連邦主体としての沿海地方の自立性を確立するその他の財産である。

- ・沿海地方国家財産は、連邦の法律と沿海地方の法律で禁止されていないあらゆる方法で形成される。

- ・沿海地方予算とその他の財産は、連邦の法律または沿海地方の法律で制定されていない限り、沿海地方国家財産を構成する。

第82条 沿海地方財産における所有者の権利行使

- ・沿海地方財産の所有、利用、処分の手続きは、連邦の法律と沿海地方の法律で制定される。

- ・沿海地方国家権力機関は、連邦の法律と沿海地方の法律で規定されている権限に基づいて、沿海地方財産関係では所有者としての権限を行使する。

- ・沿海地方のもっとも重要な意義を有する沿海地方財産は、没収されない。その財産リストは、沿海地方の法律によって定められる。

第83条 沿海地方におけるロシア連邦、連邦主体、外国、外国の法人、外国人の所有の法的制度

- ・沿海地方においてロシア連邦、連邦主体、外国、外国の法人、外国人の所有となる財産の法制度は、連邦の法律と協定によって制定される。
- ・沿海地方では連邦の法律と沿海地方の法律に基づいて、外国からの投資を促進するための措置が講じられる。

第84条 自治体所有権

- ・市、村、その他の自治体の所有権に帰属する財産は、自治体財産となる。
- ・自治体財産は、地方自治体の財産、自治体予算と予算外基金、アパート内の非居住区画、消費者の日常サービスを行い、自治体内にあるインフラとその他の動産から構成される。
- ・自治体の財産には、農村企業、商業施設、日常サービス機関、交通、国民教育施設、保健施設、そして自治体の社会・経済発展にとって必要なその他の財産を含めることができる。
- ・自治体の天然資源所有権は、連邦の法律と沿海地方の法律で定められる。
- ・自治体予算と自治体経営の企業と施設ではないその他の自治体財産は、自治体の所有となる。
- ・自治体所有財産の所有者の権限は、連邦の法律、本憲章、沿海地方の法律で記されている権限に基づいて、関連する地方自治体が行行使する。

第85条 企業活動の自由と保障

- ・沿海地方では、連邦の法律と沿海地方の法律に基づいて活動するすべての企業活動の権利が保障され、経済的自由と競争が確立され、消費者の利益は擁護され、彼らの権利擁護のための社会活動が支援される。
- ・沿海地方国家権力機関と地方自治体は、連邦の法律と沿海地方の法律を援用して企業活動する法人と個人の権利を制限しない。
- ・沿海地方国家権力機関と地方自治体は連邦の法律と沿海地方の法律に基づいて、財政、税制、予算政策を通して社会的に重要な分野における企業活動の発展を支援し、促進する。

第86条 特別な地位をもつ地域

- ・沿海地方においては、特別な経済的地位とその他の地位をもつ地域を設置できる。
- ・ロシア連邦国家権力機関の発議によるこのような地域の設置は、沿海地方立法議会と知事の合意にしたがって、または沿海地方国民投票の結果に基づいて認められる。
- ・これらの地域の住民利益に本質的に触れる特別な経済地域とその他の地域の設置は、地方自治体代表機関の同意に基づいてのみ可能となる。
- ・ロシア連邦国家権力機関の決定に基づいて、特別地位をもつ行政地区への変更は認められない。
- ・連邦的な意義を特別に有する地域の問題では、ロシア連邦国家権力機関と沿海地方国家権力機関の権限分割は、ロシア連邦と沿海地方の間の協定を基盤に

実行される。

- ・経済的な地位とその他の地位をもつ地域の法的な体制の特殊性は、連邦の法律と沿海地方の法律によって制定される。

第87条 法律の原則に基づく所有権の停止の結果

- ・沿海地方において所有権停止の法律と法令が採択された場合、それらの法律採択の結果で所有者に生じる損失は、所有者にたいして沿海地方国家財産によって完全に補償される。

- ・損失補償にかんする紛争は、裁判手続きに基づいて解決される。

第88条 所有権を侵害する法令の無効

- ・沿海地方国家権力機関または地方自治体によって連邦の法律と沿海地方の法律に適合しない法令が採択された結果、帰属する財産の所有、利用、処分にかんする所有者またはその他の人の権利が侵害された場合、そのような法令は権利を侵害された所有者または人物の訴訟に基づいて裁判所によって無効と認定される。

- ・上記の法令の公布の結果、市民、組織、その他の者に生じた損失は、該当する権力機関または管理機関が有する資金で完全に補償される。

第八章 財政、予算、税金

第89条 一般規定

- ・ロシア憲法で付与されている権限の範囲内で、沿海地方は自主的に財政政策を作成し、連邦の法律と沿海地方の法律にしたがって実行する。

- ・沿海地方で講じられる財政政策は、以下の目的を達成するために実施される。福祉の向上と生活内容の改善、低所得者への社会的保護措置、領土の発展への全面的な協力、投資活動を活性化するための総合的な措置、現代的な市場経済の発展。

第90条 財政政策の原則

- ・沿海地方の財政政策の実現にあたっては、以下の原則に基づく。

- 1 課税にかんしてロシア連邦との関係では、その他のロシア連邦主体と平等である。

- 2 予算にかんして沿海地方国家権力機関との関係では、地方自治体は平等である。

- 3 固有の財源を通して沿海地方予算は形成される。

- 4 効率的な税制が確立される。

- 5 沿海地方の法律で規定される予算の諸条項は適時に実施される。

- 6 沿海地方全域で、財政政策の実施にあたっては統一的基盤に基づく。

- 7 ロシア連邦と沿海地方、沿海地方と地方自治体間の財政の重複は避ける。

- 8 均衡財政を確立する。

第91条 財源

- ・沿海地方の財源を構成するのは沿海地方と自治体の予算、沿海地方と自治体

の予算外予算と外貨予算、貸付資金、ロシア連邦予算からの割当、法人からの資金提供である。

・沿海地方の財源は社会・経済発展の連邦計画と地域間計画を実施するために、ロシア連邦、ロシア連邦主体、地方自治体、法人との協定に基づいて行使される。

第92条 予算制度

・沿海地方の予算制度は経済関係と現行の法律に基づいて、沿海地方予算と自治体予算の合算、それらの形成と歳出から構成される。

・沿海地方予算制度は、統一、自立、安定を原則に形成される。

・沿海地方と自治体の予算は納税、関税から形成される。予算には補助金、交付金、借入金、その他の資金が加えられる。

・連邦税から沿海地方予算への移転と控除は、ロシア連邦と沿海地方の間の合意で決められる。

・連邦税からの移転は沿海地方の法律に基づいて、沿海地方と自治体の予算に配分される。

第93条 予算作成

・予算の作成、承認、執行、さまざまなレベルでの予算執行にたいする監査は、権力機関と自治体が連邦の法律と沿海地方の法律に基づいて行う。

・予算作成の組織化の基盤に平等、自立、公開の原則を据える。

第94条 沿海地方予算

・沿海地方予算は、住民利益を目的に沿海地方国家権力機関の活動を促進し、財源と歳出項目を提示する。

・沿海地方予算は、連邦の法律と沿海地方の法律に基づいて自主的に作成される。

・沿海地方予算の自立性は歳入の独自の財源によって確保され、沿海地方国家権力機関の権利でその歳出の方向性が決められる。

・沿海地方年度予算案は、知事の委託を受けて沿海地方執行権力国家機関によって作成され、予算作成とその手続きにかんする沿海地方の法律で制定されている期限内に立法議会に提案される。

・沿海地方立法議会は毎年、財政年度の終了する一カ月前までに来年度の予算法を採択する。

・沿海地方予算を安定化するために、ロシア連邦予算から補助金と交付金を受け取ることができる。

・連邦の法律で記されていない限り、沿海地方予算の作成、承認、執行の過程にたいするあらゆる機関の干渉も許されない。

第95条 沿海地方の歳出

・沿海地方予算は、沿海地方の法律によって住民への支払いとその他の目的のために保障されている国民経済、領土内の経済発展、対外経済活動、住居建設、

沿海地方と地域間発展計画を実施するために歳出される。

- ・沿海地方国家権力機関と地方自治体は、沿海地方予算制度における歳出の増加と歳入の削減を盛り込む連邦機関の決定の採択があった場合、連邦予算でもって歳出と自治体予算の損失を埋めることができる。

- ・沿海地方は、自治体予算における歳出の増大と歳入の削減を盛り込む沿海地方権力機関による決定の採択があった場合、自治体予算の歳出を沿海地方の予算で埋めることができる。

- ・予算執行で補足的に受領される資金、そして歳入超過分は、損失分の穴埋めに用いることはできず、沿海地方立法議会の決定に基づいて歳出される。

第96条 予算外資金

- ・沿海地方予算外資金は、予算の自主的な財源と利用の目的をもっている沿海地方の財源の一部である。

- ・沿海地方予算外資金の形成、管理、利用にかんする監査手続きは、沿海地方の法律で制定される。

- ・沿海地方予算外資金の目的にそった利用にたいする監査は、沿海地方立法議会が行う。

第97条 税制度

- ・税制のなかには、連邦税、沿海地方税、自治体税、それらの徴税と配分の手続きが含まれる。

- ・沿海地方税制度は、連邦の法律と沿海地方の法律に基づいて徴税される連邦税、地方税、関税、その他の納税からの沿海地方と自治体予算、さらには予算外資金への受領を前提としている。

- ・沿海地方の税金は連邦の法律に基づいて、沿海地方の法律で制定される。

- ・自治体税とその徴税は、連邦の法律と沿海地方の法律に基づいて地方自治体が制定する。

第九章 社会政策と環境保全

第98条 社会発展のための国家政策の原則

- ・沿海地方国家権力機関は以下の原則に基づいて、住民と社会発展のために政策を作成する。

- 1 就業希望者の就職活動を支援する。

- 2 低所得に苦しむ社会的弱者を支援する。

- 3 身体障害者のリハビリを行い、通常的生活を保障する社会的インフラを発展させる。

- 4 身体障害者、戦争と労働の功労者、これらのカテゴリーに属する人々への特典とサービスを確立する。

- 5 母子家庭、父子家庭に経済的自立を促すための支援、そしてその子供たちの権利を擁護するための環境整備。

6 連邦の法律と沿海地方の法律で定められている社会的特典と保障を財政的に確立する。

7 社会福祉活動の奨励

第99条 住民の社会的擁護

・沿海地方の国家権力機関は地方自治体の意見を考慮に入れて、社会的な擁護と住民の就職率の向上を促す計画を作成、実施し、そのための資金を捻出する。そして新しい雇用を創出し、専門的に優遇される労働者の就職のための措置を講じる。

・沿海地方の法律では、連邦の法律に抵触しない限りで住民への社会保障を確立し、その提供の要件、額、手続きを定める。

第100条 教育・研究・文化における国家政策の原則

・沿海地方国家権力機関は、教育・研究・文化における政策を、以下の諸原則に基づいて実施する。

1 愛国主義とロシア民族意識の高揚

2 沿海地方にすむ民族の文化的独自性の発展

3 市民の宗教的信念と心の尊敬

4 教育・研究・文化・芸術への国家的な支援と発展

5 市民の自由な創造力、その発展、創造活動とその結果の保護

7 学術、文化、教育的な価値の創造、利用、普及における市民活動の促進、施設にたいする平等な権利の保障、そしてこの分野における独占の排除

8 財政的基盤、商業的基盤、社会的慈善の統合

第101条 教育・研究・文化の制度

・沿海地方では住民の合理的、文化的、専門的な発展のために、教育、研究、文化の国家的、私的な組織と施設を創設する。

・これらの組織と施設の管理手続き、それらの地位と権限は、連邦の法律と沿海地方の法律で制定される。

・教育・研究・文化の内容と有効な活動にたいする監督は、関連執行機関が行う。この目的のために、さまざまなレベルに監査審議会が設置される。

・監査審議会の設置と活動の手続きは、連邦の法律と沿海地方の法律で制定される。

・教育・研究・文化の分野で活動する組織と施設には、連邦の法律と沿海地方の法律で制定された優遇税制を適応する。

第102条 教育、研究、文化の財政

・教育、研究、文化の予算化のための沿海地方予算からの最低限の資金とその配分は、沿海地方の法律で規定される。

・国家権力機関と地方自治体は該当する予算と予算外資金と教育、研究、文化の資金で、奨学金、表彰、補助金を受け取る審査を設立し、発展させる。このことによって幼児、青少年、若者の創造的知性と能力、専門的な創作、かつ歴

史的、文化的な価値の保存と利用が促進される。

第103条 沿海地方の文化資産の国家リスト

・沿海地方では文化的価値を保存するために、国家リストに入っている文化財を法的に規制する。

・リストに入っている文化財は、市民間で売買できない。そうした文化財の法的規制、それらの保存、文化財の輸入と輸出の手続き、それらの保存は、連邦の法律に基づいて沿海地方の法律で制定される。

第104条 住民の労働、健康の保護と環境保護における国家政策の諸原則

・沿海地方国家権力機関は、住民の労働、健康の保護と環境保全における政策を、以下の諸原則に基づいて実施する。

1 住民の健全な生活様式を促進し、労働環境を管理し、労働の安全を確立するために監督し、体育文化の講習を発展させ、生活のための快適な環境を保護する。

2 沿海地方では健康と環境保護の制度を国家的に支援し、住民を伝染病から守り、良好な衛生状態を維持する。

3 すべての国立病院と自治体病院において市民が平等な治療を受けられる制度を確立し、社会医療保険制度を発展させる。

4 保養施設と休息の家を整備する。

5 医療サービスの提供を促進する。

6 天然資源の状態とその合理的な利用を監督する。

7 自然環境の悪化によって生じた損失を補償する。

第105条 住民の労働、健康と自然環境の措置の予算化

・労働、健康、体育文化とスポーツの維持、自然環境保護措置の予算化は、制定されている最低限の予算計画を守りながら、資金、予算外資金、商業予算、社会予算を組み合わせることで実現される。

・沿海地方では、労働保護の基金、環境保護基金、天然資源の再生基金、自然保護と合理的な利用を経済的に促進し、将来の世代に伝達する基金が創設される。これらの基金の設置と予算化の手続きは、連邦の法律と沿海地方の予算で制定される。

・沿海地方では連邦の法律と沿海地方の法律に基づいて、住民の健康と自然環境保護のために活動する企業、施設、組織に優遇税制が適応される。

第106条 自然環境保護法の遵守のための国家監督

・沿海地方では、あらゆる所有形態の企業、施設、組織が連邦と沿海地方の自然保護法を遵守する国家監督機能が国家権力機関によって担われる。

・連邦の法律に基づく沿海地方の法律で、天然資源利用にかんする制限、ガイドライン、法令が制定され、自然環境保護のための技術の導入にあたっては優遇税制と優遇賃借が適応される。

第107条 特別自然保護区域

・特別自然保護区域、公園、自然記念公園、貴重な生物、または絶滅の危機に

ある生物、動物の保護規制は、沿海地方の法律で制定される。

第108条 非常事態と伝染病の特定区域

・沿海地方は連邦レベルと協議のうえで、伝染病特定区域と環境危機特定区域を導入する。これらの区域の導入手続きは、連邦の法律で制定される。

第十章 沿海地方憲章の効力発生とその修正の手続き

第109条 沿海地方憲章採択と効力発生

・沿海地方立法議会議員定数の過半数の賛成があれば、本憲章は沿海地方立法議会で採択されたことになり、知事によって署名され、沿海地方の法律で制定されている手続きに基づいて公布される。

- ・本憲章は、公布日に効力を発生する。
- ・本憲章の公表日は、沿海地方の祝日とする。

第110条 憲章の修正にかんする提案

・沿海地方憲章の修正にかんする提案は、以下のように行われる。

1 沿海地方に居住し、選挙権を有する市民の2パーセント以上の提案があった場合

2 沿海地方立法議会議員定数三分の一以上の議員からの提案があった場合

3 沿海地方知事から提案があった場合

・憲章の修正にかんする提案は、憲章の修正案が必ず添付されたうえで沿海地方立法議会に送付され、その送付日から3ヶ月以内に審議される。

第111条 憲章の修正手続き

・憲章の修正は、沿海地方の法律に基づいて行われる。憲章の修正にかんする沿海地方の法律は、沿海地方国民投票で採択することができる。この場合、沿海地方の有権者の過半数以上が投票し、投票数の過半数以上が賛成すれば採択される。

第112条 沿海地方憲章の再審議

・本憲章の再審議と新しい憲章の採択は、憲章の修正について盛り込まれている手続きに基づいて行われる。

第113条 ロシア連邦と連邦の法律の修正にかんする憲章の修正

・ロシア憲法の修正、ロシア連邦の管轄事項、ロシア連邦と沿海地方の共同管轄事項に修正があった場合、ロシア憲法と連邦の法律に抵触しない条項に限って、本憲章の規定が適応される。

・これらの場合、沿海地方憲章の関連する修正は、ロシア憲法の改正、新しい法律の採択、またはその改正があった日から3ヶ月以内に行われる。

第十一章 結語

第114条 憲章に基づく沿海地方の法律の発生

・本憲章の効力発生から一年以内に、憲章に基づいて、沿海地方国家権力機関

と地方自治体の法律と法令が再審議され、効力を発生させる。

・本憲章が効力を発生させるまでの間、沿海地方で効力を有する沿海地方の法律と法令は、憲章の諸規定に抵触しない条項は採択される。

・本憲章のなかに含まれている沿海地方の法律と法令は真っ先に、沿海地方立法議会で採択される。

第 1 1 5 条 削除

第 1 1 6 条 削除

ハバロフスク地方憲章

前文

- ・わたしたちはハバロフスク地方議会議員であり、ロシア連邦の一部であるハバロフスク地方国民の全権代表者である。
- ・ロシア憲法と国際法を基盤とする。
- ・ハバロフスク地方は、ロシア連邦の法的地位を確保する連邦主体である。
- ・ハバロフスク地方住民のための十分な生活水準を創出する。
- ・ハバロフスク地方の発展のために貢献する。
- ・高齢者と青年、ロシア文化、ハバロフスク地方にすむすべての民族文化に配慮する。
- ・ハバロフスク地方の地政学的な特長を重視し、豊富な天然資源とその合理的な利用の大切さをハバロフスク地方の全住民と未来の世代のために考案する。
- ・ロシア連邦国民の一部であるハバロフスク地方市民の名において、市民の福祉のために活動し、ハバロフスク地方の国家的、法律的な法の地位を明確にし、ハバロフスク地方国家権力機関と地方自治体の効率的な制度を建設する。

第一章 基本規定

第1条 ハバロフスク地方憲章

1. ハバロフスク地方憲章はハバロフスク地方の最高法であり、ロシア憲法に基づいてハバロフスク地方の国家・法的な地位、その行政区域の分割、ハバロフスク地方国家権力機関制度、その形成の手続き、ハバロフスク地方国家機関の活動と地方自治体の活動への参加の権利と形態、さらにはロシア憲法と連邦の法律に抵触しないその他の諸規定を制定する。
2. ハバロフスク地方憲章は直接的な効力を有し、ハバロフスク地方の全土で適応され、本憲章に盛り込まれている手続きにしたがって修正される。

第二章 ハバロフスク地方の国家と法を規定する原則

第2条 ハバロフスク地方の国家・法的な地位

1. ハバロフスク地方はロシア連邦主体であり、ロシア連邦から切り離すことができず、しかもロシア連邦の構成から離脱する権利を有しない。
2. 連邦国家権力機関とその他のロシア連邦主体との相互関係では、ハバロフスク地方はその他のロシア連邦主体と平等な権利を有する。
3. ハバロフスク地方の国家・法的な地位は、ロシア憲法、連邦条約、本憲章によって規定される。
4. ハバロフスク地方の地位の変更は、連邦の憲法的な法律に基づいて、ロシア憲法とハバロフスク地方の両者の合意を前提とする。
5. ハバロフスク地方の地位と名称の変更、そしてその他のロシア連邦主体との領土の分割または併合はロシア憲法に基づき、ハバロフスク地方に居住し、

投票権を有するロシア連邦市民の国民投票による自由な意思表示のもとで実行される。

6. ハバロフスク地方国家権力機関の活動の法的な基盤は、ロシア憲法、連邦条約、連邦の憲法的な法律、ロシア連邦の管轄事項にかんする連邦の法律、ロシア連邦とロシア連邦主体の共同管轄事項にかんする連邦の法律、本憲章、沿海地方の法律とその他の法令、ハバロフスク地方と連邦国家権力機関、その他の連邦関係の主体との間の協定と合意、対外経済関係と国際関係の分野における協定に基づく。

第3条 国民権力

1. ハバロフスク地方における権力の唯一の源泉は直接的な権力の行使にあり、同様に国家権力機関と地方自治体を通して実現するロシア連邦国民の一部であるハバロフスク地方国民が担う。

2. 誰一人として、ハバロフスク地方の国民権力を違法に奪取することはできない。権力の掌握または権力的な権限の付与は、連邦の法律に基づく。

第4条 ハバロフスク地方国家権力

1. ハバロフスク地方国家権力は、立法、行政、司法の分立に基づいて行使される。国家権力機関制度の統合と個々の機関の自立性、ロシア連邦国家権力機関とハバロフスク地方国家権力機関の管轄・権限事項の分割、ハバロフスク地方国家権力機関とハバロフスク地方の地方自治体間の管轄・権限分割事項に基づく。

2. ハバロフスク地方立法権力を行使するのは、ハバロフスク地方国家権力立法（代表）機関、つまりハバロフスク地方立法議会である。

3. ハバロフスク地方ではハバロフスク地方国家権力最高執行機関機構を制定し、ハバロフスク地方知事をその長とする。

4. ハバロフスク地方の司法権力は、ロシア連邦の統一的な司法制度に組み入れられており、裁判所法廷で実現される。

5. ハバロフスク地方国家権力の立法機関、執行機関、司法機関は、ロシア憲法、連邦の法律、本憲章、ハバロフスク地方の法律、その他の法令に基づいて各自の権限内で、各機関、さらには連邦国家権力機関と地方自治体とともに活動する。

第5条 ハバロフスク地方国家権力機関モスクワ代表部

1. ロシア連邦国家権力機関レベルにおいてハバロフスク地方の利益を確保するために、ハバロフスク地方国家権力機関はモスクワ市に代表部を設置する。

2. 代表部の権限、組織、その財政的な保障、全権代表者の指名の手続きは、ハバロフスク地方の法律で制定される。

第6条 ハバロフスク地方における立法活動の国家的保障

1. ハバロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律、ハバロフスク地方の管轄事項にかんして採択された法令、ロシア連邦とハバロフスク地方の共同管轄

にかんして採択された法令は、ロシア憲法と連邦の法律と同様に、裁判所と検事局によって国家的に保障される。

2. ハバロフスク地方にあるすべての国家権力機関、その他の権力機関、国立施設、地方自治体、組織、社会団体、それらの役職者と市民はハバロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律、ハバロフスク地方知事の法令、ハバロフスク地方政府の法令、国家権力機関の権限内で採択されたその他の法令を遵守する。

3. 上記の法令の不履行、または違反の場合には、連邦の法律とハバロフスク地方の法律で定められている責任を負うことになる。

4. 国家権力機関は、連邦の法律とハバロフスク地方の法律に基づいて、国家権力機関によって採択された決定に責任を負う。

第7条 ハバロフスク地方の管轄事項

1. ハバロフスク地方の権限事項は以下の通りである。

1 ハバロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律、ハバロフスク地方のその他の法令

2 ハバロフスク地方の国家権力機関制度

3 ハバロフスク地方の自治体行政区分

4 ハバロフスク地方の国有財産

5 ハバロフスク地方の財政、税金と徴税、予算外資金と外貨資金

6 経済、社会、エコロジー、文化の各分野におけるハバロフスク地方の政策

7 ハバロフスク地方の地域間関係

8 表彰、褒章、奨学金

9 ロシア連邦の管轄事項以外の諸問題、ロシア連邦と連邦主体の共同管轄事項にかんするロシア連邦の管轄事項以外の諸問題

第8条 ハバロフスク地方の管轄事項、ロシア連邦とハバロフスク地方の共同管轄事項にかんする法律的な統制

1. ハバロフスク地方の管轄事項に基づいて、ハバロフスク地方はハバロフスク地方の法律とその他の法令を採択する権利を有する。それらの公表の手続き、発効の手続き、効力停止の手続きは、連邦の法律、本憲章、ハバロフスク地方の法律で定められる。

2. ロシア連邦の管轄問題についての法律とその他の法令を採択した場合、またロシア連邦とハバロフスク地方の共同管轄の問題にかんして発効した連邦の法律にたいしてハバロフスク地方の法令が抵触した場合には、連邦の法律が優先的に適応される。

3. ハバロフスク地方管轄事項に基づいて採択されたハバロフスク地方の法律が、ロシア憲法には抵触しないものの、連邦の法律との間で齟齬が認められた場合、ハバロフスク地方の法律が優先する。

4. ロシア連邦とハバロフスク地方の共同管轄事項にかんして連邦の法律が採

扱われるまでは、ハバロフスク地方立法議会はこの共同管轄事項に基づいて固有の法律的な統制を行使する。この共同管轄事項に基づいて連邦の法律が公布された場合、ハバロフスク地方の法律とその他の法令は連邦の法律に準ずる。

第9条 ハバロフスク地方の地域間関係、国際関係、対外経済関係

1. ハバロフスク地方は自己の権限内で、地域間、対外経済関係の自立したアクターである。

2. ハバロフスク地方は、ロシア憲法、連邦の法律、ロシア連邦国家権力機関とハバロフスク地方国家権力機関間の管轄・権限分割協定に盛り込まれている権限内で国際関係と対外経済関係を実現する権利を有する。

3. ハバロフスク地方の国際関係の組織的・法律的な形態は、国家間レベルの条約（合意）をのぞいて、国際舞台での一般的な形式を基盤とする。

第10条 ハバロフスク地方のシンボル

1. ハバロフスク地方は、旗、紋章、国歌を有する。ハバロフスク地方のシンボルとその利用の手続きは、ハバロフスク地方の法律で制定される。

第三章 ハバロフスク地方の自治体行政区分

第11条 ハバロフスク地方の自治体の地位

1. ハバロフスク地方は統一された領土を有し、ロシア連邦領土の構成体である。本憲章の効力発生と同時に、ハバロフスク地方が行政的に管轄する領土はハバロフスク地方を構成する。

2. ハバロフスク地方の境界線の変更は、ハバロフスク地方で実施される直接国民投票によって表明される住民の意思を尊重する。

3. ハバロフスク地方の自治体行政区分の再編成は、地元自治体の住民投票によって表明される住民の意思を尊重する。

第12条 ハバロフスク地方の自治体

1. ハバロフスク地方の自治体は、行政単位で分けられる。ハバロフスク地方の行政単位は、市、地区、村、集落、その他の居住区である。行政単位の一覧表は、ハバロフスク地方の法律で制定される。

2. ハバロフスク地方の行政上の中心地は、ハバロフスク市とする。ハバロフスク地方の行政中心地としてのハバロフスク市の地位は、ハバロフスク地方の法律で制定される。

第四章 ハバロフスク地方における人間と市民の権利、自由、義務

第13条 ハバロフスク地方における個人の法的な地位

1. ハバロフスク地方においては、ロシア憲法で盛り込まれている人間と市民の権利、自由、名誉と尊厳が尊重、保障される。

2. 特別な優遇措置を利用する要件はハバロフスク地方の法律に基づき、ハバロフスク地方の居住者と決める。

3. ハバロフスク地方の居住者は、連邦の法律で定められている手続きに基づいて、ハバロフスク地方にすむロシア市民と認定される。

4. ハバロフスク地方にすむ市民は、ハバロフスク地方の物質的、財政的、その他の資源の補充的な特典を受けることができ、一時的な滞在者よりも優遇される。

第14条 市民の経済的な権利と自由

1. 市民は法律で経済活動を禁じられていない企業活動のために、自己の能力と資産を自由に利用する権利を有する。

2. ハバロフスク地方国家権力機関は、経済と財政分野において関連する優先的政策の策定を通して、企業活動への支援と刺激策を講じる。

第15条 社会・政治的な権利と自由

1. ハバロフスク地方に居住するロシア連邦市民は、社会・政治生活、社会・経済生活、さらには文化生活に広範に参加する権利を有する。

2. ハバロフスク地方においては、多元的なイデオロギーを前提に自由・平等な社会・政治活動と多党制が確立、保障される。

3. 政党と社会団体の目的と活動は、ロシア憲法、ハバロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律を犯してはならない。

4. ハバロフスク地方の国家権力機関は、社会団体の活動を妨害してはならない。

5. ハバロフスク地方のすべての社会団体は、法律のもとで平等である。

6. ハバロフスク地方の業務管理への参加の権利は、以下のように認められている。

1 市民には連邦の法律とハバロフスク地方の法律に基づいて、国家権力機関と地方自治体への選挙権と被選挙権が付与される。

2 個人的、または集団的な手続きに基づいて、国家権力機関と地方自治体にたいして提案、申請、苦情を提出する。ハバロフスク地方国家権力機関、地方自治体、国家権力機関の役職者と公務員は、連邦の法律とハバロフスク地方の法律で制定されている期限内に市民にたいして文書、または口頭で回答する。

3 労働組合、政党はさまざまな社会・政治団体を通して自己の利益を表明し、正当な要求を行う。

4 ハバロフスク地方国民投票、さらにはハバロフスク地方の法律で制定されている直接民主主義制度を通して、ハバロフスク地方の重要な問題について意思を表明する。

第16条 社会・文化的な権利と自由

1. ハバロフスク地方では、社会・文化的な権利と自由が保障されている。それらを確認するために、ハバロフスク地方国家権力機関と地方自治体は以下のような措置を講じる。

1 ハバロフスク地方の経済を安定化させ、経済の段階的な発展をはかる。

2 教育施設、教育組織、研究、文化、保健、体育文化、スポーツへの全面的な支援と発展を促進する。関連する予算、予算外資金、様々な社会資金を用いて、上記の分野に資金を提供する。

3 連邦の法律とハバロフスク地方の法律の範囲内で、教育施設、教育組織、研究、文化、体育文化とスポーツ、創造活動と文化慈善活動を行っている人々に、税優遇を行う。

4 ハバロフスク地方にある天然資源保護区域、民族的・文化的遺産、博物館の再登録と保存、それらの経済取引からの除外措置とそれらの保存と活動の特別な法律的体制を確立する。

第17条 居住権

1. ハバロフスク地方では、住居にたいする権利を実現するための条件が創出される。ハバロフスク地方国家権力機関と地方自治体は、すべての財源を用いて住居建設を促進する。

2. 低所得者、連邦の法律とハバロフスク地方の法律で記されているその他の該当市民には、住居が保障される。住居は連邦の法律とハバロフスク地方の法律で定められている基準に基づいて、連邦所有住居、地方自治体所有住居、その他の住居ファンドから無料、または一定の負担金のもとで提供される。

第18条 社会保障と社会保護にたいする権利

1. ハバロフスク地方では、病気、身体障害、扶養者の喪失、連邦の法律で制定されている事項に遭遇した場合、年齢別に社会保障を受けられる権利が保障されている。低所得者、身体障害者、高齢者、その他の保障を必要とする者に社会保護が実施され、社会的に支援される。

2. 家族、母親、子供の擁護と社会支援を目的に、ハバロフスク地方国家権力機関と地方自治体は、住民死亡率の低下、母子の健康維持のための計画を作成・実施する。子供と青年の正しい育成のための環境を整備、発展させる。女性の就業を国家的に支援し、女性の失業者を削減させる措置を講じ、ハバロフスク地方予算で認められている資金内で、一人暮らしの女性と子沢山の母親に社会的な支援を提供する。

第19条 少数民族の権利保障

1. ハバロフスク地方国家権力機関と地方自治体はハバロフスク地方領土内にすむすべての少数民族にたいして、民族の独自文化、伝統、習慣の保護と発展の権利を実現するために、そして少数民族の言語の利用とその研究のために支援する。

第20条 ハバロフスク地方北方地域住民の社会保護にたいする権利

1. ハバロフスク地方国家権力機関は、北方地域住民、なかでも北方少数民族の権利と正当な利益を実現するために、連邦とハバロフスク地方の計画を実現し、それらを優先的に適応する。その具体策は以下の通りである。

1 伝統的な狩猟と職人業への支援と発展を含む、北方地域住民の就業を保障する。

2 北方地域住民の生活保障のために食料と製品を適時に供給する。

3 社会・文化目的の施設を建設する。

4 北方地域における職人を育成する。

5 北方少数民族の古来の住居環境と伝統的な生活習慣を保護する。

第21条 ハバロフスク地方の情報をえる権利

1. 各人は、ハバロフスク地方と地方自治体の社会状況にかんする情報、さらには国家権力機関と地方自治体での議論内容を障害なく入手する権利を有する。この場合、連邦の法律とハバロフスク地方の法律で公表が制限されている情報を除く。

第22条 快適な環境を求める権利

1. ハバロフスク地方では、健康で快適な環境と信頼できる十分な環境情報を求める権利を保障するために必要な措置を講じる。環境と住民の日常活動にとって特別な危険をもたらす工場とその関連施設の建設は、ハバロフスク地方国民投票と自治体住民投票の結果を含む世論を考慮に行われる。

第23条 健康維持と医療支援を求める権利

1. 各人には、ハバロフスク地方予算と保険料、その他の資金から構成される資金の範囲内で、国立病院と自治体病院において無料で医療サービスを受ける権利が保障されている。ハバロフスク地方では、住民の健康維持と強化を目的とする計画に資金が提供され、国立、自治体、民間の医療体制を発展させる措置が講じられる。医療保険の発展のための条件が創出される。

第24条 市民の権利と自由の法的な保障

1. 各人には、権利と自由の国家保障があたえられ、専門的な法律的な支援を受けるための権利が保障されている。各人は、法律で禁止されていないすべての手段を通して、自己の権利と自由をまもる権利を有する。

第五章 ハバロフスク地方の立法(代表)権力

第25条 ハバロフスク地方立法議会(ドューマ)

1. ハバロフスク地方国家権力立法(代表)機関は、ハバロフスク地方立法議会(ドューマ)である。ハバロフスク地方立法議会はハバロフスク地方の常設、最高、唯一の立法権力機関である。

2. ハバロフスク地方立法議会は25人の議員から構成され、任期は4年である。議員は専門家として常時活動するが、同時に本職の業務に障害をあたえてはならない。

3. ハバロフスク地方立法議会は法人格と検印を有する。

4. ハバロフスク地方立法議会の活動、議員選出の方法と組織的・法律的な原則は、連邦の法律、本憲章、ハバロフスク地方の法律、ハバロフスク地方立法議会の決議で制定される。

第26条 ハバロフスク地方立法議会議員

1. ハバロフスク地方立法議会議員は、連邦の法律に基づいて、選挙権を有し、ハバロフスク地方の領土内にすむロシア連邦市民によって選挙される。
2. 議員選挙は、平等、直接、秘密投票のもとで全有権者によって行われる。
3. ハバロフスク地方立法議会議員に選出されるのは、連邦の法律、本憲章、ハバロフスク地方の法律に基づいて被選挙権を有する21歳以上のロシア連邦市民である。
4. ハバロフスク地方立法議会議員には、立法と代表の機能が期待されている。
5. 議員が議員活動を本務として行う場合は、当の議員はその他の有給の仕事を行うことはできない。ただし、ロシア連邦の法律で明記されていない場合、教師、研究活動、芸術活動を除く。
6. 議員は在任期間中、ロシア連邦議会国家会議議員、その他の連邦主体の国家権力立法(代表)機関議員、地方自治体の代表機関議員、自治体首長、裁判長を兼任できない。さらにはロシア連邦公務員、そのサービス機関職員、ハバロフスク地方国家公務員、そのサービス機関職員、地方自治体職員に就くこともできない。
7. 議員は、議員の権限行使に関係しない活動を行うために、その地位を利用してはならない。
8. ハバロフスク地方立法議会議員はハバロフスク地方の領土内では、議員の不逮捕権を有する。議員にたいする責任追及、議員不逮捕権の侵害、議員の権限停止にかんする手続きは、連邦の法律とハバロフスク地方の法律で制定される。議員不逮捕権の破棄にかんする決議は、ハバロフスク地方立法議会で採択される。

第27条 ハバロフスク地方立法議会活動の組織化の原則

1. ハバロフスク地方立法議会は、議員定数三分の二以上の議員が選出された時点で、活動を正式に開始する。
2. ハバロフスク地方立法議会第一回本会議は、選挙日から30日以内にハバロフスク地方有権者委員会によって招集される。本会議の開催を宣言するのは、ハバロフスク地方有権者委員会議長である。ハバロフスク地方立法議会議長が選出されるまでは、議員のなかの最高齢者が主宰する。
3. ハバロフスク地方立法議会活動にかんする組織的、法律的、情動的、物質的・技術的な保障は、ハバロフスク地方立法議会が自主的に解決する。
4. ハバロフスク地方立法議会活動とその組織化の手続き、その役職者の権限は、連邦の法律、本憲章、ハバロフスク地方の法律、ハバロフスク地方立法議会決議によって制定される。

第28条 ハバロフスク地方立法議会議長

1. ハバロフスク地方立法議会議長は、本会議において秘密投票で選出される。新しい会期の議長が選出されるまでは職務を遂行する。
2. ハバロフスク地方立法議会議長は、選出された議員の過半数の賛成で選出

される。

3. 副議長は、議長の提案に基づいて秘密投票で選出する。その場合、選出議員の過半数の賛成が必要である。

4. 議長はハバロフスク地方立法議会に責任を負っており、以下の事項によって任期満了前に解任される。議長の職務不履行に関連して一つ、または複数の委員会の提案、または議員定数三分の一以上の議員グループの提案があり、その解職案が議員定数の過半数以上の賛成があった場合である。議長の選出、辞職、任期満了前の解職案の手続きは、本憲章とハバロフスク地方の法律で制定される。

5. ハバロフスク地方立法議会議長は、以下の事項を遂行する。

1 連邦国家権力機関、その他のロシア連邦主体権力機関、諸外国との関係において権限内でハバロフスク地方を代表する。

2 ハバロフスク地方知事と政府、ハバロフスク地方の地方自治体、法人と役職者、さらにはハバロフスク地方住民との関係において、ハバロフスク地方立法議会を代表する。

3 本会議を召集し、議員と住民に本会議開催の時間と場所、さらに議事日程を告知する。

4 本会議の準備を指示し、審議事項を準備する。

5 ハバロフスク地方の法律に基づいて本会議を主宰し、内規を作成する。

6 ハバロフスク地方の法律、ハバロフスク地方立法議会決議、本会議議事録、その他の文書に署名する。

7 ロシア連邦議会のためのハバロフスク地方立法議会からの代表者の選出にあたっての候補者を本会議において審議にかけ、同様にその代表者の権限の任期満了前停止にかんする提案を行う。

8 ハバロフスク地方立法議会事務局活動を指導し、その事務局の役職者の任命と解職を行う。

9 専門家を雇用、解任する。

10 ハバロフスク地方の法律とハバロフスク地方立法議会の法令で制定されているその他の権限を行使する。

第29条 ハバロフスク地方立法議会事務局

1. ハバロフスク地方立法議会活動を組織的、法律的、情動的、物質・技術的に保障するために、事務局を設置する。

第30条 ハバロフスク地方立法議会の権限

1. ハバロフスク地方立法議会は、以下の権限を行使する。

1 ハバロフスク地方憲章を採択し、その変更と補足を行う。

2 ハバロフスク地方の管轄事項、ロシア連邦と連邦主体の共同管轄事項に基づいて、ハバロフスク地方の権限内で法律的な監督を行う。

3 決議を採択する。

4 ロシア憲法、連邦の法律、ハバロフスク地方の法律で制定されているその他の権限を行使する。

2. ハバロフスク地方憲章とハバロフスク地方の法律を解釈する。

3. ハバロフスク地方の法律で、以下の事項が制定される。

1 ハバロフスク地方予算とその執行報告を承認する。

2 ハバロフスク地方の行政管理機構を承認する。

3 ハバロフスク地方政府の構成を定める。

4 本憲章に基づいて、ハバロフスク地方立法議会の組織と活動の原則を制定する。

5 ハバロフスク地方国家財産の管理と処分の手続きを制定する。

6 ハバロフスク地方の予算外資金と外貨資金の形成と執行の手続きを制定し、これらの資金の歳出にかんする報告を承認する。

7 連邦の法律でハバロフスク地方の管轄となっている税金とその徴収、さらにはその徴税の手続きを制定する。

8 ハバロフスク地方の社会・経済発展計画を承認する。

9 現行の法律に基づいて、ハバロフスク地方国家財産事項の民営化の目的、手続き、要件を承認する。

10 連邦の法律に基づいて、連邦財産、地域共同財産、ハバロフスク地方財産の土地の譲渡と没収の手続き、その他の天然資源の利用手続き、天然記念物の保存手続き、文化遺産の保存手続きを制定する。

11 ハバロフスク地方国民投票の決定と実施の手続きを制定する。

12 ハバロフスク地方立法議会と知事の選挙の実施手続きを制定する。

13 議員選挙の実施手続き、地方自治体代表機関の議員選挙実施手続き、地方自治体首長の選挙実施手続きを制定する。

14 地方自治体代表機関を解散し、選挙日を決定する。

15 地方自治体諸機関の原則と構成を制定する。

16 ハバロフスク地方の地方自治体区分とその変更手続きを制定する。

17 ハバロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律、ハバロフスク地方のその他の法令の違反にたいする行政責任を制定する。

18 ハバロフスク地方が交わす協定の締結と破棄を承認する。

19 ハバロフスク地方の褒章、名誉賞、賞金、奨学金とそれらの授与手続きを承認する。

20 ロシア憲法、連邦の法律、本憲章、ハバロフスク地方の法律に基づいてハバロフスク地方の管轄と権限に帰するその他諸問題を処理する。

4. ハバロフスク地方立法議会は、以下の事項を採択する。

1 ハバロフスク地方立法議会の活動手続きを規定する。

2 ハバロフスク地方法案の破棄、または採択にかんする決議を作成する。

3 連邦議会へのハバロフスク地方立法議会からの代表者の選出(権限の任期満了前の停止)にかんする決議を作成する。

- 4 ロシア連邦国家会議への法案提出権を実現する。
 - 5 本憲章第38条で盛り込まれている原則に基づいて、ハバロフスク地方知事が任期満了前に権限を停止した場合、ハバロフスク地方知事の職務執行のための役職者を任命する。
 - 6 ハバロフスク地方知事への不信任にかんする決議を含む、ハバロフスク地方知事の権限任期満了前停止を作成する。
 - 7 ハバロフスク地方有権者委員会委員の半数の指名、解職を行う。
 - 8 新たに選出されたハバロフスク地方立法議会議員の権限を承認する。
 - 9 ハバロフスク地方の法律に基づいて派生する人間の権利にしたがって役職者の任命と解職を行う。
 - 10 ハバロフスク地方の個々の役職者を任命し、解任する。任命の手続きがロシア憲法、連邦の法律、本憲章で盛り込まれている場合、役職者任命の合意が作成される。
 - 11 ハバロフスク地方立法議会の選挙日と知事選挙日を決定する。
 - 12 ハバロフスク地方知事の権限が任期満了前に停止した場合、知事選挙日を決定する。
 - 13 ハバロフスク地方の法律で定められている場合に、ハバロフスク地方国民投票日を決定する。
 - 14 ハバロフスク地方の境界線の変更にかんする合意を承認する。
 - 15 連邦の法律に基づいて、地方自治体代表機関の政策採択を認める。
 - 16 ロシア連邦大統領にたいして、地方自治体の長の解職にかんする提案を行う。
 - 17 経済問題と財産関係を担当するハバロフスク地方政府第一副首相、建設と燃料・エネルギー部門担当のハバロフスク地方政府第一副首相、ハバロフスク地方財務相、ハバロフスク地方財産関係相の任命にかんするハバロフスク地方知事への同意、上記の役職者の不信任（信任）表明にかんするハバロフスク地方立法議会の決議にたいする知事の同意を求める決議を採択する。上記の役職者の任命同意の手続きは、本憲章第40条第1項で規定される。
 - 18 ロシア憲法と連邦の法律によってハバロフスク地方立法議会の権限となっている問題にかんするその他の決議を採択する。
5. 本憲章とハバロフスク地方の法律で制定されている権限と形態に基づいて、ハバロフスク地方立法議会は以下の事項を実現する。
- 1 ハバロフスク地方憲章と法律の遵守と執行、ハバロフスク地方予算執行、ハバロフスク地方国家予算の処分にかんして制定されている手続きの監督を、関係機関と協力して実行する。
 - 2 連邦の法律とハバロフスク地方の法律で制定されているその他の権限を行使する。
6. ハバロフスク地方予算の歳入と歳出項目の執行、ハバロフスク地方予算外資金と外貨資金の利用、ハバロフスク地方国家財産の利用についての監督を組

織化し、実現する目的で、ハバロフスク地方立法議会はハバロフスク地方の法律で制定される監督機関を創設し、その法的な地位、組織化と活動の手続きを定める。

第31条 ハバロフスク地方立法議会への法案提出権

1. 法案提出権を有するのは権限で認められている範囲内で、ハバロフスク地方立法議会議員、ハバロフスク地方立法議会常設委員会、ハバロフスク地方知事、ハバロフスク地方選出のロシア連邦議会連邦会議議員、ハバロフスク地方選出のロシア連邦議会国家会議議員、地方自治体議員、ハバロフスク地方裁判官、ハバロフスク地方調停裁判所裁判官、ハバロフスク地方検察局判事である。

2. 法案提出権の実現の手続きは、ハバロフスク地方の法律で制定される。

第32条 ハバロフスク地方立法議会における法律と決議の採択手続き

1. ハバロフスク地方の法律は、ハバロフスク地方立法議会議員定数の過半数で採択される。法令にかんする決定は、選出されている議員の過半数で採択される。活動にかんするハバロフスク地方立法議会決定は、本会議に出席している議員の過半数で採択される。

2. ハバロフスク地方知事の承認が必要な法案は、必ず本会議定例会の議事を経る。税金の導入と廃止、税金支払いの免除にかんする法案、ハバロフスク地方の財政負担の変更にかんする法案、ハバロフスク地方予算の資金による歳出項目にかんする法案は、ハバロフスク地方知事の提案、または彼の承認に基づいてハバロフスク地方立法議会で審議される。ハバロフスク地方の法案は、二回以上の読会で審議されねばならない。

二回の読会を経て採択された法案がハバロフスク地方知事によって修正された場合、ハバロフスク地方立法議会は必ず本会議定例会の第二読会に差し戻し、知事の修正を審議しなければならない。

このような場合の採択は、一回に限られる。

3. ハバロフスク地方の法律は公表され、その公表の後に効力を発する。人間と市民の権利と自由の擁護にかんするハバロフスク地方立法議会の法律と決議は、公表から10日後に効力を発する。その他の問題にかんする決議は、ハバロフスク地方の法律で制定されている期限で効力を発する。

4. ハバロフスク地方立法議会で採択されたハバロフスク地方の法律と決議は、議長によって署名される。ハバロフスク地方立法議会で採択されたハバロフスク地方の法律は、採択から10日以内に公表のためにハバロフスク地方知事に送付される。ハバロフスク地方知事は、特別の法令集を発行して法律の公表をするか、もしくは先の法律が知事に送付されてから10日間の作業期間内に法律の拒否を公表しなければならない。ハバロフスク地方知事がハバロフスク地方の法律を拒否した場合、上記の法律はハバロフスク地方立法議会議員定数三分の二以上の議員の賛成があれば、原案のままで採択される。原案で採択されたハバロフスク地方の法律をハバロフスク地方知事は再度拒否することはできず、

法律がハバロフスク地方立法議会で採択されてから14日以内に公表される。

第33条

1. ハバロフスク地方立法議会の権限は以下の場合に、任期満了前に停止する。

1 議員定数三分の二以上の賛成で解散の決議を採択した場合。ハバロフスク地方立法議会は、ロシア憲法違反にかんするロシア連邦憲法裁判所の判決、さらには連邦の法律とハバロフスク地方の法律の何度かの違反にかんするロシア連邦最高裁判所の判決、またはハバロフスク地方裁判所の判決があった場合、正規の手続きに基づいて一ヶ月以内に解散にかんする議題を審議する。

2 本憲章第33条第2項により、ハバロフスク地方立法議会の解散はハバロフスク地方知事が行う。

3 議員の権限も含めてハバロフスク地方立法議会議員の違法性について、ハバロフスク地方裁判所の判決があった場合。

4 連邦の法律で記されている手続きと原則に基づいて、ハバロフスク地方立法議会が解散した場合。

2. ハバロフスク地方知事は、ロシア憲法、ロシア連邦の専権事項、ロシア連邦と連邦主体の共同権限事項、ハバロフスク地方憲章に抵触する法律を、ハバロフスク地方立法議会が採択し、しかもそれらの違法性が関係裁判所で確定し、裁判所の判決から六ヶ月間にハバロフスク地方立法議会が訂正しない場合、ハバロフスク地方立法議会任期満了前解散にかんする決定をくることができる。ハバロフスク地方立法議会権限任期満了前の解散にかんするハバロフスク地方知事の決定は、決議の形式をとる。

3. ハバロフスク地方立法議会が任期満了前に解散した場合、ハバロフスク地方知事は立法議会(ドューマ)の選挙日を決定する。選挙日は、選挙の実施が決定してから180日以内に、70日以上を経過した後に実施される。

4. ハバロフスク地方立法議会議員の権限は、議員定数三分の二以上が選出された時点で効力を停止する。

第六章 ハバロフスク地方国家執行権力

第34条 ハバロフスク地方知事

1. ハバロフスク地方知事はハバロフスク地方の首長であり、ハバロフスク地方最高国家権力執行機関(政府)を指揮する。ハバロフスク地方知事は連邦の法律とハバロフスク地方の法律に基づいて、ハバロフスク地方領土内では不可侵の権限を有する。

2. ハバロフスク地方知事は、ハバロフスク地方に在住し、連邦の法律に基づいて選挙権を有するロシア連邦市民によって、有権者の平等を原則に直接、秘密投票のもとで選挙される。ハバロフスク地方知事の被選挙権は、連邦の法律とハバロフスク地方の法律に基づいて被選挙権を有するロシア連邦市民に付与される。ハバロフスク地方知事は4年の任期で、連続二期を限度に選出される。

3. ハバロフスク地方知事に委任される基本原則は、連邦の法律とハバロフスク地方の法律を基盤に執行・管理活動にある。

4. ハバロフスク地方知事の地位、組織、選挙手続きは、連邦の法律、本憲章、ハバロフスク地方の法律で制定される。

5. ハバロフスク地方知事は、30歳以上のロシア連邦市民でなければならない。

6. ハバロフスク地方知事はロシア連邦の法律で制定されていない限り、ハバロフスク地方立法議会議員、地方自治体代表機関議員を兼任することはできず、教師、研究活動、創作活動をのぞく有給の職に就くことはできない。

第35条 ハバロフスク地方知事の権限は以下の通り。

1. 連邦国家権力機関、ロシア連邦主体国家権力機関、地方自治体との関係においてハバロフスク地方を代表し、国際関係と対外経済関係においては協議する権利を有し、ハバロフスク地方の名において協定と合意書に署名する。ロシア連邦主体の管轄、ロシア連邦とロシア連邦主体の共同管轄事項における連邦主体の権限にかんする諸問題でロシア連邦が締結する国際条約に、連邦の法律で制定されている手続きに基づいて同意する。ハバロフスク地方予算からの補足的な資金の提供が求められる条約については、批准のためにハバロフスク地方立法議会に提出される。

2. 連邦の法律とハバロフスク地方の法律に基づいて、ハバロフスク地方最高国家権力執行機関（ハバロフスク地方政府）を構成する。

3. ハバロフスク地方政府の活動を指導する。

4. ハバロフスク地方立法議会、ハバロフスク地方のその他の国家権力機関、地方自治体、法人と役職者、ハバロフスク地方住民との関係では、ハバロフスク地方政府を代表する。

5. ハバロフスク地方政府からロシア連邦議会連邦会議に派遣される代表者を指名する。

6. ハバロフスク地方年次予算とその執行報告をハバロフスク地方立法議会で行う。

7. ハバロフスク地方の社会・経済状況とハバロフスク地方政府の活動の基本方針を、半年に一度ハバロフスク地方立法議会で発表する。

8. ハバロフスク地方立法議会にかんする予算の歳出を除いて、ハバロフスク地方予算の執行責任者である。

9. ドューマにたいして、ハバロフスク地方の次年度予算案と同時にハバロフスク地方政府の構成を提案する。

10. ハバロフスク地方立法議会に法案を提出する。

11. 審議権をもってハバロフスク地方立法議会の活動に参加する。

12. 特別な法令集を作成し、ハバロフスク地方の法律を公表し、またはそれを破棄する。

13. 本憲章第33条第2項で記されている場合、ハバロフスク地方立法議会権限任期満了前の停止にかんする決定を採択する。
14. ハバロフスク地方立法議会権限任期満了前の停止の際、新しい議員選挙日を決定する。
15. ハバロフスク地方立法議会本会議臨時会を招集し、同様に制定されている期限内に第一回本会議を開催する。
16. ハバロフスク地方領土内で非常事態が導入された場合、速やかにハバロフスク地方立法議会に報告する。
17. ハバロフスク地方の経済、エコロジー、社会、文化、民族的な発展のためにハバロフスク地方としての政策を作成し、実現する。
18. ロシア連邦大統領、ロシア連邦政府にたいして、権限の範囲内でロシア大統領令案とロシア政府決定案を審議のために提出する。
19. ロシア連邦国家勲章、褒章、賞金を提案する。
20. ロシア連邦憲法裁判所に提訴する権利を有する。
21. 連邦執行権力機関地方事務所の役職者の任命と解任に合意する。
22. ハバロフスク地方領土内では、連邦執行権力機関地方事務所と相互協力しあう。
23. 連邦の法律とハバロフスク地方の法律に基づいて、ハバロフスク地方国家財産である企業、機関、施設の役職者を任命する。
24. ハバロフスク地方有権者委員会の半数の委員を指名、解職を行う。
25. ロシア連邦の法律に基づいて、地方自治体の長にたいして措置を講じるように文書で進言する。
26. ハバロフスク市内の地方自治体の長を除いて、地方自治体の長を解任し、新しい選挙日を定める(地方自治体の長が自治体住民に選挙で選ばれている場合に限る)。
27. 地方自治体憲章で手続きが制定されていない場合、地方自治体の長を解任したあと、新しい長が選挙で選出されるまでの期間、地方自治体の長の代行者を指名する。
28. ハバロフスク市内の地方自治体の長の解任にかんする提案を、ロシア大統領に行う権利を有する。
29. 連邦の法律によって連邦執行権力機関の権限の一部は地方自治体に譲渡されている場合、その執行を監督する。
30. 自己の権限内で法令(決定と処分)を採択する。
31. ハバロフスク地方の行政単位の変更に必要な要件を作成し、それにかんする措置を実現する。
32. ハバロフスク地方立法議会における全権代表者を任命する。
33. ハバロフスク地方政府構成メンバーの候補者にかんする提案を、ハバロフスク地方立法議会に行う。

34. 連邦の法律とハバロフスク地方の法律で制定されているその他の権限を行使する。

35. ハバロフスク地方知事は自己の権限の行使にあたって、ロシア憲法、連邦の法律、ハバロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律を遵守し、ロシア大統領令とロシア政府の決定を遂行する。

第36条 ハバロフスク地方政府

1. ハバロフスク地方政府は、ハバロフスク地方において常設で活動する最高国家権力執行機関である。

2. ハバロフスク地方政府は、合議制機関である。

3. ハバロフスク地方政府の構成メンバーとして、ハバロフスク地方政府議長の地位にあるハバロフスク地方知事、ハバロフスク地方第一副議長、ハバロフスク地方政府副議長、ハバロフスク地方閣僚が加わる。

4. ハバロフスク地方政府は法人格を有し、印章を有する。

5. ハバロフスク地方政府は、ハバロフスク地方の法律で制定されている権限内でハバロフスク地方立法議会に報告義務を負う。

6. ハバロフスク地方政府の地位、構成、組閣手続き、権限は本憲章、連邦の法律、ハバロフスク地方の法律で制定される。

7. ハバロフスク地方政府は、ハバロフスク地方執行権力の権限を実現し、社会・経済発展の職務を遂行し、ハバロフスク地方領土内でロシア憲法、連邦の法律、ロシア大統領とロシア政府の法令、ハバロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律、ハバロフスク地方のその他の法令を遵守する。

8. ハバロフスク地方政府の財政は、個々の規定に基づいてハバロフスク地方予算から歳出される。

第37条 ハバロフスク地方政府の権限

1. ハバロフスク地方政府の権限は以下の通りである。

1 人間と市民の権利と自由の実現、保障、擁護、財産と社会秩序の維持、犯罪撲滅にかんする措置を自己の権限内で講じる。

2 ハバロフスク地方知事がハバロフスク地方立法議会に提出するハバロフスク地方予算案、さらにはハバロフスク地方社会・経済発展計画案を作成する。

3 ハバロフスク地方知事がハバロフスク地方立法議会に提出するために、ハバロフスク地方予算を執行し、その予算報告を作成し、ハバロフスク地方社会・経済発展計画の実施報告を準備する。

4 連邦の法律とハバロフスク地方の法律に基づいてハバロフスク地方国有財産を管理、処分する。さらに連邦の法律とロシア連邦のその他の法令に基づいて管理が委ねられている連邦財産を管理・処分する。

5 その他のハバロフスク地方執行権力機関を構成し、その効率的な活動を確立する。法律で付与された権限内で、地方自治体執行権力の機能を監督する。

6 地方自治体の法律がロシア憲法、連邦の法律、ロシア連邦のその他の法令、ハ

バロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律、ハバロフスク地方のその他の法令に抵触している場合、地方自治体、その選出機関、またはその役職者にたいして抵触している法律をロシア連邦の法律に基づいて採択するように提言する。同時に、裁判所に提訴する権利を有する。

7 ロシア憲法、本憲章、連邦の法律、ハバロフスク地方の法律に抵触しない限り、管轄と権限分割にかんする連邦執行権力機関との協定、権限の一部の実行にかんする相互の付与にかんする合意を、ロシア連邦の法律に基づいて締結する。

第38条 ハバロフスク地方知事任期満了前の権限停止。ハバロフスク地方政府の退陣

1. ハバロフスク地方知事は以下の場合、任期満了前に権限を停止する。

1 知事の死亡

2 ハバロフスク地方立法議会による知事不信任表明にともなう解職

3 自己都合による辞任

4 連邦の法律に記されている手続きと原則に基づくロシア大統領による解職

5 裁判所による職務遂行の不能、またはその一部不能の決定

6 裁判所による行方不明の認定、または死亡宣告

7 裁判所による有罪判決

8 永住を目的としたロシア連邦領土外への退去

9 ロシア連邦国籍の喪失

2. ハバロフスク地方立法議会は以下の事項の場合、ハバロフスク地方知事に不信任を表明する。

1 ロシア憲法、連邦の法律、ハバロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律に抵触する法令を發布し、それらの抵触が関連裁判所によって確定し、しかもハバロフスク地方知事が裁判所の判定から一ヶ月以内にその抵触を修正しない場合。

2 ロシア憲法、連邦の法律、ロシア大統領令、ロシア政府決定、ハバロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律を重大に侵犯し、しかも市民の権利と自由を強く侵害する場合。

3. ハバロフスク地方知事不信任にかんするハバロフスク地方立法議会の決定は、議会議員定数三分の一以上の議員の発案があり、議員定数三分の二以上の賛成で採択された場合。

4. ハバロフスク地方知事にたいするハバロフスク地方立法議会による不信任の決定があった場合、ハバロフスク地方知事は速やかに辞任する。

5. 連邦の法律と本憲章第38条第4項に記されている原則に基づいて、ハバロフスク地方政府が退陣した場合、その政府は新しい組閣があるまで活動を継続する。

6. 本条第1項に記されている原則に基づいてハバロフスク地方知事の権限が任期満了前に停止した場合、知事の代行としてハバロフスク地方政府第一副議

長がハバロフスク地方立法議会によって指名される。

7. ハバロフスク地方知事代行は、ハバロフスク地方立法議会の解散にかんする決定を採択することはできない。本会議臨時会の招集を要求できない。ハバロフスク地方憲章の修正と補足の提案をできない。本会議第一回定例会を招集できない。

8. ハバロフスク地方知事の権限が任期満了前に停止した場合、ハバロフスク地方立法議会はハバロフスク地方知事投票日を決定する。その投票日は、選挙の実施決定が採択されてから180日以内、70日経過したあとに設定される。

9. ハバロフスク地方政府の閣僚にたいするハバロフスク地方立法議会の不信任表明があった場合、その閣僚は速やかに職を辞する。地方立法議会における閣僚にたいする不信任決定は、議会議員定数三分の一以上の議員の発案があり、議員定数三分の二以上の賛成で採択される。ハバロフスク地方立法議会が閣僚にたいする不信任表明を決定できる根拠は、連邦の法律とハバロフスク地方の法律の違反が明らかであり、裁判所の判決がある場合に限られる。

第39条 ハバロフスク地方知事令、ハバロフスク地方政府の決定、その他のハバロフスク地方執行権力機関の決定

1. ハバロフスク地方知事は、ロシア憲法、連邦の法律、ロシア大統領令、ロシア連邦政府の決定、ハバロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律を実施するにあたって、決定と知事令を発表する。

2. ハバロフスク地方政府は、ロシア憲法、連邦の法律、ロシア大統領令、ロシア連邦政府の決定、ハバロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律を実施するにあたって、決定を発表する。ハバロフスク地方政府の決定は、ハバロフスク地方知事、つまりハバロフスク地方政府議長によって署名される。

3. ハバロフスク地方のその他の執行権力機関は、ハバロフスク地方政府によって制定される場合、その権限内で決定を発表する。

4. 権限内で採択されたハバロフスク地方知事令、ハバロフスク地方政府の決定は、ハバロフスク地方において執行される。

5. ハバロフスク地方知事令、ハバロフスク地方政府の決定は、ロシア憲法、ロシア連邦の管轄事項とロシア連邦・連邦主体の共同管轄事項に基づいて採択されている連邦の法律、ロシア大統領令、ロシア連邦政府の決定、ハバロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律に抵触してはならない。

第40条 ハバロフスク地方政府役職者の責任

1. ハバロフスク地方政府役職者は、連邦の法律とハバロフスク地方の法律に盛り込まれている責任を負う。

第40条第1項 ハバロフスク地方政府閣僚の任命同意の手続き

1. ハバロフスク地方知事は本憲章に記されている閣僚の辞任から一ヶ月以内に、経済・財産問題担当のハバロフスク地方第一副議長、建設・燃料・エネルギー担当の第一副議長、ハバロフスク地方財務相、ハバロフスク地方財産関係

相の任命同意にかんする提案をハバロフスク地方立法議会に行う。

2. この提案は、ハバロフスク地方立法議会で10日以内に審議される。

3. 閣僚任命にかんするハバロフスク地方立法議会の決定は、一人ひとりの閣僚ごとに行われ、議会議員定数の過半数の賛成で採択される。この議案にかんする議会の不採択は、閣僚に任命の同意を拒否することを意味する。

4. この議案をハバロフスク地方立法議会が不採択した場合、ハバロフスク地方知事は10日以内に新しい閣僚案を再び議会に提案する。

5. ハバロフスク地方知事は任命に同意を得るために、ハバロフスク地方立法議会にたいして三人を限度に候補者を提案する。この場合、そのなかのひとりの候補者については二度以上提案することはできない。

6. ハバロフスク地方立法議会がハバロフスク地方知事によって提案された三人の候補者のだれ一人として同意しなかった場合、知事は三人のなかから自由に一人を任命できる権利を有する。

第七章 ハバロフスク地方立法権力機関と執行権力機関の相互関係

1. 国家権力を立法、行政、司法に分立するという憲法的原則に基づいて、ハバロフスク地方立法議会、知事、政府は自己の権限を自主的に行使する。

2. ハバロフスク地方立法議会、知事、政府、その他の執行権力機関はロシア憲法と連邦の法律、ハバロフスク地方の法律を基盤に、ハバロフスク地方の経済、社会発展の過程を効率的に管理する目的で、ハバロフスク地方とその住民のために相互に協力する。

3. ハバロフスク地方知事令、ハバロフスク地方執行権力機関の決定は、それらに署名があった日にハバロフスク地方立法議会に送付される。

4. ハバロフスク地方立法議会は、本憲章第41条第3項に記されている内容に基づいて、法令の修正と(または)補足、さらにはそれらの廃止にかんする提案をハバロフスク地方知事、またはハバロフスク地方執行権力機関に提案する。ハバロフスク地方立法議会はそれらの法令を、法的な手続きにおいて、もしくは制定されている手続きにおいて、ロシア連邦憲法裁判所に提訴する権利を有する。

5. ハバロフスク地方立法議会はハバロフスク地方の法律で制定されている期間内に、活動、ハバロフスク地方の法案、議会決議案をハバロフスク地方知事に送付する。

6. ハバロフスク地方立法議会で採択されたハバロフスク地方の法律と決議は、署名の日にハバロフスク地方知事に送付される。

7. ハバロフスク地方知事はハバロフスク地方立法議会決議に修正と(または)補足を提案する権利を有する。同時に、法律的な手続きに基づいて決議と発効したハバロフスク地方の法律を公表する。

第42条 ハバロフスク地方立法議会の活動へのハバロフスク地方知事と政府

閣僚の参加

1. ハバロフスク地方立法議会との相互協力を実現するために、ハバロフスク地方知事、または知事全権代行者、政府閣僚は以下の権利を有する。

1 ハバロフスク地方立法議会の公開と非公開の本会議に参加する。

2 ハバロフスク地方立法議会の議事日程にかんして報告する。

3 法案採択前に報告する。

2. ハバロフスク地方知事、またはその全権代行者は、ハバロフスク地方の法律で記されている期間内にハバロフスク地方立法議会の審議にかけられる法案について報告する。期間内に報告がなかった場合、報告なしで法案は審議されることになる。

3. ハバロフスク地方政府閣僚は、ハバロフスク地方立法議会招聘に基づいて本会議と議会各種委員会に出席し、議員の質問に答えなければならない。関連する議会議員の招聘については、議会本会議、または議会委員会会議の開催の5日以上まえにハバロフスク地方政府閣僚に告知される。議会本会議、または議会内委員会会議への出席が不可能な場合、ハバロフスク地方政府閣僚はこのことを議会に連絡し、本会議に出席、質問に答えられる役職者を指名する。

第43条 ハバロフスク地方国家権力執行機関の活動におけるハバロフスク地方立法議会議員の参加

1. ハバロフスク地方立法議会議員は、ハバロフスク地方国家権力執行機関の活動に参加し、議事日程に基づいて報告、提案を行う。

第44条 ハバロフスク地方国家権力機関間の対立の解決

1. 権限行使の問題で生じるハバロフスク地方立法議会とハバロフスク地方知事、さらにはハバロフスク地方政府の間の対立は、本憲章とハバロフスク地方の法律で記されている合意手続きに基づいて解決される。合意が達成されない場合には、法的な手続きで解決される。

2. ロシア連邦国家権力機関とハバロフスク地方国家権力機関との間の権限にかんする対立、ハバロフスク地方立法議会、ハバロフスク地方知事、ハバロフスク地方政府間の権限にかんする対立は、ロシア連邦憲法裁判所で解決される。

第八章 司法権力

1. ハバロフスク地方における司法活動は、裁判所法廷で実現される。ハバロフスク地方における司法権力は連邦司法制度を構成し、世界的な規範に適合する。

2. 司法権力は独立しており、立法権力と執行権力に関係なく機能する。

3. 裁判所の組織化と活動の手続きは、ロシア連邦憲法と連邦の法律によって規定される。

第46条 ハバロフスク地方裁判所、ハバロフスク地方調停裁判所、市裁判所、地区裁判所

1. 裁判所判事の任命は、連邦の法律に基づく。

第47条 裁判所の活動への協力

1. ハバロフスク地方立法議会と知事は、裁判所の活動に協力する。

第九章 法律、法秩序、社会安全の確立

第48条 ハバロフスク地方検事局

1. ハバロフスク地方検事局は、連邦の法律「ロシア連邦検事局」に基づいて活動する。

2. ハバロフスク地方検事長は、ハバロフスク地方立法議会と地方政府の同意に基づいて、ロシア連邦検事総長によって任命される。その他の検事は、ロシア連邦検事総長によって任命される。

第49条 国家安全保障の確立

1. ハバロフスク地方領土内の個人、住民、社会、国家の安全保障は、ロシア連邦国防軍、国境警護隊と国内警備隊、内務省機関、連邦安全省、税務機関、非常事態委員会、市民防衛隊の結成によって実現される。

2. ハバロフスク地方立法議会と知事は、権限内においてハバロフスク地方の安全状況にかんする情報を得る。

第50条 内務機関、警察

1. 警察を含む内務機関は、市民の生活、健康、権利、自由を保護し、法的な侵害から社会と国家の利益を防衛する。これらの機関の活動は、連邦の法律とハバロフスク地方の法律に基づく。

2. ハバロフスク地方政府はハバロフスク地方予算を用いて、ハバロフスク地方社会安全警察を創設する。その設置、任務、活動にかんする手続きは、連邦の法律とハバロフスク地方の法律に基づいて定められる。

第十章 地方自治

第52条 地方自治の原則

1. ハバロフスク地方の地方自治は、ロシア憲法によって認められ、保障される。自治体の諸問題を直接に、または地方自治体の諸機関を通して解決する。地方自治は、歴史的な伝統と地方の慣習に基づく。

2. 地方自治は、ハバロフスク地方全土の市、村、その他の区域で実現される。地方自治の区域(地区、市、村、その他の行政単位)は、歴史的な伝統と地域的な慣習を考慮に入れて、連邦の法律とハバロフスク地方の法律に基づいて制定される。

第53条 地方自治実現への市民権

1. ハバロフスク地方領土にすむロシア連邦市民は、住民投票、選挙、会合、会議、その他の直接的な意思表示の方法を通して、さらには地方自治体の選出機関とその他の機関を通して、市民の権利としての投票権の保障に基づいて地

方自治の権利を行使する。

第54条 ハバロフスク地方における地方自治の法的原則

1. ハバロフスク地方における地方自治は、ロシア憲法、連邦の法律、ハバロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律、地方自治体憲章、地方自治体の条例に基づいて実現される。

第55条 地方自治体憲章

1. 地方自治体は憲章を有し、そのなかで地方自治体の区域と構成、地方自治体の管轄事項、形態、地方自治体の諸問題の解決にむけての住民参加の手続きと保障、選出機関とその他の機関の権限と構成、地方自治体の経済基盤と財政基盤、さらには地方自治体の組織と活動のその他の諸規定を制定する。

2. 地方自治体憲章は、ハバロフスク地方の法律に盛り込まれている手続きに基づいて、国家登録を行う。

第56条 地方自治体の諸機関

1. 地方自治体における代表機能、管理機能、執行機能、監督機能、その他の機能を実現するために、地方自治体機関が設立され、関連する権限が付与される。

2. ハバロフスク地方の市、地区、村、その他の居住区における地方自治体機関とは、選出（代表）機関とその他の諸機関である。住民数の少ない居住区においては、住民の意思表示を実現するために、地方自治体機関にかかわって直接民主主義（市民会議）を利用することができる。

3. 地方自治体機関は、ハバロフスク地方国家権力機関機構には加わらない。

4. 地方自治体の選出機関は、全住民の平等、直接選挙、そして秘密投票を原則に構成される。選挙実施の手続きは、ハバロフスク地方の法律で制定される。

5. コミュニティーは、市民の会合、審議機関（ソビエト、住宅委員会、町内会、住居区画委員会、小地区の委員会とソビエト）を通して、住民によって直接的に運営される。

第56条第1項 地方自治体の長、その他の地方自治体選出役職者

地方自治体憲章では、地方自治体において地方自治を行使するために活動を指揮する地方自治体の長（選出役職者）、さらには地方自治のその他の選出役職者のポストが設置される。

第57条 地方自治体におけるハバロフスク地方管轄事項

1. ハバロフスク地方の管轄は、以下の通りである。

1 ハバロフスク地方の地方自治法の採択と修正、その遵守の監督

2 ハバロフスク地方の地方自治法をロシア憲法、連邦の法律に合致させる

3 ハバロフスク地方国家財産の地方自治体財産への譲渡手続きとその調整

4 ハバロフスク地方予算と地方自治体予算間の調整

5 地方自治体財政の健全化

6 ハバロフスク地方の法律による個々の国家権限の地方自治体への委任とそれ

らを実現するために必要な物質的、財政的な資金の譲渡、付与された権限の実現にたいする監督

7 地方自治発展のためのハバロフスク地方としてのプログラムの採択

8 地方自治にたいする市民権の擁護

9 地方自治体の財政的自立にむけての国家保障の付与

10 地方自治体の形成、統合、改編、または廃止の手続きの制定、その境界線と名称の変更

11 ハバロフスク地方国家権力機関で採択された決定によって生じた補足的歳出の地方自治体への出費

12 ハバロフスク地方の法律に基づいて、歴史的伝統と地域的慣習を考慮して少数民族がすむ地方自治体を発展させる

13 地方自治の実現に関連して、行政による法律違反にかんするハバロフスク地方の法律の採択と修正

14 地方自治体憲章登録手続きの制定

第58条 地方自治体の管轄事項

1. ハバロフスク地方において自治体の管轄になっているのは地方の諸問題、地方自治体と分割している個々の国家的権限である。

2. 地方自治体の問題となっているのは、以下の通りである。

1 地方自治体財産の所有、利用、処分

2 自治体予算の形成、承認、執行。自治体税とその徴収の制定。自治体にかんするその他の財政問題の解決。

3 地方自治体の総合的な社会・経済発展

4 地方自治体所有住宅とその非居住区画の管理と利用

5 自治体の運営する幼稚園、小学校、専門学校の組織化、運営、発展

6 自治体の運営する保健所、住民衛生施設の建設

7 社会秩序の維持、社会秩序管理機関の運営、それらの活動の監督

8 地方自治体建設計画の調整

9 住居、社会・文化、日常生活にかかわる施設の建設のための条件づくり

10 地方自治体内の土地利用の監督

11 自治体管轄の水資源、天然資源の利用の規制

12 自治体のエネルギー、ガス、上下水道の組織化、供給、発展

13 住民と自治体施設への燃料供給のための条件づくり

14 自治体管理道路の建設

15 自治体教育の充実

16 廃材の再利用

17 自治体文書の整理

18 交通網、郵便網の整備

19 商業サービス、公共食堂、日常サービスの整備

- 20 文化施設の整備
- 21 歴史と文化の記念碑の保存
- 22 情報サービスの組織化
- 23 自治体教育における情報活動の整備
- 24 自治体教育における体育文化とスポーツの発展整備
- 25 住民への社会支援と就業保障への協力
- 26 環境整備
- 27 火気安全対策

地方自治体は、管轄から除外され、その他の自治体と国家権力機関の管轄に入っていない、その他の諸問題を審議する。

3. 自治体の管轄事項、自治体所有物、自治体財源はハバロフスク地方の法律で明記され、市については市憲章で明記される。地方自治体の管轄事項分割は、地方自治体の経済、財政の自主性を保障する。地方自治体間の従属関係は認められない。

4. 個々の国家権限の地方自治体への分割は、連邦の法律で行われ、必要な物質的、財政的な資金移転についてはハバロフスク地方の法律で定められる。付与された権限の実現は、ハバロフスク地方国家権力機関が監督する。個々の国家権限を地方自治体が行使するにあたっての監督の要件と手続きは、連邦の法律とハバロフスク地方の法律に準じて制定される。

第59条 地方自治体の経済基盤

1. 地方自治体の経済基盤を構成するのは、自治体所有財産、管理が地方自治体に委任されている国有財産、ハバロフスク地方の法律に基づいて地方自治体住民の要求を満たすために必要なその他の財産である。

第60条 地方自治体予算

- 1. 地方予算とは、地方自治体予算を意味する。
- 2. 地方予算の作成、承認、執行、予算執行の監査は、地方自治体が自主的に実施する。予算の作成、承認、さらには予算執行報告の承認にたいする干渉は認められない。
- 3. 地方予算では、地方自治体ではない居住区、領土への歳出は可能である。

第十一章 ハバロフスク地方の経済・財政基盤

第61条 ハバロフスク地方の経済基盤

1. ハバロフスク地方の経済基盤を構成するのは国有財産、地方自治体所有財産、私有財産、社会組織の財産、一人ひとりの市民の知的財産、創造団体の知的財産、その他の財産形態である。これらは、社会・経済と文化領域の効率的な発展、人間の生活と発展のための要件の創設に利用される。

第62条 土地と天然資源

1. 土地、地下資源、水、植物、その他の天然資源は、ハバロフスク地方にす

む住民の生活と活動の基盤となる。

2. ハバロフスク地方住民の財産である土地とその他の天然資源の所有、利用、処分の手続きは、連邦の法律とハバロフスク地方の法律で制定される。

第63条 ハバロフスク地方所有財産

1. ハバロフスク地方財産は、以下の通りである。

1 連邦の法律とハバロフスク地方の法令に係る天然資源(土地、地下資源、水資源、植物、動物など)

2 ハバロフスク地方予算と予算外予算、外貨基金

3 ハバロフスク地方予算で創設、または取得された、または制定されている手続きに基づいてハバロフスク地方に譲渡された企業、施設、組織

4 ハバロフスク地方債

5 合意、協定に基づいて、その他の基盤にしたがって、さらには外国の法律を含む連邦の法律、ハバロフスク地方の法律、その他の法律に基づいてハバロフスク地方の権限であるハバロフスク地方の財産

6 ハバロフスク地方国家権力機関の財産

7 その他のハバロフスク地方国家財産

2. ハバロフスク地方財産は、国家財産の形態をとる。ハバロフスク地方は自主的に、ハバロフスク地方財産を所有、利用、処分できる。

3. ハバロフスク地方財産の内容は、ハバロフスク地方財産表に明記され、ハバロフスク地方政府の提示に基づいてハバロフスク地方立法議会によって定期的に確認、変更される。

第64条 ハバロフスク地方財政

1. ハバロフスク地方財政は、ハバロフスク地方予算、予算外予算、外貨資金、連邦の予算からハバロフスク地方に歳出される割当金、現行の法律に基づいてハバロフスク地方が取得するその他の資金から構成される。

2. 企業と組織外の、そして直接にハバロフスク地方予算にかかわらないハバロフスク地方財産である財政は、ハバロフスク地方国有財産である。

3. ハバロフスク地方財政は共同の経済計画、法秩序計画、自然保護計画、社会計画を予算化するために、その他のロシア連邦主体の財政、外国を含む法人と市民の財政と結びつく。

4. ハバロフスク地方の法律、執行の各機関は、ハバロフスク地方財政の全体的な安定化を図る。

5. ハバロフスク地方国家権力機関は、連邦とハバロフスク地方の法律に定められている手続きに基づいて、財政・貸与機関と組織を創設する。

第65条 ハバロフスク地方予算制度

1. ハバロフスク地方予算制度は、ハバロフスク地方予算と地方自治体予算から構成され、その一つひとつは自立している。

2. ハバロフスク地方予算は、社会・文化分野と住民の社会保障計画の活動に

財政的な支援を行い、国民経済の重要分野の社会的な発展を促し、ハバロフスク地方の法律で制定されている割当金の範囲内で、ハバロフスク地方国家権力機関の活動のための予算化を行う。

3. ハバロフスク地方予算の歳入は、連邦の法律とハバロフスク地方の法律に記されている財源、さらにはハバロフスク地方国家権力機関と地方自治体の活動の結果として認められているその他の財源から構成される。

第66条 ハバロフスク地方税制

1. ハバロフスク地方税制は権限内で、連邦の法律とハバロフスク地方の法律、地方自治体の決定を基盤に形成される。

2. ハバロフスク地方国家権力機関の合意に基づいて、連邦の法律によって規定される控除の形で、またはその他の手続きにしたがって、連邦税の一部がハバロフスク地方予算とハバロフスク地方予算外予算に歳出される。

第67条 ハバロフスク地方予算外予算と外貨基金

1. ハバロフスク地方立法議会と地方自治体代表機関は、銀行で特別口座をもつ予算外予算を開設し、その目的にそってハバロフスク地方政府、市行政機関、地区行政機関が歳出する。

2. 予算外予算の財源は、以下の通りである。

1 ハバロフスク地方国家権力機関の政策によって取得される歳入

2 法人の自主的な寄付金

3 その他の歳入

3. ハバロフスク地方立法議会と地方自治体代表機関は連邦の法律に基づいて、法人による外貨支払いとその他の財源から構成される。

第十二章 ハバロフスク地方の社会・文化分野の諸原則

第68条 教育

1. ハバロフスク地方の教育機関は運営形態に関係なく、以下の施設から構成される。

1 就学前施設

2 義務教育施設(小学校、中学校)

3 中等職業専門学校

4 教程を満たすための補習教育施設

2. 連邦の法律とハバロフスク地方の法律に基づいて、ハバロフスク地方立法議会は以下の事項を制定する。

1 教育発展の計画、プログラムを承認する。

2 ハバロフスク地方管轄下にある教育施設の定数と配置にかんする一般的手続きを制定する。

3 教育予算化の規範を制定する。

3. ハバロフスク地方政府は、以下の権限を行使する。

- 1 教育管理機関を設置し、その指導部を指名する。
- 2 教育施設を開設する。
- 3 ハバロフスク地方における教育発展計画を作成、実現する。
- 4 教育幹部の養成、再養成、技術の向上を行う。
4. ハバロフスク地方国家権力機関と地方自治体は、ハバロフスク地方予算、予算外予算、その他の予算を用いて教育システムの発展を全面的に支援する。

第69条 研究

1. ハバロフスク地方国家権力機関は、ロシア科学アカデミー研究所、アカデミー研究支所、連邦省庁所属研究施設、さらにはハバロフスク地方研究施設に協力と支援を実施し、ハバロフスク地方の利益のための研究活動を促進する。ハバロフスク地方の天然資源の有効な利用と環境保全・経済、社会発展総合計画、さらには母と子の医療・社会的な保護計画の研究拠点計画を作成、実現する。

第70条 文化

1. ハバロフスク地方国家権力機関と地方自治体はハバロフスク地方予算を用いて、文化施設(劇場、コンサート会場、図書館、文化学習施設)の活動を促進し、文化発展計画を作成する。
2. ハバロフスク地方国家権力機関は、ハバロフスク地方内の文化への支援と発展のための追加資金の確保と利用を目的に、特別ファンドの創設、スポンサーと事前活動の発展を支援する。

第71条 体育文化とスポーツ

1. ハバロフスク地方国家権力機関と地方自治体は、住民の健康生活環境づくりを促進し、体育文化とスポーツ学習を用意する。健康増進のために、自然環境保護法に抵触しないかぎり、市民が無料で自然に触れ合う場を設ける。
2. ハバロフスク地方国家権力機関と地方自治体は、地方予算を用いて体育文化とスポーツを予算化し、体育とスポーツへの支援と発展のために国家ファンド、私的ファンド、社会ファンドを創設する。

第72条 住民の健康維持の組織化

1. ハバロフスク地方国家権力機関の財産であり、管理下にある健康促進施設、特別医療施設を開設し、居住地に関係なくハバロフスク地方住民への医療支援を行う。
2. 自治体の健康促進施設は、地方自治体の所有物であり、地方自治体予算で運営される。
3. ハバロフスク地方国家権力機関と地方自治体は、ハバロフスク地方予算を用いて、保険料の支払い、国立、自治体の医療施設では住民の医療費は無料が原則であり、そのなかでも母と子への無料の医療サービスは優先的に十分に施される。
4. ハバロフスク地方では、私立医療施設発展のために貸与、税金における優

遇が用意され、医療施設の建設にあたって企業、施設、組織、法人からの資金的な支援を受ける。

第73条 住民の社会保障と就業

1. ハバロフスク地方国家権力機関は市場経済の状況下で、住民社会保障の条件整備に着手し、措置を講じる。ハバロフスク地方政府は、ハバロフスク地方立法議会で承認された住民のための特別社会保障計画を作成する。低所得者、身体障害者、年金生活者、社会的弱者への社会的協力と支援に大きな関心をもつ。

2. ハバロフスク地方国家権力機関は住民の就業にかんする措置を講じ、有効的な就業、失業者の削減、新しい雇用の創出、経営幹部の再教育にかんする諸計画を作成し、実行する。

第十三章 ハバロフスク地方憲章の修正手続き

第74条 ハバロフスク地方憲章の修正と補足

1. ハバロフスク地方憲章の修正と補足は、ハバロフスク地方立法議会議員定数三分の二以上の賛成で採択されたハバロフスク地方の法律に基づいて行われる。

2. ハバロフスク地方憲章の修正と補足にかんする提案は、以下の者によって行われる。ハバロフスク地方立法議会議長、ハバロフスク地方知事、ハバロフスク地方立法議会議員定数三分の一以上から構成される議員グループ、地方自治体代表機関、ハバロフスク地方裁判所、ハバロフスク地方調停裁判所、ロシア極東管区連邦調停裁判所、ハバロフスク地方検事。

第十四章 結語と一時規定

第75条 ハバロフスク地方憲章の効力発生

1. ハバロフスク地方憲章は、ハバロフスク地方知事とハバロフスク地方立法議会議長が署名し、公表日に効力を発する。

第76条 ハバロフスク地方憲章に基づくハバロフスク地方法令の発布

1. 本憲章の効力発生日から6カ月以内に、ハバロフスク地方の現行のすべての法律、ハバロフスク地方国家権力機関のすべての法令、地方自治体のすべての法令がハバロフスク地方憲章に抵触しているかどうかを検証する。

2. 本憲章の効力発生までのハバロフスク地方内のハバロフスク地方の法律と法令は、本憲章の諸条項に抵触しないように採択される。

第77条 ハバロフスク地方立法議会の権限

1. 本憲章が効力を発生するまでに選出されたハバロフスク地方立法議会は、新しい議会議員選挙が実施されるまでは、本憲章、ハバロフスク地方の法律、その他の法令で制定されているハバロフスク地方立法議会の権限を行使する。

第78条 ハバロフスク地方憲章と連邦の法律の関係

1. ロシア連邦主体における国家権力機関と地方自治体の一般原則にかんする連邦の法律が採択され、効力を発生した後は、本憲章は必ずそれに従う。

サハ－共和国憲法

前文

サハ－共和国は多民族国家であり、共和国の国家主権宣言を基盤に据え、サハ－共和国をロシア連邦主体と規定する。民族自決権を行使し、共和国発展に貢献した先代の人々を敬う。現在と将来を担う世代に大きな責任を負い、民主社会の諸原則を重視する。自由、平等、平和、進歩にたいするすべての共和国市民の関心と意思を表明し、共和国国民の保護と独自の発展を祈願する。本憲法を制定し、サハ－共和国憲法を国家主権の基本法と定める。

第一章 サハ－共和国の憲法的国家機構の諸原則

第1条

- ・サハ－共和国（ヤクーチヤ）は、民族自決権を基盤に据えた主権国家、民主国家、法治国家である。
- ・共和国主権の担い手と国家権力の源泉は、共和国市民を構成するすべての民族にある。民族の一部や個人が、国家権力実現の権利を独占することはできない。
- ・国民は独立した意思を、代表機関を通して、または直接に表明する。

第2条

- ・国家は、国民の精神的な発展とすべての市民の平等な機会を提供する物質的な条件を創出することを基本目的とする。

第3条

- ・サハ－共和国（ヤクーチヤ）国家権力は、立法、執行、司法の各権力の分立と均衡、さらには共和国権力機関と地方自治体の権限分割の原則にしたがって行動する。
- ・国家は、普遍的な価値と民族的な価値の結合と調和を基盤に、民主主義、社会的な正義の原則にそって活動する。

第4条

- ・サハ－共和国（ヤクーチヤ）の民主主義は、政治的多元主義を正当な基盤とする。社会団体は、共和国主権と民主国家の諸原則を遵守し、ロシア憲法とサハ－共和国（ヤクーチヤ）憲法の枠内で活動する。
- ・民族的、宗教的な敵対と憎悪の増長、共和国の憲法的国家機構の暴力による転覆は法律に基づいて罰せられる。

第5条

- ・サハ－共和国（ヤクーチヤ）領土内の土地、地下資源、水資源、森林、動植物、その他の天然資源、空域、大陸棚は、サハ－共和国（ヤクーチヤ）国民の財産であり、共和国から切り離すことはできない。

第6条

- ・国家は、経営と工業活動の社会環境整備に努める。

・サハー共和国（ヤクーチヤ）の領土は、原爆、化学兵器、細菌兵器、その他の大量殺戮兵器の製造、配備、保持の対象とはならず、それらの廃棄物の放置も認めない。

第7条

・本憲法はサハー共和国（ヤクーチヤ）において市民社会を建設し、共和国内では最高法であり、その規範は直接的な効力を有する。

・共和国内の国家機関、企業、施設、社会組織は、その所有形態と従属関係にかかわらず、サハー共和国（ヤクーチヤ）憲法を遵守し、憲法を基盤に活動する。

第8条

・サハー共和国（サハー）は、自由意志と平等の諸原則を実現し、連邦条約を基盤に連邦国家としてロシア連邦主体を構成する。

・自発的に譲渡とした権限にしたがって採択されたロシア連邦の法律は、サハー共和国（ヤクーチヤ）領土内では上級法である。

第9条

・サハー共和国（ヤクーチヤ）は、国際・対外経済関係の舞台では自立的なアクターである。共和国は諸外国と貿易、その他の関係を構築し、国際協定を締結し、国際機関の活動に参加する。

第二章 人間と市民の真理、自由、義務

第10条

・サハー共和国（ヤクーチヤ）は、人間と市民の権利と自由を敬い、擁護する。

・国家は、個人にたいする干渉から一人ひとりを守る。

第11条

・家族、母と子は、国家の保護下にある。婚姻は、女性と男性の自主的な合意に基づく。夫婦は、家族関係においては平等である。国家は、女性と子供の健康を増進する制度を樹立する。

・家庭教育と社会教育は、自由、理性、輝く個性、尊敬、他人の長所と自由、普遍的な民族文化の担い手を形成することを目的とする。

第12条

・サハー共和国（ヤクーチヤ）は、国籍を有する。サハー共和国（ヤクーチヤ）国民は、ロシア連邦国民である。サハー共和国国民となれるのは、共和国出身者、またはサハー共和国（ヤクーチヤ）の永住者である。

・国籍の取得と喪失の諸原則と手続きは、サハー共和国（ヤクーチヤ）国籍法で制定される。

第13条

・国家は、思考の自由、表現の自由、情報の交換、良心の自由、信仰の自由を保障する。思考の自由にたいする迫害は、認められない。

- ・マスメディアへの検閲と独占は認められない。
- ・法律に基づいて活動する集会、協会、団体の自由は保障される。
- ・市民は法律で制定されている手続きにそって政党と社会組織を結成し、大衆行動に参加する権利を有する。

第14条

- ・市民は社会と国家管理、全連邦的・地域的な問題にかかわる法律と決定の議論に参加する。さらに国民投票への参加権と選挙権、被選挙権を有する。

第15条

- ・共和国民ではないが共和国内にすむ市民と個人は、出身地、社会的地位、財産、民族的な帰属、年齢、性別、教育、言語、宗教、職業、現住所、その他の要因に関係なく、法律のまえでは平等である。

第16条

- ・何人も法律で制定されている手続きによらないで逮捕、拘束されない。
- ・何人も効力を有する法律によらないで犯罪人と認定されない。
- ・各人は、法律で守られる。
- ・何人も、自分、夫婦、親戚に敵対して証言する義務を負わない。

第17条

- ・各人は自由に移動し、居住地を自由に選択する権利を有する。

第18条

- ・各人は、労働において自分の能力を自由に利用する権利を有する。市民の労働権は、自由な就業権を除外しない。
- ・各人は、能力、専門的な訓練の認定に基づいて、社会的な要求を考慮して、職業を自由に選択する権利を有する。
- ・国家は、雇用維持のために統一的な保障制度を確立する。

第19条

- ・各人に、芸術、研究、技術活動の自由が保障される。著作権と知的財産権は、法律で保護される。

第20条

- ・各人は、私的財産を所有、利用、処分する権利を有する。財産の不可侵性と相続権は、法律で保障される。

第21条

- ・各人は法律に基づいて、休息と有給休暇を取得する権利を有する。

第22条

- ・共和国市民は、共和国国立教育機関で教育を受ける権利、無料の初等・中等教育、職業専門教育、高等教育をうける権利を有する。
- ・制定されている手続きに基づいて身体障害者と認定されている人にたいして、国家は特別教育施設で無料の学習と職業訓練を行う。

第23条

・各人は、病気、先天性障害による労働能力の完全または一部の喪失、失業、扶養者の死亡、その他の法律で制定されている場合においては、社会保障を受ける権利を有する。

第24条

・各人は居住権を有する。何人も居住権を侵害されない。住居の不可侵性は、法律で保護される。

第25条

・各人は健康維持の権利を有し、北方地域という特殊性を考慮に、国立病院で無料の医療サービスを受ける権利を有する。

・国家は、健康増進と体育文化とスポーツの発展を促進する活動を予算化し、支援・協力する。

第26条

・市民は、ロシア連邦の法律で制定されている手続きに基づいて徴兵義務を負う。

・市民は徴兵の権利を有し、この場合サハール共和国（ヤクーチヤ）とロシア連邦の法律に基づいて、共和国領土内で従軍する。

第27条

・北方少数民族のために彼らの従軍地は、サハール共和国（ヤクーチヤ）とロシア連邦の法律に基づいて彼らの希望を優先する。

第28条

・各人は、国家、国家機関、社会組織、マスメディア、職務の遂行にあたっての役職者と私人の非合法的行為が原因で被った道徳的、物質的な損失にたいして保障をうける権利を有する。

第29条

・共和国内にあってはたとえ市民権を有しなくても、サハール共和国（ヤクーチヤ）の憲法と法律を遵守する。

第30条

・国家と社会の安全、社会秩序の維持のために、人間と市民の権利と自由は法律にしたがって制限されることがある。

第31条

・人間と市民の権利と自由の行使は、義務の遂行と不可分である。

第32条

・各人は、他人の権利と正当な利益を尊重する。各人は、独自の文化と風習、共和国の伝統的な生活様式を尊重し、それらの復興、維持、発展に協力する。

・各人は、隣人の生活と健康に配慮する。

・民族的特質の侮蔑と軽蔑は、法律で制定されている手続きに基づいて審議される。

第33条

・各人は、自然を尊重、維持し、天然資源を合理的に利用し、自然環境の規範を遵守する。

・各人は、資料的に意義のある、歴史的な記念碑、文化的な価値を有するその他の文化財の保存に協力する。

第34条

・各人は子供の教育に従事し、社会的に有益な労働をするように教育し、社会の正当な構成員になるように教育する。子供たちは両親を敬い、彼らに協力する。

第35条

・サハール共和国（ヤクーチヤ）憲法に盛り込まれている人間と市民の権利と自由の項目は消去されることがあってはならないし、その他の権利と自由を制限してもならない。それらは、法律で保障される。

第三章 サハール共和国（ヤクーチヤ）の民族・国家的な地位、行政区画の創設

第36条

・サハール共和国（ヤクーチヤ）は、ロシア連邦主体であり、すべての市民の利益を表明する。

・サハール共和国（ヤクーチヤ）は、市民の自由な意思表明を基盤に民族自決権を有する。

第37条

・サハール共和国（ヤクーチヤ）は、ロシア連邦国家権力連邦機関の管轄にかんする協定を基盤に、自発的に分割している権限を除いて共和国全土に完全な統治権を行使する。

第38条

・国家権力の最高機関としてのサハール共和国（ヤクーチヤ）の排他的な管轄事項は、以下の通りである。

1 サハール共和国（ヤクーチヤ）憲法の採択とその修正、補足

2 国家機構の建設、サハール共和国（ヤクーチヤ）の領土と地位

3 共和国主権の擁護と共和国憲法遵守の監督

4 共和国の法整備

5 社会・経済政策、地政学的政策、国民政策の形成と実施

6 外貨ファンドの作成

7 国家予算の作成と承認、共和国税と地方税の制定、財政機関の活動の監督、北方少数民族の社会保障と発展ファンドを含む共和国予算から歳出されるファンドの形成、

8 北方少数民族の慣習環境と伝統的な生活様式の保護

9 所有関係の制定、土地、地下資源、水資源、森林の所有、利用、処分の各手続き、環境保護の手続き

- 10 工業、農業コンビナート、住居と公共サービス、商業と公共食堂、住民日常サービス、大規模住宅建設、居住区域内の福祉、道路建設と交通網の整備
- 11 国民教育、文化・研究機関と施設、健康増進、体育文化とスポーツ、社会保障、公文書の保存、歴史と文化記念碑の保護
- 12 国家権力機関と管理の形成、裁判所、検事局、財政機関の形成
- 13 諸外国との対外経済関係、学術・文化関係の樹立と調整
- 14 国際機関における共和国代表部の設置
- 15 連邦条約、議会間または政府間の協定と合意の締結
- 16 共和国憲法で共和国国家機関の管轄に含まれているその他の諸問題

第39条

- ・サハール共和国（ヤクーチヤ）は連邦条約に基づいて、自発的に主権の一部を一定期間、ロシア連邦国家権力連邦機関の管轄に譲渡する。
- ・サハール共和国（ヤクーチヤ）とロシア連邦間の条約において、共同権限事項を制定する。

第40条

- ・サハール共和国（ヤクーチヤ）は、条約、特別決定合意手続き、その執行の特別合意手続きを基盤に、付与された権限を実現する。
- ・共同権限にかかわる諸問題は、該当権力機関とサハール共和国（ヤクーチヤ）の同意、特別な合意によって解決される。

第41条

- ・サハール共和国（ヤクーチヤ）の法律は、ロシア連邦国家権力連邦機関の管轄になっている事項を除いて、共和国内のすべての問題で最高法である。
- ・共同権限になっている諸問題について採択されたロシア連邦の法律は、サハール共和国（ヤクーチヤ）国家会議（イル・トゥーメン）上院での批准後に、サハール共和国（ヤクーチヤ）領土内で効力を発する。
- ・サハール共和国（ヤクーチヤ）は連邦条約に違反し、サハール共和国（ヤクーチヤ）の憲法、または法律に抵触した場合、条約で制定されている手続きに基づいて、ロシア連邦の法律とその他の法令の効力を共和国領土内で停止する権利を有する。

第42条

- ・サハール共和国（ヤクーチヤ）は、共和国の原住民、さらには古くからすむロシア人とその他の諸民族の保護と復興を保障する。
- ・共和国は、原住民と北方少数民族の伝統、文化、風習を保護し、以下に事項にたいする不可分の権利を保障する。

(1)法律に基づいて森林経営と漁業を含む土地と天然資源の所有と利用

(2)社会医療網の整備

- ・本憲法で記されていない北方少数民族の権利の実現にあたっての手続きと要件は、法律で制定される。

第43条

・北方少数民族の居住区には、住民の意思表示を可能とする民族行政区域が創設される。この行政区の地位は、共和国の法律で制定される。

第44条

・サハール共和国（ヤクーチヤ）の領土には多民族が住み、原住民の古くからの土地である。
・本憲法の採択された今日、既存の境界線内の共和国領土は、統一体であり、不可分である。

第45条

・サハール共和国（ヤクーチヤ）は自主的に行政区画を制定する。
・共和国の行政区画の変更は、地方代表機関の合意のもとで、サハール共和国（ヤクーチヤ）国家議会（イル・トゥーメン）共和国会議で行われる。

第46条

・サハール共和国（ヤクーチヤ）の公式国家言語は、サハール語とロシア語である。共和国北方民族の言語は、居住区では公式言語である。

第四章 サハール共和国（ヤクーチヤ）の国家権力機構

第47条

・サハール共和国（ヤクーチヤ）国家権力最高機関は諸民族の正当な代表者であり、その意思を表明する。
・国家機関と役職者は、市民と社会に責任を負う。

第48条

・共和国領土内では、サハール共和国（ヤクーチヤ）主権と共存しない権力機関の活動を認めない。

第49条

・国家は以下の事項を担う。

- 1 サハール共和国（ヤクーチヤ）の主権と領土の一体性を保障する。
- 2 共和国の人間と市民の権利を擁護、保障する。
- 3 憲法的国家機構建設と法律を遵守し、法秩序を維持する。
- 4 経済発展にむけた政策を作成、実施し、自由な経済的イニシアティブを発展させ、市民の社会保障を整備する。
- 5 人間の適切な日常環境を維持、確保する目的で、社会と自然の相互関係を整備する。
- 6 国民主権を保障し、母国語、民族文化、特殊性を維持、発展させる。

第50条

・サハール共和国（ヤクーチヤ）の最高国家権力機関は以下の通りである。

- 1 サハール共和国（ヤクーチヤ）国家議会（イル・トゥーメン）
- 2 サハール共和国（ヤクーチヤ）大統領

3 サハー共和国（ヤクーチヤ）憲法裁判所

4 サハー共和国（ヤクーチヤ）最高裁判所

・権力分立の原則に基づいて、上記の機関は自主的に活動する。

第51条 サハー共和国（ヤクーチヤ）国家議会（イル・トゥーメン）

・サハー共和国（イル・トゥーメン）の最高代表・立法・監督機関は、国家議会（イル・トゥーメン）、つまりサハー共和国議会である。

・国家議会（イル・トゥーメン）は、共和国会議と代表者会議の二院から構成される。

第52条

・国家議会（イル・トゥーメン）議員の任期は、5年である。選挙手続きは、法律で制定される。

・国家議会（イル・トゥーメン）の議員は、21歳以上で被選挙権を有するサハー共和国（ヤクーチヤ）市民のなかから選出される。

第53条

・国家議会（イル・トゥーメン）の活動手続きとその議院は、サハー共和国（ヤクーチヤ）の憲法的法律と議事規定で制定される。

・国家議会の議院本会議は個別に開催される。共同開催は、以下の場合に限られる。

1 サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領の教書演説。

2 サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領の報告

3 サハー共和国（ヤクーチヤ）憲法裁判所の判決報告

4 サハー共和国（ヤクーチヤ）憲法の採択、その修正と補足にかんする法律の採択

5 全共和国民投票、サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領選挙、国家議会（イル・トゥーメン）議員選挙、国家権力地方機関の選挙

6 法律で触れられているその他の諸問題の報告

・国家議会（イル・トゥーメン）の議院第一回本会議は、各議院の議員定数三分の二以上の議員が選出され、選挙日から一ヶ月以内に開催される。選出された議員の権限は、議院資格審査委員会で承認される。国家議会（イル・トゥーメン）議員の権限は、新しい議員が召集された第一回本会議の開催と同時に停止する。

第54条

・国家議会（イル・トゥーメン）の各議院の第一回本会議で、議員のなかから議長と副議長を選出する。

第55条

・サハー共和国（ヤクーチヤ）国家議会の各議院の議長は、共和国の出身者で、15年以上の居住期間があり、共和国の公式国家言語（サハー語とロシア語）を自由に話すことができる市民とする。

・サハール共和国（ヤクーチヤ）国家議会（イル・トゥーメン）代表者会議議長は、連続して二期以上務めることはできない。

・サハール共和国（ヤクーチヤ）国家議会（イル・トゥーメン）代表者会議副議長は、議長の欠席、議長による職務遂行不能の場合に、議長の職務を代行し、議長の委任にしたがって職務を遂行する。

第56条

・共和国会議議長と代表者会議議長は本会議を主宰し、議院内規を作成する。

第57条

・共和国議会は、共和国内の各市が一選挙区となり、そこで選出される議員から構成される。

・代表者会議は、地域選出の議員から構成され、議員定数は共和国会議と同一である。

・国家議会（イル・トゥーメン）議員は、サハール共和国（ヤクーチヤ）国民議員である。議員解職の原則と手続きは、サハール共和国（ヤクーチヤ）の法律に基づく。

第58条

・共和国各議院の管轄は、以下の通りである。

1 サハール共和国（ヤクーチヤ）の憲法的法律の審議と採択、国家的共和国予算の審議と採択、代表者会議に委ねられている財政、外貨、貸与の諸問題にかんする法律の審議と採択

2 共和国の国内政策、対外政策、経済政策、社会文化政策の基本問題にかんする決議の採択、将来の国家計画案の承認

3 共和国政府の信任問題の決議の採択

4 サハール共和国（ヤクーチヤ）大統領の辞職と解職の採択

サハール共和国（ヤクーチヤ）の国家管理機関機構の承認

5 サハール共和国（ヤクーチヤ）憲法裁判所判事の選出、サハール共和国（ヤクーチヤ）最高調停裁判所長の選出

6 サハール共和国（ヤクーチヤ）政府首相と副首相の任命と解職、国立銀行総裁の任命と解職、内務大臣の任命と解職、対外関係省大臣、年金基金総裁の任命と解職、公認会計検査局長の任命と解職、税務局長の任命と解職、貴金属委員会議長の任命と解職にかんしてサハール共和国（ヤクーチヤ）大統領への同意

7 ロシア連邦検事総長によるサハール共和国（ヤクーチヤ）検事長の任命、ロシア連邦特務機関共和国機関長の任命の同意

8 代表者会議の提案に基づいて国家議会（トル・トゥーメン）監査委員会議長の承認

9 中央選挙管理委員会メンバーの承認

10 行政単位を区分する境界線の変更

11 法律の手続きに基づくロシア連邦議会連邦会議への提案

12 サハール共和国（ヤクーチヤ）の大統領と政府によって提案された個々の法案の審議

13 国家予算と共和国予算、予算外ファンド、外貨ファンド、貴金属ファンドの執行にたいする監査

14 サハール共和国（ヤクーチヤ）の法律執行の監督

15 法律に盛り込まれているその他の権限

・議院の管轄事項になっている諸問題については、議院が決議を採択する。

第58条-1

・代表者会議の管轄事項は、以下の通りである。

1 管轄事項にかんする共和国の法律の作成と採択

2 共同管轄となっているロシア連邦の法律と法令の批准

3 国家間の条約と合意の批准と破棄

4 共和国の国内問題、対外問題、経済・社会・文化の発展にかんするこの諸問題の解決

5 本憲法第58条で触れられている役職者を除く、各省の役職者と国家委員会の幹部の任命と解職への合意

6 共和国会議にたいする国家議会(イル・トゥーメン)監査委員会議長の承認の提案

7 ウルース(市)裁判所判事の選出、サハール共和国（ヤクーチヤ）最高裁判所判事の選出、サハール共和国（ヤクーチヤ）最高調停裁判所判事の選出

8 連邦の法律、サハール共和国（ヤクーチヤ）の憲法と法律に抵触し、サハール共和国（ヤクーチヤ）の主権を制限し、共和国民の権利を侵害するような共和国とロシア連邦の法律、共和国政府・省の決定、命令、その他の法令、さらには連邦機関と省庁の決定と命令の効力の停止にかんする決議の採択と承認

9 法律の手続きに基づくロシア連邦議会への法案の提出

10 共和国領土への非常事態宣言の導入、停止、縮小の諸問題にかんする決議の採択

11 サハール共和国（ヤクーチヤ）大統領と政府によって発表される個々の法令の審議

12 国家予算と共和国予算の歳出項目にたいする監査、予算外ファンド、外貨ファンド、貴金属ファンドの執行にたいする監査

13 サハール共和国（ヤクーチヤ）の法律執行の監督

14 サハール共和国（ヤクーチヤ）の法律の解釈

15 法律で触れられているその他の権限

・議院の管轄事項になっている諸問題については、議院が決議を採択する。

第59条

・法案提出権は、サハール共和国（ヤクーチヤ）大統領、国家議会(イル・トゥーメン)議員、共和国会議常設委員会、代表者会議委員会、サハール共和国（ヤクー

チヤ) 政府、政治団体と社会団体の共和国内の諸機関に付与される。さらに法案提出権は各自の権限内で、サハー共和国(ヤクーチヤ) 憲法裁判所、サハー共和国(ヤクーチヤ) 最高裁判所、サハー共和国(ヤクーチヤ) 最高調停裁判所、サハー共和国(ヤクーチヤ) 検事長に付与される。

- ・サハー共和国(ヤクーチヤ) の法律の審議と採択は、法律「国家議会(イル・トゥーメン)について」と議事規定に従う。
- ・採択された法律は、該当会議議長によって署名され、サハー共和国(ヤクーチヤ) 大統領に送付される。大統領に送付されてから14日以内に却下されない場合、法律は公表され、それと同時に効力を発生する。
- ・サハー共和国(ヤクーチヤ) 大統領が法律の送付を受けて、14日以内にそれを却下した場合、議会は制定されている法律の手続きに基づいてその法律を再度審議する。
- ・サハー共和国(ヤクーチヤ) 大統領が議会で採択された法律を再び却下した場合、両院合同会議で審議する。
- ・合同会議で採択された法律は、国家議会(イル・トゥーメン)の両院議長によって署名、公表され、それと同時に効力を発する。

第60条

- ・国家議会(イル・トゥーメン)両院は、議員から構成される常設委員会を設置する。
- ・常設委員会は、国家議会(イル・トゥーメン)の法律とその他の決議の執行を監督する法案とその他の草案を審議する。

第60条-1

- ・法律の執行、国有財産の保護にたいする監督は、国家議会(イル・トゥーメン) 監督委員会が行う。

第61条 削除

第62条 削除

第63条 削除

第64条

- ・国家議会(イル・トゥーメン)議員の地位は、法律で定められる。

第65条 サハー共和国(ヤクーチヤ) 大統領

- ・サハー共和国(ヤクーチヤ) 大統領は、共和国の最高役職者であり、共和国における執行権力の長である。
- ・サハー共和国(ヤクーチヤ) 大統領は、国家主権と共和国領土の一体性を保障し、サハー共和国(ヤクーチヤ) の憲法と法律、さらには共和国が採択した共和国間の義務と国際間の義務を遵守する。

第66条

- ・サハー共和国(ヤクーチヤ) 大統領は共和国の出身者で、15年以上の居住年数があり、40歳以上60歳以下の年齢であり、共和国の二つの国家言語を

自由に話し、選挙権を有する共和国市民とする。

第67条

・サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領は、共和国市民による秘密直接投票で選出される。大統領の任期は5年であり、連続して二期以上の再任はできない。

第68条

・サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領候補者は、政党、社会組織、社会運動団体、労働集団、有権者グループによって選出される。

・サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領候補者選出の申請書は、共和国内の七地区以上の有権者の支持があり、各地区では全有権者の5パーセント以上の署名が必要である。

・サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領選挙は、法律で制定されている手続きで実施される。

第69条

・サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領の就任にあたっては、サハー共和国（ヤクーチヤ）国家議会（イル・トゥーメン）において二つの国家言語を用いて以下のように宣誓する。「自己の名誉と能力を生かし、大統領の職務を自発的に遂行することを誓います。サハー共和国（ヤクーチヤ）の憲法と法律を遵守し、共和国主権を堅持します。人間と市民の権利を尊重し、サハー共和国（ヤクーチヤ）の多民族国家の利益を推進します」

第70条

・サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領の専権事項は以下の通りである。

1 ロシア連邦、CIS 構成国、共和国、各地域との関係において、さらには国際関係において、サハー共和国（ヤクーチヤ）を代表する。

2 サハー共和国（ヤクーチヤ）国家議会（イル・トゥーメン）で年次教書を発表する。

3 国家議会（イル・トゥーメン）に共和国予算案を提出する。

4 共和国両院の事前の同意を受けて、政府首相と副首相の任命、国立銀行総裁の任命、内務大臣の任命、対外関係省大臣と年金基金総裁の任命、公認会計検査局長の任命、税務局長の任命、貴金属委員会議長の任命を行う。

5 代表者会議の事前の同意を受けて、各省庁の役職者と国家委員会の幹部の任命と解職を行う。

6 サハー共和国（ヤクーチヤ）政府の活動を全般的に指導する。

7 法案提出権を有する。

8 国家議会（イル・トゥーメン）議院で採択された法律を14日以内に却下する権利を有する。全国民投票（レフェレンダム）の結果で承認された法律に14日以内に署名、公表する。

9 国家議会（イル・トゥーメン）にたいして、国内政策と対外政策の重要課題を報告する。

- 10 サハール共和国（ヤクーチヤ）国家議会（イル・トゥーメン）の活動に参加する権利を有する。
- 11 サハール共和国（ヤクーチヤ）国家管理機関機構を指揮し、サハール共和国（ヤクーチヤ）最高国家権力機関との相互関係を確立する。
- 12 法律で制定されている手続きで、サハール共和国（ヤクーチヤ）政府の総辞職を採択する。
- 13 共和国のダイヤモンド・ファンド、外貨ファンド、金ファンドを運営する。
- 14 大統領ファンドの資金を管理する。
- 15 連邦条約で盛り込まれている諸問題の解決にあたって、サハール共和国（ヤクーチヤ）を代表して参加する。
- 16 サハール共和国（ヤクーチヤ）の憲法と法律、サハール共和国（ヤクーチヤ）大統領令に抵触している場合、共和国政府の決定と命令、共和国各省庁の法令を停止し、地方自治体の法令の効力を停止する。
- 17 サハール共和国（ヤクーチヤ）の利益に直接かかわるロシア連邦国家機関の法令が共和国の憲法と法律に抵触すると考えられる場合、共和国憲法裁判所に提訴する。ロシア連邦の立法機関と執行機関、役職者によってサハール共和国（ヤクーチヤ）の利益が損なわれる場合、サハール共和国（ヤクーチヤ）憲法裁判所の判決を考慮に入れて、サハール共和国（ヤクーチヤ）領土内での法令の効力を停止する。
- 18 サハール共和国（ヤクーチヤ）市民の諸問題を解決する。
- 19 国家勲章と表彰を行う。
- 20 代表者会議の承認を受けて、サハール共和国（ヤクーチヤ）領土または個々の地域に非常事態を三カ月を限度に発令する。
- 21 国際交渉を行い、サハール共和国（ヤクーチヤ）の国際条約と国際協定に署名する。批准された条約の枠内で、合意文書を交わす。
- 22 諸外国と国際組織に通商代表部と事務所を開設する。
- 23 国家議会（イル・トゥーメン）の同意を受けて、ロシア連邦との交渉にあたるサハール共和国（ヤクーチヤ）全権代表者を任命する。
- 24 サハール共和国（ヤクーチヤ）領土内に部隊配置にかんする決議を採択する。部隊の移動と活動を監視する。部隊による協定義務違反を定める。
- 25 陸上部隊の編成とその他の編成にかんする手続きを制定する。
- 26 共和国の国家主権違反事項を制定し、採択された措置を国家議会（イル・トゥーメン）に報告する。
- 27 サハール共和国（ヤクーチヤ）の憲法と法律で盛り込まれているその他の権限を実現する。
 - ・サハール共和国（ヤクーチヤ）国家議会（イル・トゥーメン）は、サハール共和国（ヤクーチヤ）の全議員の過半数以上の賛成があれば、サハール共和国（ヤクーチヤ）大統領にたいして、国家議会（イル・トゥーメン）両院合同本会議で緊急報告を求

めることができる。

第71条

・サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領は、国家議会(イル・トゥーメン)両院と国家権力地方代表機関の解散権とそれらの活動を停止させる権利を有しない。

第72条

・サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領は自己の権限を、サハー共和国（ヤクーチヤ）憲法的国家機構を変更するために利用することはできない。

第73条

・サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領の権限を執行するにあたって、共和国全土にたいして大統領令、命令を公布し、それらの執行を保障する。

第74条

・サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領は、サハー共和国（ヤクーチヤ）の憲法と法律に違反した場合、解職されることがある。その決定は、サハー共和国（ヤクーチヤ）憲法裁判所の判決を基礎に、両院全議員三分の二以上の賛成で採択される。

第75条

・サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領の選出と同時に、5年任期のサハー共和国（ヤクーチヤ）副大統領が選ばれる。副大統領は、共和国大統領候補者が指名する。

第76条

・サハー共和国（ヤクーチヤ）副大統領の専権事項は、以下の通りである。

1 大統領府の活動を調整する。

2 大統領とサハー共和国（ヤクーチヤ）国家議会(イル・トゥーメン)、地方自治体との関係を調整する。

3 共和国の状況を大統領に報告する。

4 財政・経済監督諸機関の相互協力関係を確立する。

5 共和国市民の権利の実現を監督し、サハー共和国（ヤクーチヤ）国家議会(イル・トゥーメン)に年次報告を行う。

6 大統領の委任を受けて、大統領権限の一部を代行する。

7 大統領の死亡、解職の場合、新しい大統領の選出まで大統領権限を行使する。

第77条

・サハー共和国（ヤクーチヤ）副大統領は大統領と同時に、同一の原則と手続きに基づいて解職される。

第78条

・サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領と副大統領は、自己の職務にたいして賞与を受ける。組織、施設、個人からのその他の賞与を受けることはできない。

・大統領と副大統領は、議員を兼任できない。

・大統領と副大統領は不逮捕権を有し、その地位は法律で規定される。

第79条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）政府は、国家権力の執行・管理機関である。サハー共和国（ヤクーチヤ）政府首相は、政府の活動を指導し、組織化する。
- ・共和国政府は、決定、命令、その他の法令を公布する。
- ・共和国政府は、サハー共和国（ヤクーチヤ）国家議会(イル・トゥーメン)の第一回本会議において権限を明確にする。

第80条

- ・自己の権限内で採択された政府の命令は、共和国全土において執行されなければならない。

第81条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）政府は、社会・経済政策を作成、実現し、その実現に完全な責任を負う。
- ・政府は毎年、または国家議会(イル・トゥーメン)の要請を受けて、自己の活動報告を行う。

第82条

- ・国家議会(イル・トゥーメン)の信任を失った政府は、総辞職する。政府信任にかんする諸問題の審議権は、サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領と国家議会(イル・トゥーメン)に帰属する。
- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）政府は総辞職することができ、サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領によって承認、または否認される。
- ・総辞職または権限停止の場合、サハー共和国（ヤクーチヤ）政府はサハー共和国（ヤクーチヤ）大統領の委任を受けて、新しい政府の組閣が完了するまでは活動を継続する。

第83条

- ・国家機関と政府諸機関の職員は、法律に基づいて活動する。

第84条 国家権力地方機関と地方自治体

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）では、住民、その民族的な特質、その他の特長を考慮に入れて、地方にかかわる経済問題、社会・文化問題、環境問題、その他の諸問題を自発的に解決するために、市民団体は国家権力地方機関機構と地方自治体とともに活動する。

第85条

- ・国家権力を実現するためにウスルース、市、村においては、地方代表機関、つまりウルース議会、市議会、村議会が設置され、それらに相当する執行機関、つまり自治体行政機関が開設される。
- ・各議会の議員、それらに相当する自治体行政機関の長は、地域内の住民によって選出される。選挙では、自治体代表権力機関の役職者と自治体執行権力機関の役職者の兼任は認められる。
- ・北方少数民族がすむ地域では国家権力地方機関は、法律で制定されている手

続きに基づいて、民族的特質を考慮に入れて構成される。

第86条

- ・ 国家権力地方機関と地方自治体の組織と活動は、以下の事項に基づく。
 - 1 地方のかかわる諸問題で市民権を実現する。
 - 2 国家権力代表機関、国家権力執行機関、地方自治体の間で専権事項、経済と財政の各権限を分割する。
 - 3 自治体行政機関の代表機関への従属
 - 4 地方と国家の利益の統合
 - 5 国家権力地方機関、地方自治体の住民への責任

第87条

- ・ 国家権力地方機関と地方自治体の活動は、サハール共和国（ヤクーチヤ）憲法と共和国の法律、その他の法令に基づく。
- ・ 国家権力地方機関の組織化の手続き、構成、権限分割は、サハール共和国（ヤクーチヤ）の憲法的法律によって定められる。

第88条

- ・ 国家権力地方機関と地方自治体の活動の経済基盤は、公共財、地方経済、地方財源、土地・水資源・森林の各所有から構成される。

第89条

- ・ 法人は法律で制定されている手続きに基づいて、自己によって引き起こされた地方経済への損失にたいして物質的、その他の責任を国家権力地方機関と地方自治体に負う。
- ・ 市民は、国家権力地方機関と地方自治体の決定と活動を司法手続きにそって提訴する権利を有する。

第90条

- ・ 地方権力機関は、以下の事項を行使する。
 - 1 住民利益のために公共財を所有、利用、処分する。
 - 2 社会・文化施設の建設、住居の建設、健康と国民教育の発展、余暇産業の発展、日常サービスと公共サービスの整備。
 - 3 歴史と文化の記念碑を保護する。
 - 4 地方権力機関に従属する企業、組織、施設、ファンドを指導する。
 - 5 天然資源利用の問題、自然と環境の維持の問題を解決、調整、監督する。土地と森林の合理的な配分と有効利用を確立する。
 - 6 共和国の法律の遵守と執行、社会・国家秩序の維持を行う。サハール共和国（ヤクーチヤ）の法律と、共和国内で効力を有するロシア連邦の法律を監督する。
 - 7 国家管理機関、企業、組織、施設、市民との間に経済関係と税制を確立する。所有と経営の多様な形態を発展させる。消費者の権利と利益を保護する。
 - 8 市民権の実現と保護、個人の不可侵性、住居の所有権を保障する。
 - 9 法律で定められた手続きに基づいて、住民投票を実施する。

第91条

- ・国家権力地方代表機関は、サハー共和国（ヤクーチヤ）の法律で定められている権限内で、法令と決定を採択する。
- ・国家権力地方代表機関の決議は、地域内にあるすべての企業、施設、組織、さらには役職者、市民、外国人を拘束する。

第92条

- ・国家権力地方機関は、サハー共和国（ヤクーチヤ）の法律と抵触する場合、下位の国家権力機関の法令を破棄する権利を有する。

第93条

- ・国家権力地方代表機関は法律で制定されている手続きに基づいて、地方行政機関の長に不信任を表明できる。

第94条

- ・地方行政機関は権限内で、決議を採択し、該当地域にあるすべての企業、施設、組織、役職者、市民、国籍をもたない個人、外国人を拘束する。
- ・地方行政機関は、下位行政機関の決定と命令を破棄できる。

第94条-1

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）では地方自治が実現、保障される。地方自治は地方自治体の選出機関とその他の諸機関、または住民投票、選挙、その他の直接的な意思表示の形態をとる。歴史的な伝統とその他の地域的な伝統を考慮に入れて、市、農村、その他の地域において、市民が地方自治を担う。
- ・地方自治体の境界線の制定と変更は、地元住民の意見を考慮に入れて実施される。

第94条-2

- ・地方自治体の諸機関の構成は、地元住民によって自主的に定められる。
- ・自己の権限内で地方自治体の諸機関は自主的に活動し、国家権力機関制度には加わらない。
- ・地方自治体の諸機関は法律に基づいて個々の国家的な権限を、自分たちに必要な物質的、財政的な資金を受けて実施する。譲渡された権限の実現は、国家の管理下にある。
- ・地方自治体の諸機関は自主的に、所有財産を処分する。

第95条

- ・法令的な内容を含む協定締結にかんする国家権力地方諸機関と地方自治体の権利は、サハー共和国（ヤクーチヤ）の法律で規定される。

第96条

- ・地方行政機関はサハー共和国（ヤクーチヤ）の市民を対象に職員採用試験を実施し、雇用関係に基づいて採用する。

第97条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）政府の地方行政諸機関への監督は、法律で制定

されている権限内で実施される。

第98条 サハー共和国（ヤクーチヤ）における司法権力、法律と法秩序の維持

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）の司法権力は、憲法的な国家建設、市民の権利と自由、法人の権利と利益を保護する。
- ・共和国における司法権力は、裁判所に帰する。
- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）の裁判は、法廷においてのみ実現される。
- ・裁判所の判決は独立しており、立法、執行権力に関係なく機能する。
- ・司法権力は、憲法訴訟手続き、民事訴訟手続き、刑事訴訟手続き、行政訴訟手続きに基づいて実施される。

第99条

- ・共和国の司法制度は、以下の諸組織から構成される。サハー共和国（ヤクーチヤ）憲法裁判所、サハー共和国（ヤクーチヤ）最高裁判所、サハー共和国（ヤクーチヤ）最高調停裁判所、市裁判所。
- ・裁判所の構成と活動の手続きは、共和国の憲法と法律で制定される。

第100条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）憲法裁判所は、共和国の憲法的国家建設を確立する最高司法権力機関である。
- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）憲法裁判所は、七つの法廷から構成される。憲法裁判所裁判長の任期は5年で、憲法裁判所判事のなかから選出される。

第101条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）憲法裁判所は、共和国の憲法的国家建設を確立するために、以下の事項を実施する。

1 サハー共和国（ヤクーチヤ）憲法規範を解釈する。

2 サハー共和国（ヤクーチヤ）国家議会(イル・トゥーメン)の憲法的規範を審査する(サハー共和国（ヤクーチヤ）憲法を修正する法律と国家権力地方機関の法令を除く)。

3 共和国大統領と共和国政府の法令の合法性と適合性を審査し、それらにそって該当する法令を採択する。

4 ロシア連邦内の協定の合法性、サハー共和国（ヤクーチヤ）の国際条約の合法性、ロシア連邦の締結した国際条約のサハー共和国（ヤクーチヤ）内での有効性と合法性を判断する。

5 ロシア連邦が交わす条約とその他の法令が、連邦条約とロシア憲法に照らして合法性があるかどうかを判定する。

6 ロシア連邦国家管理権力機関によるサハー共和国（ヤクーチヤ）の国家主権の侵害があるかどうかを判定する。

7 サハー共和国（ヤクーチヤ）とロシア連邦の間の憲法・法律上の紛争解決に参加する。

8 政党とその活動の合法性、国家管理権力諸機関と裁判所の役職者の解職について判定する。

第102条

- ・管轄の諸問題にかんする共和国憲法裁判所のすべての決定と判決は、サハー共和国（ヤクーチヤ）領土内では、発表と同時に効力を有し、全国民は遵守する義務を負う。
- ・憲法裁判所の構成と活動の手続きは、サハー共和国（ヤクーチヤ）の法律で定められる。

第103条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）最高裁判所は、最高司法権力機関であり、民法、刑法、行政法に基づいて審議する。
- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）最高裁判所は、民法と刑法の審議にかかわる第一審を検討し、市裁判所の活動に司法的な監督を実施する。
- ・市裁判所は選挙を原則に、サハー共和国（ヤクーチヤ）市民からえらばれる人民裁判委員から構成される。
- ・共和国の市裁判所と最高裁判所の人民裁判委員は任期5年、市民会議で公開投票を原則に選出される。

第104条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）最高調停裁判所は、行政分野の法律問題も含めた市民の法律問題を引き起こす企業と経営の諸問題を解決するにあたって、司法権力を行使する。

第105条

- ・共和国市民は、判事と人民裁判委員の資格で被告の法的審議に参加する。

第106条

- ・すべての裁判所の判事は一同に解職されない。判事の権限は、定年または個人的な理由による退職、または裁判所での有罪判決を受けたときに停止する。
- ・判事は国家権力機関で勤務することはできない。また、国家権力代表機関の議員になったり、政党に所属したり、企業活動を行ったり、有給の職に就くこともできない。ただし学術活動、教師、その他の創造活動は除外される。

第107条

- ・判事は独立しており、法律に従う。サハー共和国（ヤクーチヤ）憲法裁判所は、サハー共和国（ヤクーチヤ）憲法に従う。
- ・判事の不可侵性は、法律で保障される。
- ・具体的な案件の審議において法廷が、採択されている法規範が共和国憲法に抵触していることを認識した場合、裁判所は審理を中断し、法規範の合法性をサハー共和国（ヤクーチヤ）憲法裁判所に提訴する。

第108条

- ・すべての法廷での審理は公開である。非公開の法廷における審理の傍聴は、

法律で制定されている場合に限られる。訴訟手続きは、サハ語とロシア語で行われる。国家言語を理解できない被告の場合、母国語での審理が保障される。

- ・ 訴訟手続きは、競争原理を基盤とする。専門的な法律相談は、訴訟のすべての段階で認められる。

- ・ 第一審法廷では、民法と刑法の審理は判事と人民裁判委員の協議とする。専門的な判事からなる人民裁判所判事にたいしては、各自の権限にかかわる情報は法律に基づいて伝達される。

第109条

- ・ 弁護士会は自立組織であり、市民、企業、結社、組織の法律で守られるべき権利と利益の保護のために設置、活動する。

- ・ 弁護士会の組織と活動手続きは、サハ共和国（ヤクーチヤ）の法律で制定される。個人的な法律活動の手続きは、共和国の法律で定められる。

第110条

- ・ サハ共和国（ヤクーチヤ）検事局と検事は、以下の事項を監視する。

- 1 地方代表機関、執行権力と行政の諸機関、法人、社会結社、役職者、さらには法令の合法性。

- 2 予審を行う諸機関の法律の遵守。

- 3 軍管理局、軍隊組織、部隊の法律の遵守。

- ・ 検事局は、法廷の審理に参加する。

- ・ サハ共和国（ヤクーチヤ）検事は、サハ共和国（ヤクーチヤ）国家議会（イル・トゥーメン）共和国会議の賛成を受けて、ロシア連邦検事総長に任命される。

- ・ 検事局の組織と活動の手続きは、ロシア連邦の法律で制定される。

第111条 サハ共和国（ヤクーチヤ）の選挙制度

- ・ サハ共和国（ヤクーチヤ）人民議員、国家権力代表機関、地方行政機関の長は任期5年で選挙される。

第112条

- ・ 選挙は小選挙区制で実施され、候補者の自由な選出が保障され、全有権者による平等、秘密投票で行われる。

- ・ 北方少数民族選挙区は、有権者数に関係なく設置される。

- ・ 選挙権があるのは、18歳以上の共和国市民である。

第113条

- ・ 裁判所で禁治産者の認定、または有罪判決により公民権が停止している市民は、選挙権は付与されず、選挙に参加することはできない。

第114条

- ・ 議員選挙と解職の手続き、地方行政機関の長の選挙実施手続き、国家権力地方代表機関の活動手続きは、サハ共和国（ヤクーチヤ）の法律で制定される。

第115条

- ・ サハ共和国（ヤクーチヤ）の議員は、国民の全権代表者である。

- ・共和国市民は、国家代表権力機関の二つ以上の議員を兼任できない。
- ・共和国代表権力機関の全権代表者の兼任の禁止は、選挙法で制定される。

第116条

- ・社会組織とその他の社会結社の決定は、サハー共和国（ヤクーチヤ）の議員、市長、地方行政機関の長、大統領を拘束するものではない。

第五章 サハー共和国（ヤクーチヤ）の経済基盤

第117条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）の経済基盤は、国家財産、集団財産、私有財産、共有財産、その他の経営形態から構成される。
- ・所有者は法律のまえに平等であり、同一条件のもとで法律の保護を受ける。
- ・所有形態の地位、それらの形態の発生と活動の要件と条件は、法律で制定される。
- ・所有と経営活動において一定の客体にたいするサハー共和国（ヤクーチヤ）の権利は、法律で制定される。
- ・法律は、共和国にたいして特別な経済的な権利と要求を認める。

第118条

- ・所有権は不可侵である。市民財産と社会団体の財産にたいする強制収用は、法律で制定された手続きに基づいて、同一条件のもとでの公平さを保障されたうえで社会的必要性に応じて実施される。
- ・所有の譲渡の内容と限界は、法律で制定される。

第119条

- ・地下資源は、個々の市民と社会団体の所有物の対象とはならない。市民は土地を、譲渡、所有、利用する権利を有する。

第120条

- ・合理的な天然資源利用と経済発展のために、共和国内での必要性から発生する天然資源の利用の許可は、国家権力地方機関が行う。生産物の共和国外への搬出には、サハー共和国（ヤクーチヤ）政府の許可が必要である。

第121条

- ・労働者の収入の基本的な財源は、自由な労働力から派生する。企業活動の自由は、法律で認められ、保護されている。

第122条

- ・経済主体は、非独占と良心的な競争のもとで活動を自主的に展開し、その結果に責任を負う。

第123条

- ・あらゆる所有形態の企業は、労働法に基づいて雇用権を有する。

第124条

- ・企業と組織は自主的に、対外経済活動を行う。

第125条

・共和国内で活動する企業と組織はその所有形態に関係なく、法律で制定されている手続きに基づいて納税する。

第126条

・社会利益のための経済にたいする国家監督は、経営の法律的な統制、財政政策、税政策、国営企業の経済活動を通して行われる。企業には、自由な契約が保障される。

第127条

・共和国の財政上の自立性は、税金、天然資源利用代金、関税、国家財産からの歳入、その他の歳入から構成される共和国予算と地方予算の制度のうえに確立される。

第128条

・共和国の国家権力地方機関は、上級機関の干渉を受けずに、自主的に予算を作成、承認、執行する。

第129条

・共和国国家予算歳出は、共和国予算を用いてサハー共和国（ヤクーチヤ）政府によって執行される。

第130条

・サハー共和国（ヤクーチヤ）予算は、次年度までに法律に基づいて承認される。共和国国家議会(イル・トゥーメン)は、予算の補足歳出にかんする法律を採択する。同時に、この歳出の財源を特定する。

第131条

・ロシア連邦予算へのサハー共和国（ヤクーチヤ）からの拠出金は、サハー共和国（ヤクーチヤ）国家議会(イル・トゥーメン)で制定される。

第132条

・サハー共和国（ヤクーチヤ）の税法の遵守にたいする監督は、共和国国家税務署が実施する。

・共和国国家税務署は、サハー共和国（ヤクーチヤ）国家議会(イル・トゥーメン)に従属する。

第133条

・共和国金融制度の基盤は、サハー共和国（ヤクーチヤ）国立銀行と民間銀行から構成される。

・サハー共和国（ヤクーチヤ）国立銀行は、金融活動と貸付業務、その他の管理を実施する。

第134条

・共和国の外貨ファンドは、ダイヤモンド、金、その他の天然資源の処分を通して形成される。

・共和国には、ダイヤモンド・ファンド、金ファンド・特別財政ファンドがあ

る。

第六章 サハール共和国（ヤクーチヤ）の対外関係

第135条

・共和国は自己の権限を基盤に、諸外国、その地方自治体、諸地域と関係を結ぶ。

第136条

・権力と管理のいかなる連邦機関も、その他の国家組織も、権限の範囲外で共和国の名において協定と合意書を締結することはできない。

第137条

・共和国内のすべての企業、組織の対外経済活動は、共和国の法律に基づく。

第138条

・共和国は自主的に、諸外国との間で直接的な経済関係、貿易関係、文化関係、その他の諸関係を確立する。

第139条

・共和国は自主的に、経済分野、文化分野、その他の諸分野の地域組織、国際組織のメンバーにかんする問題を解決する。

第七章 サハール共和国（ヤクーチヤ）の国家シンボルと首都

第140条

・サハール共和国（ヤクーチヤ）は、国章、国旗、国歌を有する。

・サハール共和国（ヤクーチヤ）の国章は円形で、その中心にはレナ河が描かれ、旗をもって原野を駆けまわる旗手がいる。円盤の背景には、七つの結晶状の菱形に伝統的な民族模様の縁取りがついており、「サハール共和国（ヤクーチヤ）」と「サハール共和国」という文字が刻まれる。

・サハール共和国（ヤクーチヤ）の国章の色は、騎乗者は銀色と濃い赤色、縁取りは濃い青色、装飾と題銘は白色である。

・サハール共和国（ヤクーチヤ）の国旗は、青色、白色、赤色、緑色が真横に引かれた直角三角形の布地である。色の幅の配置関係は、青色は旗の幅の四分の三、白色は十六分の一、赤色は十六分の一、緑色は八分の一とする。

・青色の真ん中に、白色の円形が配置される。円の直径は、旗の幅の五分の二とする。旗の縦横の比率は、横2にたいして縦は1とする。

第141条

・サハール共和国（ヤクーチヤ）の首都は、ヤクーツク市と定める。

第八章 サハール共和国（ヤクーチヤ）憲法の効力発生とその修正の手続き

第142条

・サハール共和国（ヤクーチヤ）最高ソビエトで採択された本憲法は、その公表

の翌日に効力を発生する。

第143条

・サハー共和国（ヤクーチヤ）憲法の修正と補足は、共和国全人民議員定数三分の二以上の賛成で、サハー共和国（ヤクーチヤ）国家議会(イル・トゥーメン)において採択される。

第144条

・憲法の修正と補足の提案権は、法案提出権を有するサハー共和国（ヤクーチヤ）の主体が有する。提案提出の手続きは、法律で制定される。

ロシア極東の地方自治

平成15年6月30日発行

編集・発行 (財)自治体国際化協会(CLAIR)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル19階

TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346



本書は再生紙を使用しています



**Council of Local Authorities for
International Relations**